

足立区地域防災計画

風水害編
(令和3年度修正)



足立区防災会議

風水害編 目 次

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要	1
第1節 計画の目的及び前提	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の全体像	3
第4節 計画の習熟	4
第5節 計画の修正	4
第6節 地区防災計画との連携	4
第2章 区等の基本的責務と役割	5
第1節 基本理念	5
第2節 区の責務	5
第3節 防災関係機関の責務	5
第4節 区内事業者の責務	6
第5節 区民の責務	6
第6節 区及び防災関係機関の役割	7
第3章 足立区の現状と被害想定	10
第1節 足立区の概況	10
第2節 風水害被害の想定	12

第2部 防災に関する組織と活動内容

第1章 災害対策本部設置基準	17
第1節 災害対策本部の設置の流れ	17
第2節 災害対策本部の組織及び活動	19
第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要	28
第1節 業務継続計画（BCP）の位置づけ	28
第2節 風水害時に優先する業務	29
第3節 職員配備計画	32
第3章 防災関係機関等との相互協力関係	34
第1節 防災関係機関との協力計画	34

第2節 都との協力計画	34
第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画	34
第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画	34

第3部 災害予防計画

第1章 水防体制再構築	35
第1節 対策の方針	35
第2節 水防体制再構築本部	35

第2章 水害予防対策	39
第1節 対策の方針	39
第2節 洪水対策	39
第3節 浸水対策	41
第4節 都市型水害対策（内水排除対策）	42
第5節 高潮対策	45
第6節 竜巻等突風対策	45

第3章 区民と地域の防災力向上	46
第1節 区民の防災行動力の向上	46
第2節 防災知識の普及	46
第3節 水防訓練計画	48
第4節 自主防災組織の育成方針	50
第5節 行政・事業所・区民等の連携	54
第6節 コミュニティタイムライン	55
第7節 要配慮者対策	55
第8節 防災ボランティアの育成	56

第4章 住民避難計画	59
第1節 分散避難対策	59
第2節 避難所の管理運営対策	63

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり	65
第1節 安全に暮らせるまちづくり	65
第2節 建築物の安全対策の促進	66
第3節 危険物災害の防止	67

第6章 応急対策への備え	73
第1節 活動拠点等の整備	73
第2節 情報連絡体制整備計画	76
第3節 応急対策用資器材整備	84
第4節 応急対策用物資備蓄	86

第7章 受援体制の整備	89
第1節 計画の方針	89
第2節 受援体制の整備	91
第3節 相互応援協定締結自治体からの受援	91
第4節 受援体制の充実に向けた取組	93

第4部 災害応急対策計画

第1章 水害応急対策の活動体制	95
第1節 対策の方針	95
第2節 水防対策	95
第3節 各種本部体制の流れ（各部）	96
第4節 防災関係機関の活動体制	98
第5節 情報収集・伝達	101
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）	116
第7節 区の水防活動計画	124
第8節 消防機関の活動	127
第9節 消防団の活動	127
第10節 警察署の活動	128

第2章 住民避難対策	129
第1節 避難誘導計画	129
第2節 江東5区大規模水害広域避難計画	133
第3節 避難所の指定	135
第4節 避難所の開設	135
第5節 避難所の管理・運営	136
第6節 第二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営	137
第7節 要配慮者に対する避難行動支援	137
第8節 長期化への対応	139
第9節 避難所の閉鎖	140

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策	141
第1節 道路の障害物除去及び交通規制	141
第2節 道路除雪対策	147
第3節 公共建造物等応急対策	149
第4節 危険物応急対策	153

第4章 被災者等に対する応急対策	161
第1節 救出・救助活動	161
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達	165
第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	174
第4節 食料・生活必需品等の供給	181
第5節 人材、資器材等の調達、配分	184
第6節 輸送車両の調達	185
第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分	186

第5章 受援計画	189
第1節 受援体制	189
第2節 その他の自治体からの受援	193
第3節 都への応援要請	194
第4節 防災関係機関との連携	195
第5節 民間団体との協力	199
第6節 ボランティアの受入	199
第7節 医療救援の支援受入	201

第5部 災害復旧計画

第1章 公共施設等の復旧対策	203
第1節 対策の方針	203
第2節 道路、橋梁	203
第3節 河川、水路、排水溝	203

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建	206
第1節 臨時災害相談所の設置	206
第2節 り災証明	208
第3節 義援金・義援品の受領・配分	210

第4節 応急仮設住宅の供給	212
第5節 被災住宅の障害物除去及び応急修理	216
第6節 がれき・粗大ごみ・廃家電の処理	217
第7節 保健衛生・防疫活動	219
第8節 し尿処理	222
第9節 避難所ごみ・生活ごみの処理	223
第10節 教育・保育の復旧対策	223

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

足立区は、四方を河川で囲まれ、海拔2m前後の低地であり、高低差がほとんどない平坦地である。その為、河川の氾濫により広域に浸水するおそれがあるとともに、浸水がなかなか引かないという特性を持っている。このため、内水や中小河川の氾濫に加え、河川堤防の決壊を伴うような大水害などの大規模災害に対する十分な備えと対策が求められる。

国、都、区、そして区民、事業者は、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、災害のおそれがある場合、及び災害発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめる必要がある。

この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2 計画の前提

この計画は、令和元年東日本台風（台風第19号）ほか、過去の大型台風や最近顕著となっているゲリラ豪雨などの都市型水害を参考として計画を策定した。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、三密（密閉・密集・密接）を避けるための「分散避難」や避難所における感染防止対策について検討した。

足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、女性、セクシャルマイノリティのほか、高齢者や障がい者等の参画を拡大し、要配慮者に的確に配慮した防災対策を行うとともに、地域や事業者等と区が連携した防災活動を推進する。

第1章 地域防災計画の概要

第2節 計画の性格

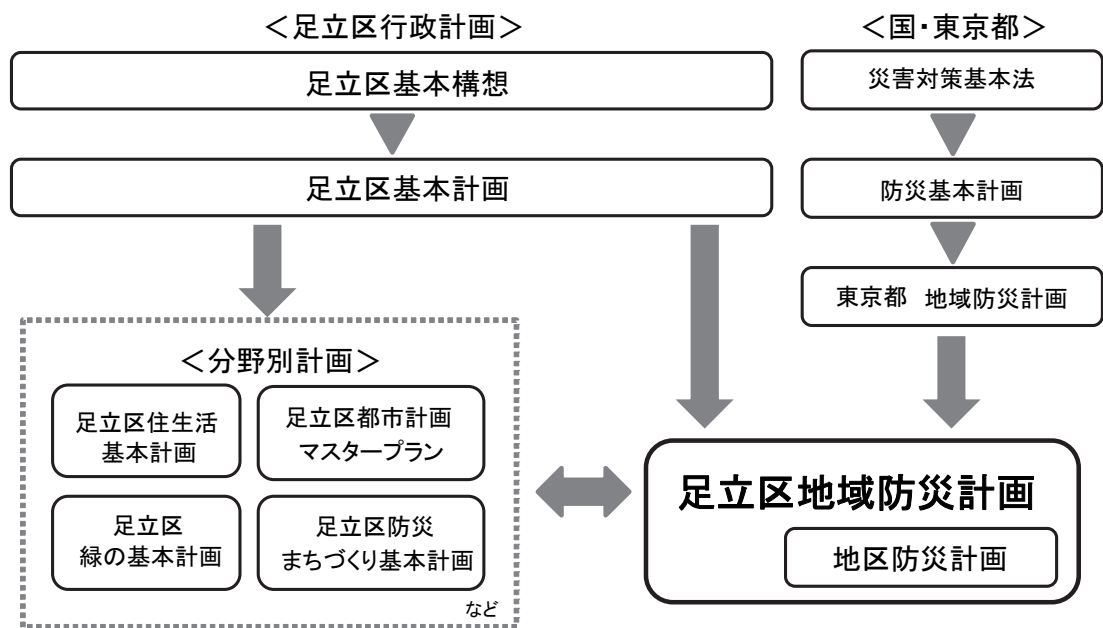
第2節 計画の性格

第1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災関係機関による足立区防災会議が策定する計画である。

第2 この計画は、足立区災害対策条例第12条及び足立区災害対策条例施行規則第3条の定める足立区地域防災総合計画の一部を構成する。

【計画の性格】

地域防災総合計画	災害発生時		
	災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興計画
防災まちづくり基本計画	〃		〃
地域防災計画	〃		
防災コミュニティ計画	〃		



第3 この計画は、区の地域における災害対策に関する総合的、かつ基本的な計画である。したがって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき、都知事から区長に委任された場合の計画または都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画、及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、区が定める水防計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の全体像

本計画（風水害編）は、第1部「総則」、第2部「防災に関する組織と活動内容」、第3部「災害予防計画」、第4部「災害応急対策計画」、第5部「災害復旧計画」から構成され、その他に、別冊の「震災編」と「資料編」から成る。

第2部の防災に関する組織と活動内容に関しては、防災業務の増加及び多様化に対応した防災力強化のために、災害対策本部設置基準に基づいた区としての指令統制機能を明確化し、災害のおそれがある場合及び発災時における即応態勢と、防災関係機関等との協力関係を記載した。

第3部以降は、予防対策・応急対策・復旧対策を基本構成とする。

大規模水害では、発災（河川の氾濫や決壊）前の台風接近などの段階から、避難対策等の事前防災行動（タイムラインによる活動）が実施されるため、予防的施策についても一部、応急対策に記載した。

本計画の全体像は次のとおり。

【本計画の全体像】

第1部	総則
第1章 地域防災計画の概要	第2章 区等の基本的責務と役割
第3章 足立区の現状と被害想定	
第2部	防災に関する組織と活動内容
第1章 災害対策本部設置基準	第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要
第3章 防災関係機関等との相互協力関係	
第3部	第4部
災害予防計画	災害応急対策計画
第1章 水防体制再構築	
第2章 水害予防対策	第1章 水害応急対策の活動体制
第3章 区民と地域の防災力向上	
第4章 住民避難計画	第2章 住民避難対策
第5章 安全な災害に強い防災まちづくり	第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第6章 応急対策への備え	第4章 被災者等に対する応急対策
第7章 受援体制の整備	第5章 受援計画
第5部	災害復旧計画
第1章 公共施設等の復旧対策	
第2章 被災者等に対する支援及び生活再建	

第1章 地域防災計画の概要

第4節 計画の習熟／第5節 計画の修正／第6節 地区防災計画との連携

第4節 計画の習熟

各機関は、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自らまたは協同して調査研究、過去の災害対応の教訓の共有、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施するなど、あらゆる方法により計画の習熟に努めなければならない。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。その際、修正内容を適宜公表する。各機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに修正案を足立区防災会議に提出するものとする。

また、災害対策基本法42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する計画（地区防災計画）を本計画に定める提案があった場合には、別に定める手続きにより必要と認めたものを本計画に定めることとする。

なお、現行の計画上、記載の無い機関、団体等とも関係する項目について必要に応じて積極的に協議を行い、対策内容の一層の強化・充実を図る。

今後も、防災基本計画、東京都地域防災計画等の見直しに合わせ、対策の空白期間が生じないように、適時適切に修正を行う。

第6節 地区防災計画との連携

第1 地区防災計画の目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、平成23年3月に発生した東日本大震災等においても、自助・共助の重要性が再度認識された。

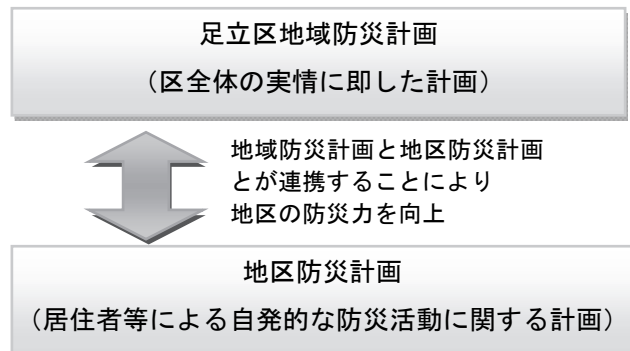
このような状況を踏まえ、平成25年の災害対策基本法改正により、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、区内一定地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

地区防災計画は、地区居住者等自身が率先して、防災活動に取り組むことにより、地域防災力を高め、地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的として策定するものである。

第2 地区防災計画の位置付け

地区防災計画は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるとともに、地域防災計画の中に同計画を規定することにより、地区防災力を向上させるものである。

【地区防災計画の位置付け】



第2章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念／第2節 区の責務／第3節 防災関係機関の責務

第2章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念

第1 災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民による地域の助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図ることが欠かせない。

第2 災害から足立区を守ることは行政に課せられた責務であり、災害対策の推進にあたっては、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで区は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、衛生・医療・教育等の社会保障に基づき、地域コミュニティを維持しなければならない。

第2節 区の責務

第1 区は、区民と事業者と協力し、災害時の第一責任者として、次の責務を果たす。

- 1 区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保しなければならない。
- 2 区は、災害後の区民生活の再建及び安定及び都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 3 区は、前項の目的を達成するため、災害対策に関する計画を策定し、その推進を図らなければならない。
- 4 区は災害対策に関する計画を策定するにあたって、区民、事業者、ボランティア及び防災区民組織等から意見を聴くよう努めなければならない。
- 5 区は、災害対策に関する事業の実施にあたっては、区民や事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が行う災害対策活動に対し、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。
- 6 区は、災害対策に関する事業の円滑な実施を図り、首都北東部の機能を維持するため、都や関係区市町村との連絡調整を行わなければならない。
- 7 区は、都や関係区市町村が実施する災害対策事業に対し支援と協力を行わなければならない。
- 8 区は、災害対策に関する事業の計画の策定及び実施にあたり、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力が必要と認めるときは、当該地方公共団体等に対して協力を要請しなければならない。
- 9 区は、他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第3節 防災関係機関の責務

第1 防災関係機関は、区及び区民、事業者と協力し、次の責務を果たす。

第2章 区等の基本的責務と役割

第3節 防災関係機関の責務／第4節 区内事業者の責務／第5節 区民の責務

- 1 所管に係わる災害予防及び応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する災害予防並びに応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 2 防災関係機関は、上記の責務を果たすため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

第4節 区内事業者の責務

- 第1 事業者は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業並びに前項の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害予防、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 第2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 第3 事業者は、防災資器材や水、食料等の非常用物品等の備蓄（従業員の3日分が目安）等、安全確保のため、従業員や顧客を事業所内に一時待機させることのできる体制の整備に努めなければならない。
- 第4 事業者は、あらかじめ従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 第5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 第6 要配慮者利用施設の事業者は、その利用者等に関して災害被害を防止するため、水防法に基づく施設単位の避難確保計画を作成しなければならない。

第5節 区民の責務

- 第1 区民は、災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、相互に協力し、助け合い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 第2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - 2 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - 3 出火の防止
 - 4 初期消火に必要な用具の準備
 - 5 飲料水及び食料の備蓄
 - 6 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - 7 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

第2章 区等の基本的責務と役割

第5節 区民の責務／第6節 区及び防災関係機関の役割

第3 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区、その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

第4 区民は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、地域の防災訓練や自発的な災害対策活動への積極的な参加、過去の災害から得られた教訓の継承その他の取り組みにより災害対策に寄与するよう努めなければならない。

第6節 区及び防災関係機関の役割

第1 本計画における防災関係機関の名称表現、略称等については、次のとおりとする。

1 都関係機関

- (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いている。
- (2) 警視庁、若しくは東京消防庁に関わる機関については、すべて「警視庁」、若しくは「東京消防庁」として統一している。

2 指定地方行政機関

- (1) 関東地方整備局に関わる機関については、本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、「関東地方整備局」として統一している。

3 指定公共機関

- (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いている。

第2 区の地域における防災機関及び関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

1 区の役割

- (1) 足立区防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 緊急輸送の確保に関すること。
- (5) 避難の指示等及び誘導に関すること。
- (6) 水防に関すること。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (8) 外出者の支援に関すること。
- (9) 応急給水に関すること。
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (11) 被災した乳幼児、児童及び生徒の応急保育・教育に関すること。
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (13) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (14) 災害復興に関すること。
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (16) 地区防災計画の作成支援に関すること。
- (17) 防災区民組織（町会・自治会等）の育成に関すること。
- (18) 事業所防災に関すること。

第2章 区等の基本的責務と役割
第6節 区及び防災関係機関の役割

1 区の役割

- (19) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (20) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

2 都関係機関の役割

水道局 東部第二支所	(1) 水道施設の保全に関すること。
足立 営業所	(2) 災害時における応急給水に関すること。
下水道局 東部第二 下水道事務所	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。
足立 都税事務所	(1) 土地建物の調査に関すること。
第六 建設事務所	(1) 河川の保全に関すること（都管理河川）。 (2) 道路及び橋梁の保全に関すること（都道）。 (3) 水防活動に関すること。 (4) 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
東部公園緑地事務所	(1) 公園の保全、復旧に関すること（都立公園）
警視庁 第六方面本部 千住警察署 西新井警察署 綾瀬警察署 竹の塚警察署	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 (2) 交通規制に関すること。 (3) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 (4) 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 (5) 遺体の調査及び検視に関すること。 (6) 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第六消防方面本部 千住消防署 足立消防署 西新井消防署	(1) 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (2) 救急及び救助に関すること。 (3) 危険物等の措置に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
千住消防団 足立消防団 西新井消防団	(1) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。 (2) 人命の救助及び応急救護に関すること。 (3) 地域住民の防災指導に関すること。
都（交通局）	(1) 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 日暮里・舎人ライナー等による輸送の協力に関すること。

3 指定地方行政機関の役割

足立労働基準監督署	(1) 産業安全（鉱山保安関係は除く）に関すること。 (2) 区内における労働災害防止対策の支援に関すること。
関東地方整備局 江戸川河川事務所 荒川下流河川事務所 東京国道事務所	(1) 河川の保全に関すること。 (2) 災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達、水防活動に対する指導。災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理並びに災害応急対策に関すること。 (3) 大規模自然災害が発生した場合の、地方公共団体に対する被害の拡大を防ぐための緊急対応に関すること。 (4) 道路の障害物除去に関すること。 (5) 災害時の情報交換に関すること。

4 自衛隊の役割

自衛隊	(1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要がある応急救護、または応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。
-----	---

5 指定公共機関の役割

日本郵便株式会社 足立郵便局 足立北郵便局 足立西郵便局	(1)郵便局で取扱う事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保存に関する事。 (2)災害時の郵政事業災害特別事務取扱に関する事。 (3)区内における災害対策の支援に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 北千住駅	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
N T T 東日本	(1)電信及び電話施設の建設及び保全に関する事。 (2)災害時における電信及び電話の供給に関する事。
東京ガス株式会社 東部導管事業部 東部計画推進部	(1)ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関する事。 (2)ガスの供給に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社	(1)電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 (2)電力需給に関する事。
首都高速道路株式会社 東京東局	(1)首都高速道路等の保全に関する事。 (2)首都高速道路等の災害復旧に関する事 (3)災害時における緊急交通路の確保に関する事。

6 指定地方公共機関の役割

東京地下鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東武鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
京成電鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
首都圏新都市鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京都トラック協会 足立支部	(1)災害時における緊急輸送業務に関する事。

7 公共的団体の役割

足立区医師会	(1)災害時における医療救護活動に関する事。
足立区歯科医師会	(1)災害時における歯科医療救護活動に関する事。
足立区薬剤師会	(1)災害時における医療救護活動に関する事。
東京都獣医師会足立支部	(1)災害時における動物救護活動に関する事。

第3章 足立区の現状と被害想定

第1節 足立区の概況

第3章 足立区の現状と被害想定

第1節 足立区の概況

第1 地勢

足立区は、東京 23 区の最北端に位置し、東は中川を挟んで葛飾区、西は隅田川を挟んで北区、新芝川を挟んで川口市に、南は葛飾区、墨田区、荒川区と、北は川口市、草加市及び八潮市にそれぞれ接している。区域の面積は 53.25km² で、東西の延長は 11.10km、南北は 8.79km あり、千住地域を要とするやや扇状の地形を呈している。

足立区は、河川が運んできた土砂の堆積により陸地が形成された沖積低地であり、区全域が海拔 2 m 前後で、北西部がやや高く、南東部にかけて緩やかに傾斜しながら下り、一部では海拔 0 m 地帯を形成している。

地質は粘土質を主成分とした沖積層で、湿潤で水はけの悪い地層であり、沖積層の深さは、区の東部地域で 50～60 m と深く、他の地域でも大部分が 30～50 m となっている。また、表層部に砂層が堆積しているため、区内全域で液状化の被害が予測される。

昭和 5 年に完成した荒川（放水路）が区内を二分する形で北西から南東に流れ、南を隅田川、東に中川、北に毛長川、西に新芝川と四方を河川で囲まれ、区の東部を南北に綾瀬川が縦断している。

第2 人口・産業

1 人口

令和 3 年 1 月 1 日現在の足立区の人口は、69 万 1,002 人となり、平成 13 年以降増加傾向が続いている（平成 18 年を除く）。人口密度も平成 21 年度以降 1 万 2000 人/km² を超えている。

年齢別人口をみると、令和 3 年 1 月 1 日現在、年少人口（0～14 歳）は 77,773 人（11.2%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 441,514 人（63.9%）、老年人口（65 歳以上）は 171,715 人（24.9%）となっており、東京 23 区中でも特に高齢者の割合が多い状況にある。

2 産業

平成 28 年の足立区の事業所数は、2 万 3,557 事業所、従業者数は 21 万 5,361 人となっている。

産業別の事業者数構成比は、その上位から卸売業・小売業（22.1%）、医療・福祉（15.7%）、運輸業・郵便業（11.1%）、宿泊業・飲食サービス業（10.9%）、製造業（10.2%）となっている。また、従業者規模別の事業所数では、9 人以下の事業所が約 80% を占めており、足立区は中小企業の町であるといえる。

第3 都市環境

区では、区画整理事業を中心にまちづくりを進めてきたが、既成市街地では住商工業の混在、木造家屋の密集、狭あい道路等、防災上極めて多くの問題を抱えている。

特に、千住地域、荒川以北の環状七号線以南で尾久橋通りと綾瀬川の間の地域は、自

第3章 足立区の現状と被害想定

第1節 足立区の概況

然発展的過程のままに住居が密集し、建築密度が高く、不燃化率が低いこと、防災（特に火災）の面で多くの課題が山積している。建物の不燃化等は、都内他市区と比べ対策は進んでいるが、震災時の消火活動困難度（地域の延焼危険度、消防水利の有効性、消防隊等の到達性等を総合的に勘案される数値）は依然として高く、継続的な改善が必要である。

また、道路網についても、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分を除くと自然発生的に形成された道路が多く、区道約 950km のうち、およそ 45%が幅員 5.5 m未満であり、災害時における避難、消火、救出救助活動等への支障が懸念される。

さらに、災害時の一時集合場所や火災延焼防止帯として重要な役割を果たす公園や児童遊園について、総面積は東京 23 区中でもトップクラスになるが、人口一人あたりの面積は、約 4.68 m²（令和2年4月1日現在）であり、都市公園法に定められている 5 m²の整備目標を下回っている。

鉄道利用に関しては、つくばエクスプレスが開通した平成 17 年度より利用者数の傾向が一変した。足立区全体の鉄道の日平均利用者数は、平成 6 年度より平成 16 年度までの 10 年間減少傾向を続けていたが、平成 17 年度より増加傾向に転じ、平成 20 年の日暮里・舎人ライナーの開業もあり、令和元年度では約 200 万人（各路線の利用者数の合計）となっている。特に、北千住駅は J R 常磐線、東武スカイツリーライン、地下鉄日比谷線・千代田線、つくばエクスプレスの 4 社 5 路線が乗り入れ、150 万人以上が利用している（乗り換え利用も含む）都内でも屈指の主要ターミナル駅である。

第3章 足立区の現状と被害想定

第2節 風水害被害の想定

第2節 風水害被害の想定

足立区においては、狩野川台風、伊勢湾台風など、過去幾度となく災害に見舞われ、甚大な損害を受けてきたが、河川改修、下水道の整備等により、被害は大幅に減少した。

しかし、急速な市街地化に伴う河川への雨水流出量の増加と短時間の集中豪雨（ゲリラ豪雨）による新たな都市型水害が発生する状況である。

このため、風水害対策の計画策定にあたっては、過去の台風のうち特に被害の大きかった平成3年9月の台風18号及び平成5年8月の台風11号を参考としている。

なお、上記以外として、荒川下流の事前防災行動計画（タイムライン）では、平成19年9月台風第9号の降雨を想定最大規模に引き伸ばした降雨による荒川本川の破堤を一つのシナリオとしている。広域避難計画では、洪水ハザードマップ、内水氾濫では、東海豪雨相当の雨が降った場合のハザードマップを参考としている。

【区内の主な被害地域】

発生年月日 災害名	床上浸水	床下浸水	被害地域	総降雨量 観測所
平成3年9月19日 台風18号	221件	1,109件	舎人、古千谷、東伊興、西新井、江北、扇、花畑、千住他	236mm 五兵衛
平成5年8月27日 台風11号	758件	514件	舎人、古千谷、東伊興、西伊興、西新井、栗原、鹿浜、江北、椿、扇、小台、花畑、千住、日の出町、柳原他	242mm 本木
平成17年9月4日 集中豪雨	4件	27件	千住、日ノ出町、柳原他	105mm 足立
平成23年8月26日 集中豪雨	1件	14件	千住、柳原他	78mm 千住旭町

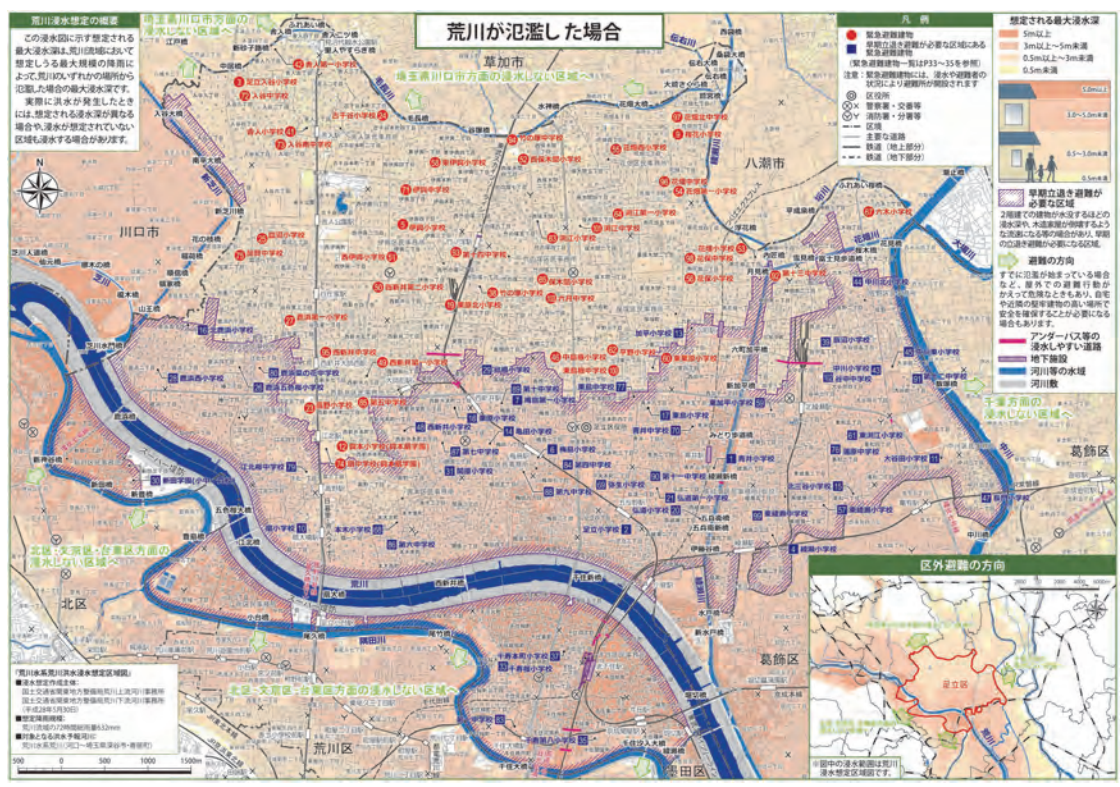
※ 令和元年台風19号においては、床上・床下浸水や人命に係わる事故はなかったが、過去最大の区内135箇所の避難場所を開設し、ピーク時には33,154人が避難

第3章 足立区の現状と被害想定
第2節 風水害被害の想定

足立区において、特に被害想定が大きな4河川について、以下に例示する。

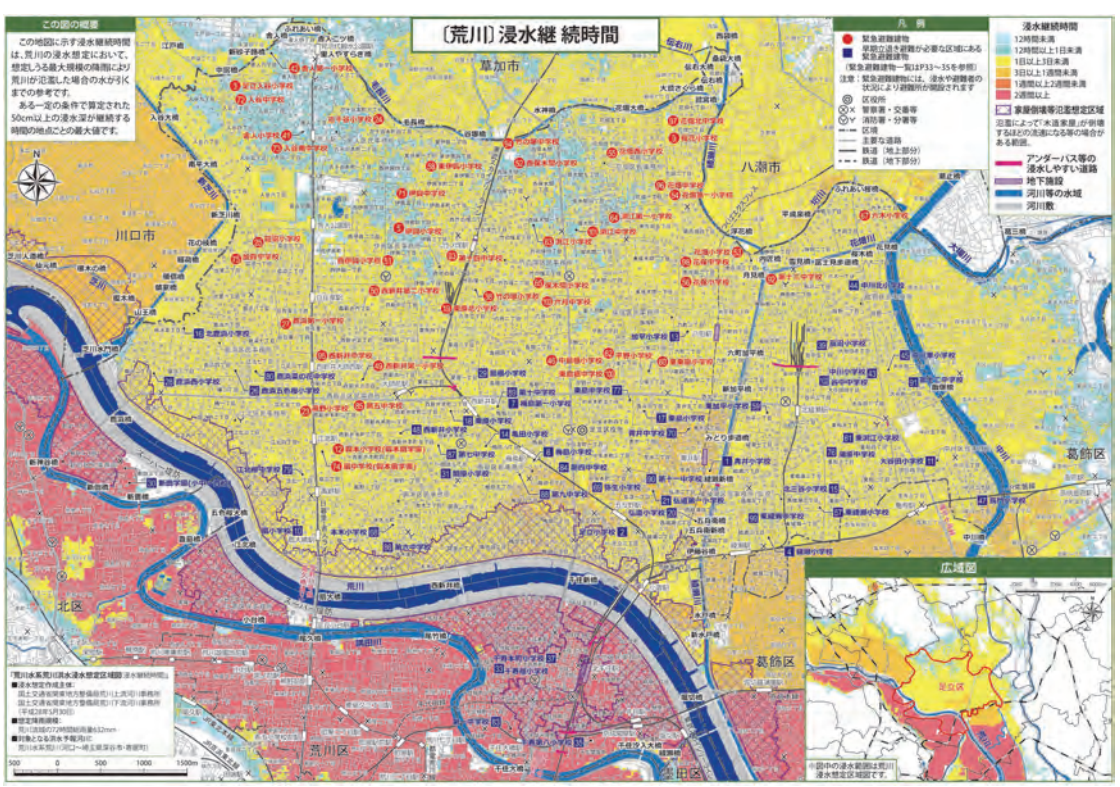
【荒川の最大浸水深】

想定する最大規模の降雨により、荒川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深



【荒川の浸水継続期間】

想定する最大規模の降雨によって、荒川が氾濫した場合の水が引くまでの時間

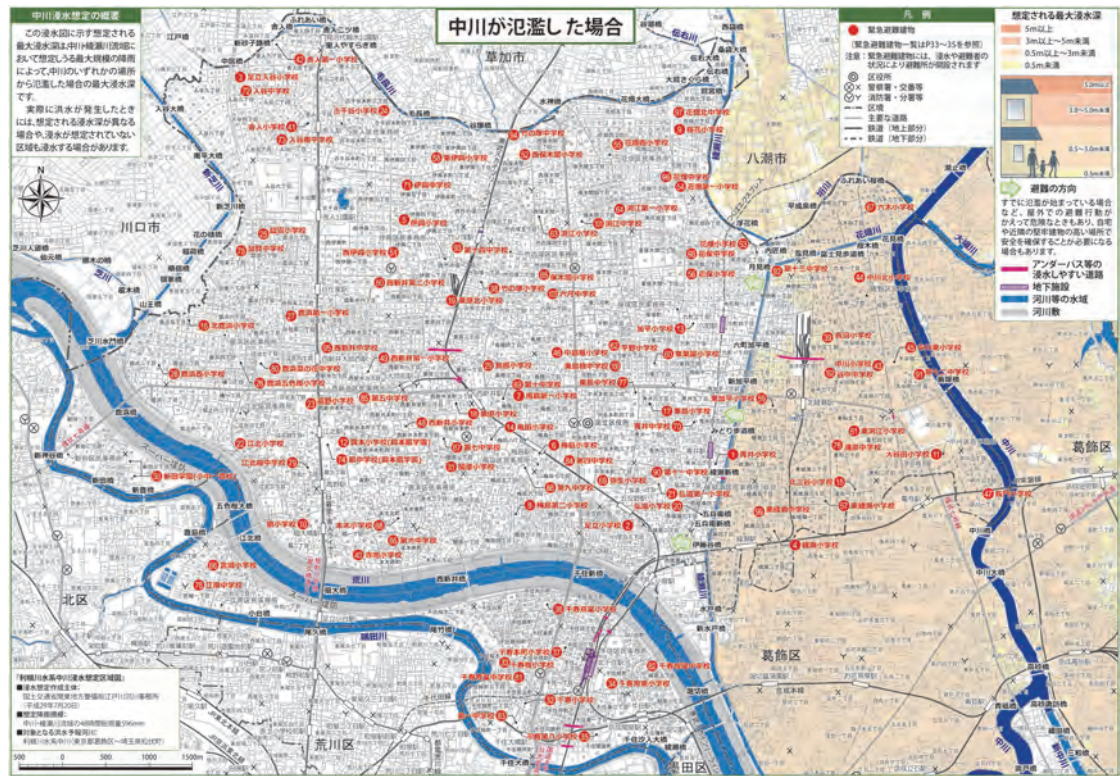


第3章 足立区の現状と被害想定

第2節 風水害被害の想定

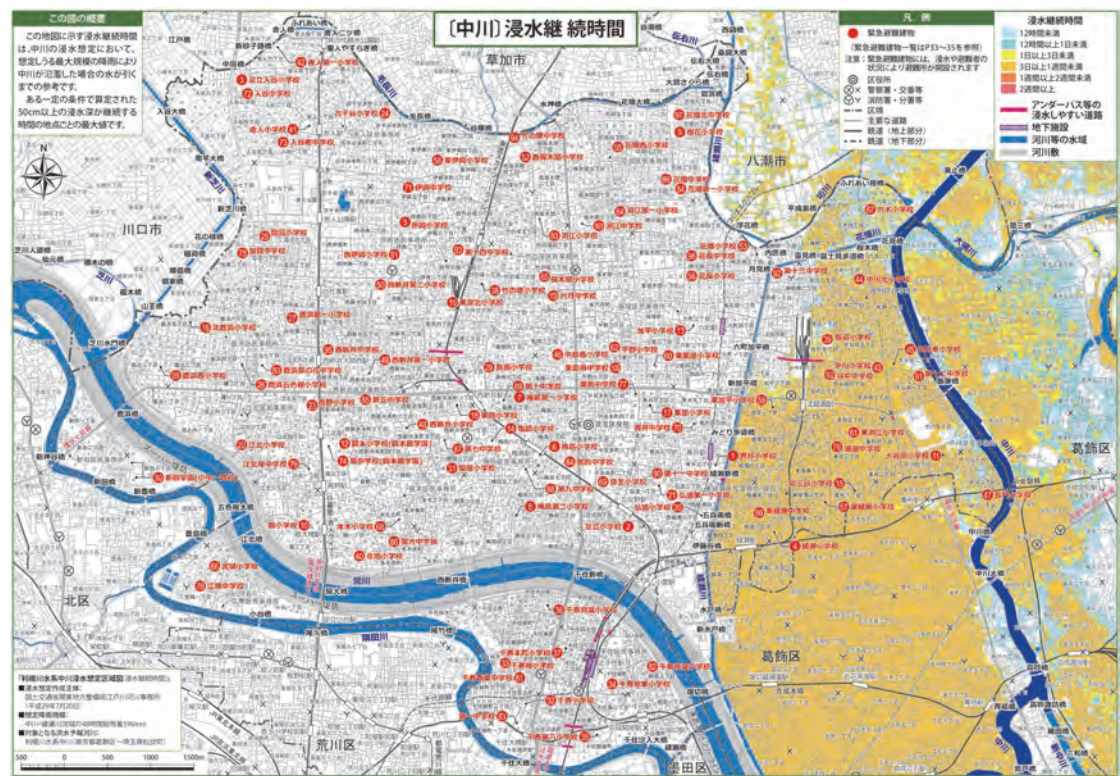
【中川の最大浸水深】

想定する最大規模の降雨により、中川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深



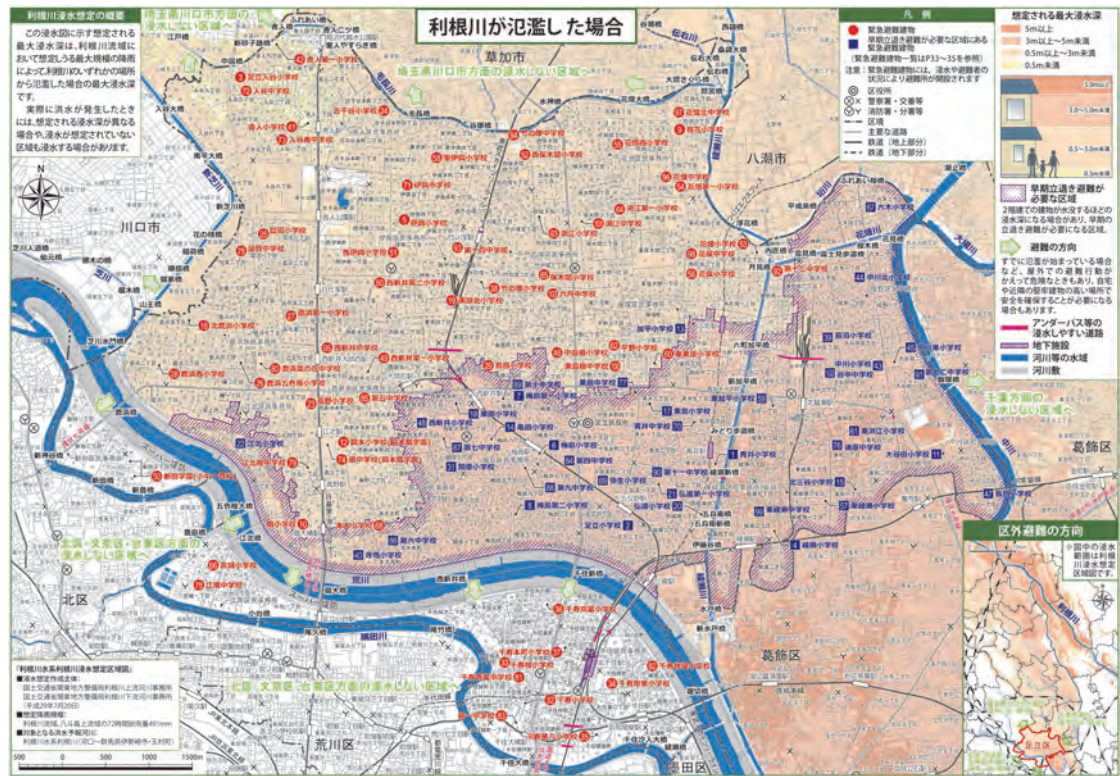
【中川の浸水継続期間】

想定する最大規模の降雨によって、中川が氾濫した場合の水が引くまでの時間



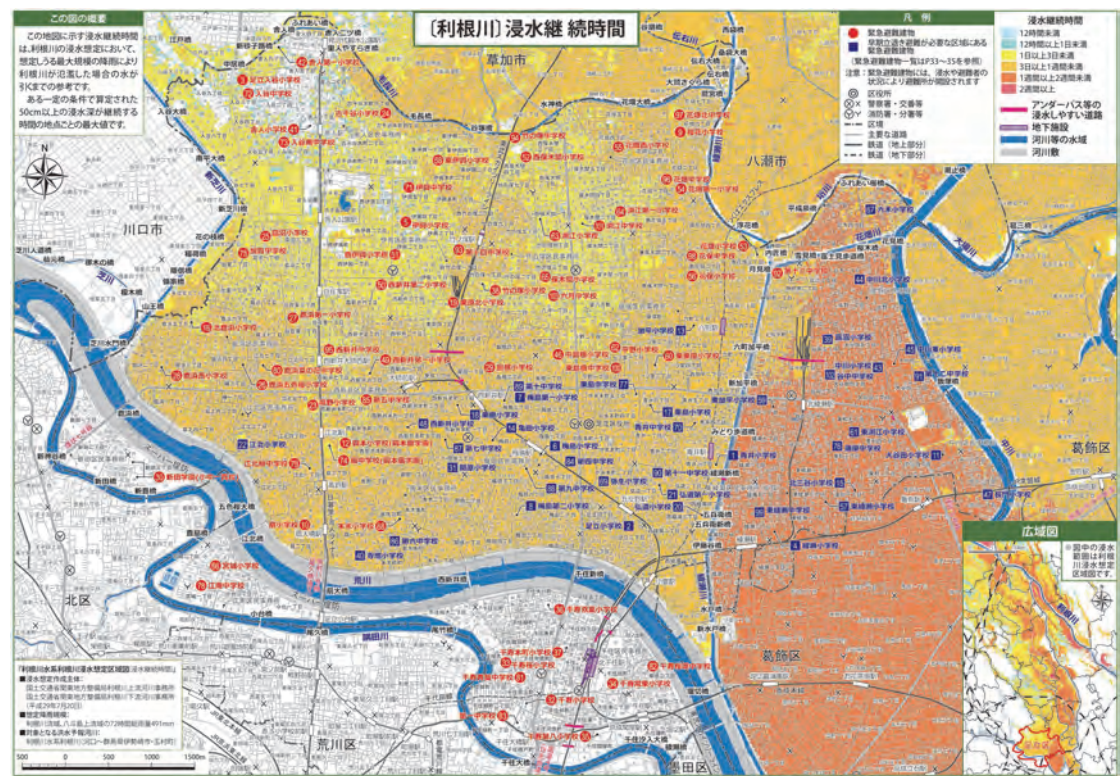
【利根川の最大浸水深】

想定する最大規模降雨により、利根川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深



【利根川の浸水継続期間】

想定する最大規模の降雨によって、利根川が氾濫した場合の水が引くまでの時間

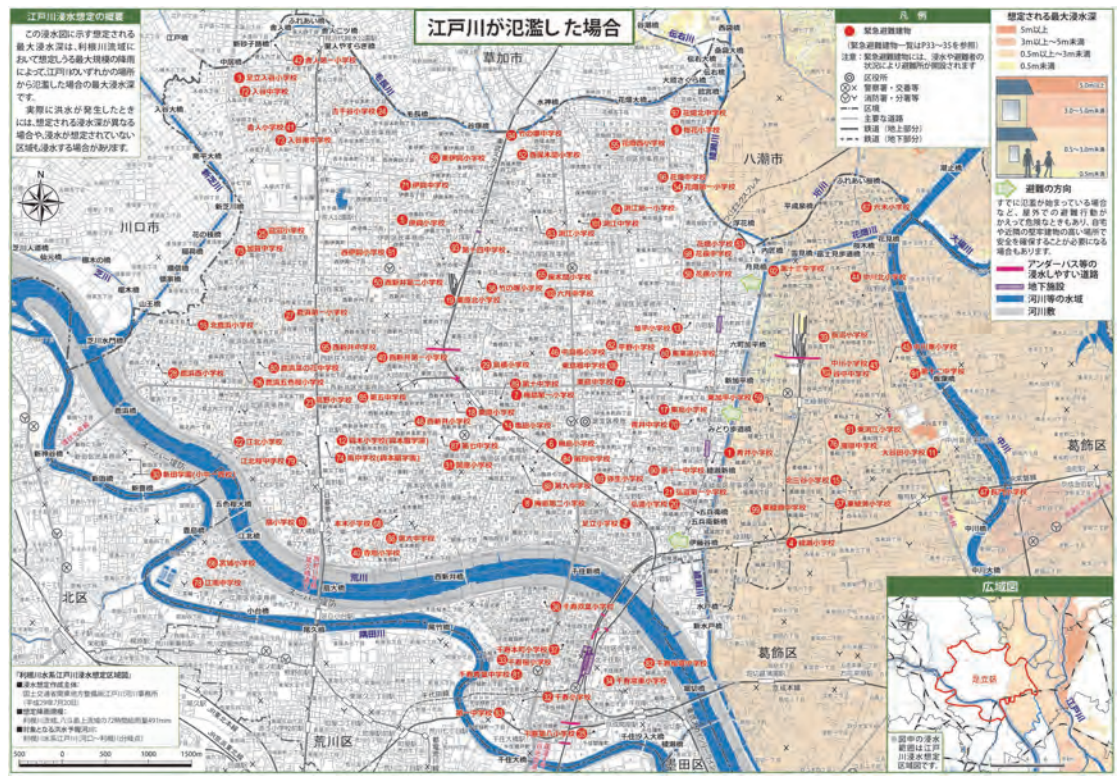


第3章 足立区の現状と被害想定

第2節 風水害被害の想定

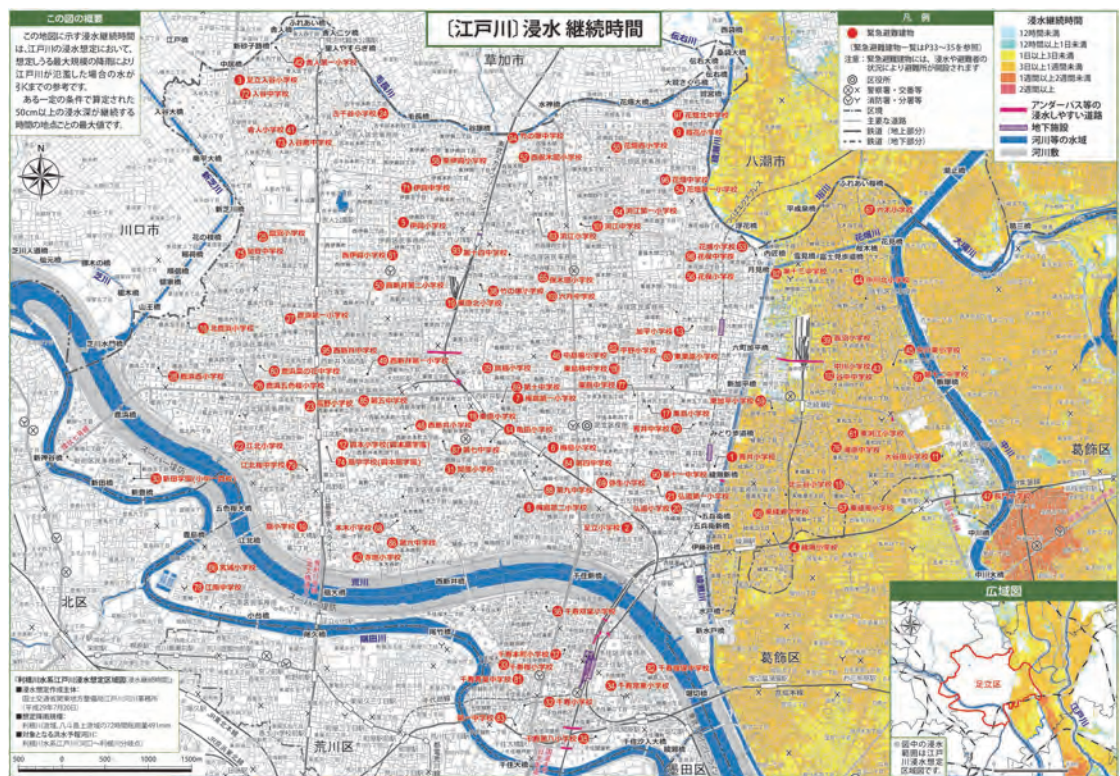
【江戸川の最大浸水深】

想定する最大規模降雨により、江戸川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深



【江戸川の浸水継続期間】

想定する最大規模の降雨によって、江戸川が氾濫した場合の水が引くまでの時間



第2部 防災に関する組織と活動内容

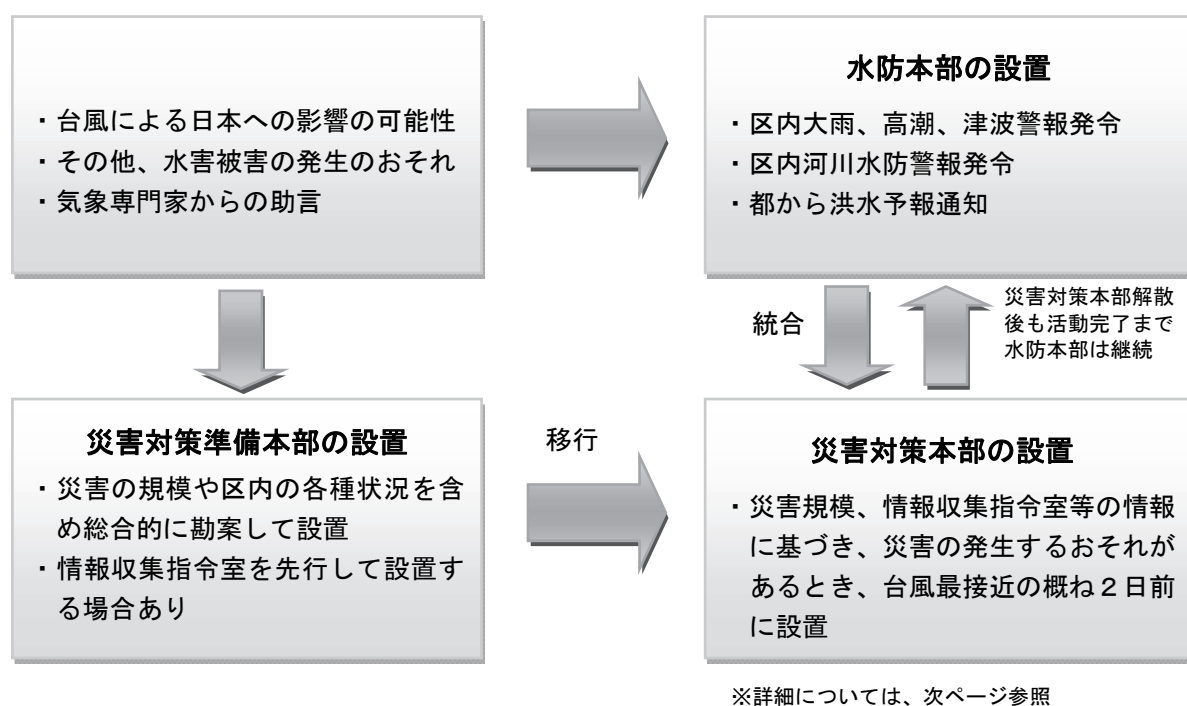
第1章 災害対策本部設置基準

第1節 災害対策本部の設置の流れ

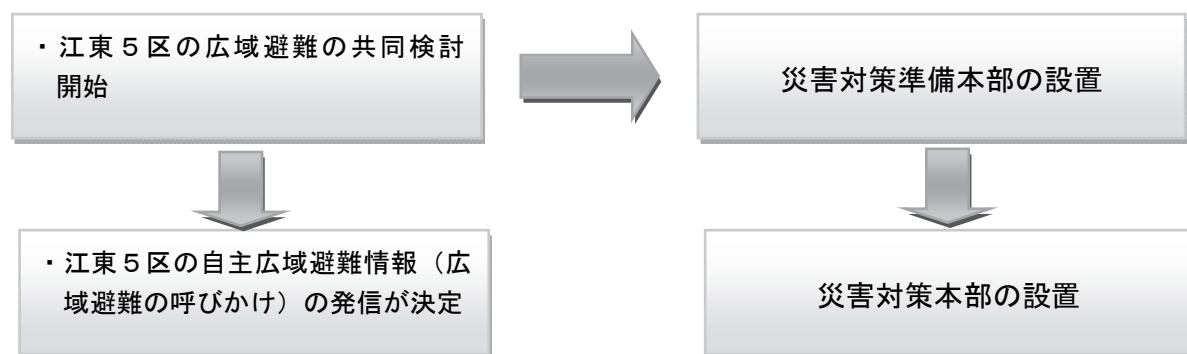
区内において、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合、区民等の安全確保を迅速かつ的確に実施するため、以下の手順に基づいて早期に災害対策態勢を確立し、防災関係機関と協力して災害対策を推進する。

また、迅速かつ的確な初動体制を確立する上では、情報収集が重要となるため、危機管理部と関係部署から構成される情報収集指令室は、災害対策本部設置以前に、危機管理部長またはその代行者の判断により、先行的に設置される場合がある。

【水防本部、災害対策本部の設置の基本的な流れ】



【江東5区の広域避難の共同検討が開始された場合の流れ】



第1章 災害対策本部設置基準

第1節 災害対策本部の設置の流れ

第1 本部設置基準

1 水防本部の設置基準

本部は、次のいずれかに該当する場合に、本部長（都市建設部長）が設置する。

水防本部は、災害対策本部が設置された場合、これに統合される。ただし、災害対策本部が廃止されても、水防活動が概ね完了するまでは水防本部は継続する。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項に規定する気象（暴風雨及び大雨に限る。）、洪水または高潮の警報が区に発表されたとき。
- (2) 水防法第10条第3項または第11条第1項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を都知事から受けたとき。
- (3) 水防法第16条第3項に基づく指定河川に係る水防警報の通知を都知事から受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が水害の発生するおそれがあると認めたとき。

2 災害対策準備本部の設置基準

台風、豪雨、竜巻、強風、大雪等の発生により、河川氾濫等の被害が生じるおそれがある場合は、災害の規模や区内の状況（河川状況等）を含め総合的に勘案し、的確な初動体制を確立するため、概ね4日前の時期に、次の基準で災害対策準備本部を設置する。

- (1) 950hPa以下で東京直撃の可能性がある場合
- (2) 最大瞬間風速50m以上の可能性がある場合
- (3) 気象専門家からの助言

3 災害対策本部の設置基準

災害対策準備本部設置後、若しくは状況の変化に応じては直接、情報収集指令室等の報告に基づき、区長またはその代理者は、台風最接近の概ね2日前の時期に災害対策本部を設置する。

以下に、災害対策本部設置に係わる各河川における判断基準を示す。

河川名	災害対策本部設置基準
荒川	埼玉県秩父周辺で48時間雨量が600mmを超過する場合
中川	吉川水位観測所の水位3.7m（レベル3）
綾瀬川	谷古宇観測所の水位3.1m（レベル3）
その他の河川	原則：水位危険度レベル3

江東5区の広域避難の共同検討が開始された場合は、災害対策本部の設置に向けた災害対策準備本部を設置し、江東5区の自主広域避難情報（広域避難の呼びかけ）の発信を決定した段階で、災害対策本部を設置する。

第2節 災害対策本部の組織及び活動

第1 災害対策本部の設置

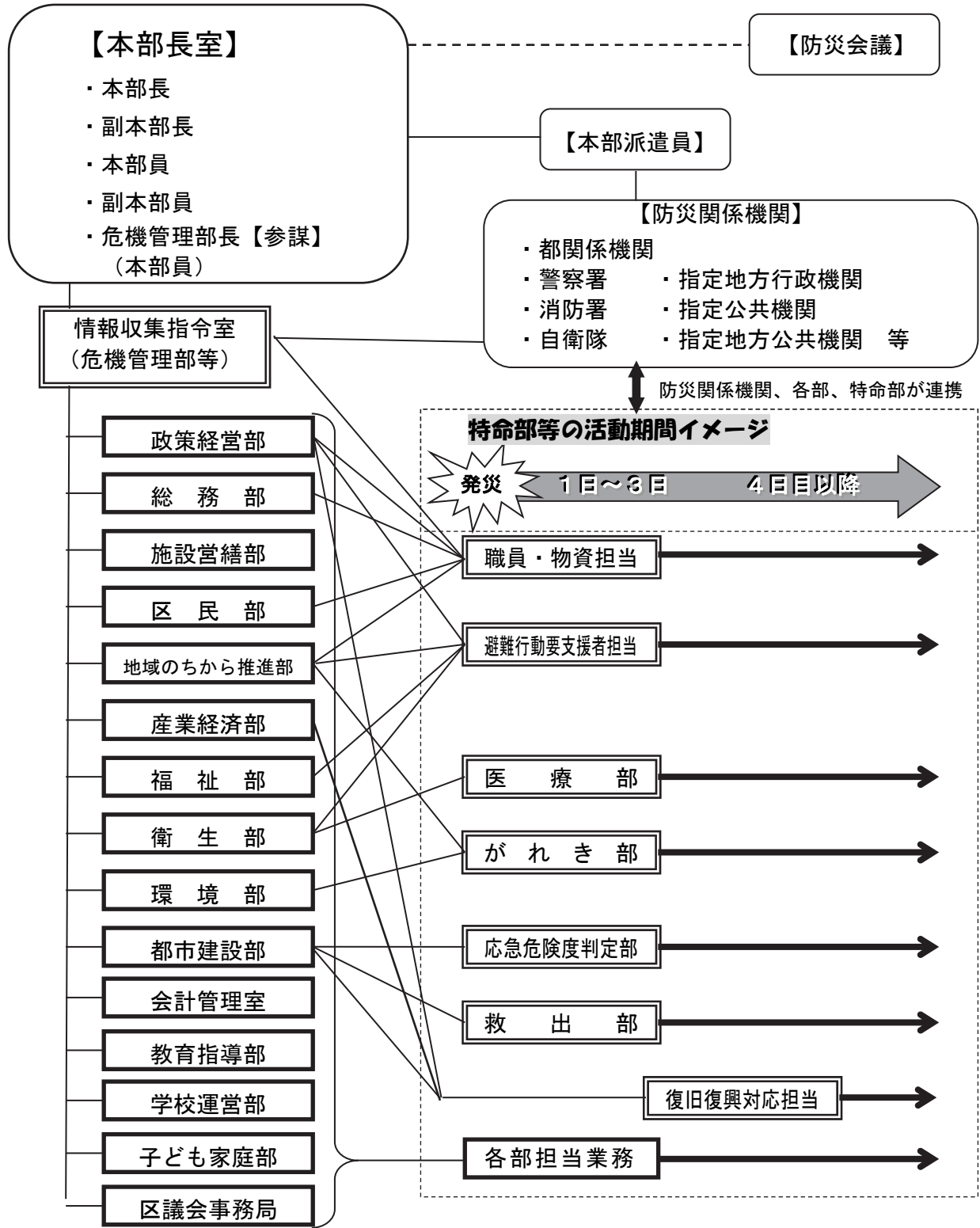
- 1 災害対策本部は、区長またはその代理者が、災害の規模、情報収集指令室等の報告等に基づき設置する。
- 2 設置場所は、区役所中央館8階災害対策本部室とする。
- 3 部長の職にあてられている者は、区長またはその代理者に本部の設置を要請することができる。
- 4 危機管理部長は、本部が設置されたときに、直ちに都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。
- 5 危機管理部長は、本部が設置されたときに、庁舎玄関前及び必要な場所に「足立区災害対策本部」の表示を掲出する。
- 6 各部長は、所属職員に本部の設置を周知徹底する。
- 7 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。
- 8 危機管理部長は、本部が解散した場合、直ちに都知事及び関係機関に通知する。

第2 災害対策本部の組織

- 1 災害対策本部は、本部長室（中央館8階）、情報収集指令室（南館7階：危機管理部等）及び区（各部等）をもって構成する。

第1章 災害対策本部設置基準
第2節 災害対策本部の組織及び活動

【組織図】



【特命部の構成】

情報収集指令室：危機管理部職員、指定職員

職員・物資担当：総務部、区民部、地域のちから推進部、政策経営部

避難行動要支援者担当：福祉部、衛生部、地域のちから推進部、政策経営部、その他関係部署

医療部：衛生部、足立区医師会、日本赤十字社

がれき部：環境部、東京都足立都税事務所、地域のちから推進部

応急危険度判定部：都市建設部（建築室）、区職員判定員、区登録判定員

救出部：警察署、消防署、自衛隊、都市建設部

復旧復興対応担当：都市建設部、政策経営部、産業経済部、その他関係部署

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

- (1) 本部長室は、本部長、副本部長、本部長、副本部長で構成し、本部の基本方針を審議策定するため、次の事務を所掌する。
- ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - イ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ウ 避難の指示に関すること。
 - エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
 - オ 市町村及び他の公共機関、防災機関等に対する応援要請に関すること。
 - カ その他災害対策に関すること。
 - キ 本部長室の庶務は、情報収集指令室（危機管理部等）が行う。
- (2) 本部長室は、初動の段階で特に次の事項を審議し共通認識する。
- ア 「人命最優先の応急対策」の特定及び人員の充当
 - イ 「人命最優先の応急対策」に係わる作業のうち、特に緊急性を要するものに対する責任者の指定及び作業の分割
 - ウ 決定事項の職員への周知徹底及び応急業務の履行状況の把握
 - エ 初動期の優先事項については所管外であっても積極的に連携・協力すること。
- (3) 本部長等の職務は以下のとおり。
- ア 本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
 - イ 副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときは、その職務を代理する。
 - ウ なお、職務代理者に事故あるときは、以下に定める順序により臨時代理者をおく。
 - (ア) 危機管理部長
 - (イ) 総務部長
 - (ウ) 危機管理部長経験者
 - (エ) 災害対策課長経験者の部長級職員
 - (オ) 危機管理課長経験者の部長級職員
 - (カ) その他部長級職員で、組織順の上位にある者
 - エ 本部長（各部の部長）は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、部の事務を掌理する。
 - オ 副本部長（規則で定めた課長職にある者）は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
 - カ 本部長は規則で定めた職にある者のほか、必要と認める者をもって副本部長に充て、本部長室の事務に従事させることができる。
 - キ その他の災害対策本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。
- (4) 本部長は、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員が本部派遣員として本部長室の事務に協力することを求めることができる。
- ア 都関係機関
 - イ 警視庁
 - ウ 東京消防庁
 - エ 自衛隊

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

- オ 指定地方行政機関
- カ 指定公共機関
- キ 指定地方公共機関

- (5) 本部長は、情報連絡を円滑にするために、関係防災機関に対して、連絡員の派遣を要請することができる。情報連絡員は、本部派遣員と兼ねることができる。
- (6) 本部長は、迅速適切な人員確保、物資供給、救助救出活動、医療活動、避難行動要支援者対策、応急危険度判定、がれき処理、復興対応を行うため、本部職員と本部派遣職員等による特命部（職員・物資担当、救出部、医療部、避難行動要支援者担当、応急危険度判定部、がれき部及び復旧復興対応担当）を設置する。
- (7) 特命部設置のタイミングは、通常、発災（河川の氾濫や決壊）後を想定するが、水害の特長から災害対策本部の設置後、速やかに行う可能性がある。
- (8) 本部長は、必要に応じて、関係機関の代表職員と本部員等の職員による調整本部を設置することができる。
- (9) 情報収集指令室は、室長、副室長、班員で構成し、主な業務は次の表のとおり。

【7階防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】

組織名	業務内容
危機管理部長	(1)情報収集指令室の統括
総合防災対策室長	(1)情報分析班、通信班、受援班、部長不在時の情報収集指令室の統括
災害対策課長	(1)情報分析班、通信班の統括
情報分析班（班長：災害対策係長）	(1)被害・気象等の情報の収集と分析に関すること。 (2)避難情報の発令の検討に関すること。 (3)応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること。
通信班（班長：施設管理係長）	(1)通信手段の確保に関すること。 (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること。 (3)避難指示の伝達に関すること。 (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること。 （資料編震災編 第19「宿日直者の職務概要」P.63、第23「災害状況速報」P.67、第24「災害（中間・確定）報告様式」P.68）
担当課長	(1)受援班の統括
受援班（班長：担当係長）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 (2)応援資源の調達・管理の調整に関すること。 (3)応援の要請、受入れの取りまとめに関すること。
危機管理課長	(1)渉外・庶務班、連携班の統括 (2)部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括
渉外・庶務班（班長：危機管理係長）	(1)情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること。 (2)防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること。 (3)庁内調整、各種調整会議の開催に関すること。 (4)情報収集指令室の庶務に関すること。 (5)本部活動の記録の作成に関すること。

組織名		業務内容
連携班	広報室 (広報室長指定)	(1)報道広報活動に係わる情報の収集・伝達、報道機関等の対応 (2)災害情報の発信、調整等
	区(各部) (各部長指定)	(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等 (2)受援ニーズに関する各部状況把握・取りまとめ、報告 (3)応援部隊の各部調整、受入れに関すること等

※ 連携班における区(各部)は、部の庶務担当係職員を原則とする。

※ 過去の災害の教訓から、応急対策の指令統制機能を主要な任務とする情報収集指令室(危機管理部職員)は、原則として報道機関、住民からの照会、来訪希望者への個別対応は行わず、本部長室での会議等を通じ、それらの対応体制を速やかに整備する。

【情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容の例】

災害時には人命に関わる緊急対応が必要な情報と、そうでない情報が混在することで、一度に流通する情報量が増し、混乱をきたす危険性がある。各部が情報の重要性及び緊急性を検討し、状況に応じた業務の優先順位等について災害対策本部に報告、判断を仰ぐ必要がある。

2 区(各部等)の分掌事務は、下表に示すとおりである。

【各部・各公社等分掌事務内容】

各部・公社等称	災害発生1日～3日の応急対策	災害発生4日目以降の応急対策
区(政策経営部)	(1)復旧・復興案の作成準備 (2)災害対策予算の準備 (3)災害情報・避難所情報等の広報 (4)報道機関との連絡 (5)コールセンターの再開 (6)情報システム、電算機器の復旧 (7)復旧復興対応担当の管理・運営統括 (8)災害対策課支援	(1)復旧・復興案の作成 (2)災害対策予算の組み立て (3)災害情報・避難所情報等の広報 (4)報道機関との連絡 (5)臨時災害相談の統括 (6)電算機器の復旧
区(総務部)	(1)一般ボランティアの受入れ・支援に関すること。 (2)職員・物資担当の管理・運営統括 (3)救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること。 (4)応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること。 (5)職員動員数の把握に関すること。 (6)職員の給食に関すること。	(1)職員のサービス、給与、健康管理、公務災害補償に関すること。 (2)その他左記の応急対策業務

第1章 災害対策本部設置基準
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等称名	災害発生1日～3日 の 応 急 対 策	災害発生4日目以降 の 応 急 対 策
区（危機管理部）	<ul style="list-style-type: none"> (1)災害対策本部の運営に関する事。 (2)情報収集指令室の管理・運営統括 (3)災害情報の収集・伝達及び統括に関する事。 (4)防災関係機関及び各部との連絡調整に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)防災会議の開催に関する事。 (2)その他左記の応急対策業務
区（施設営繕部）	<ul style="list-style-type: none"> (1)災害対策本部施設（本庁舎）の復旧 (2)区施設の災害応急復旧に関する事。 (3)区立の学校施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)区施設応急復旧 (2)学校施設対応応急復旧
区（区民部）	<ul style="list-style-type: none"> (1)避難者・人材の輸送 (2)救護食料・救援物資の輸送 (3)飲料水の輸送 (4)救援物資・義援品の受領及び輸送 (5)死体火葬許可証の発行 (6)応急給水槽管理運営（課税課：小右衛門給水所） 	<ul style="list-style-type: none"> (1)左記の応急対策業務
区（地域のちから推進部）	<ul style="list-style-type: none"> (1)区内被害情報収集・調査 (2)要配慮者の対応（要配慮者移送に関する事。） (3)地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護 (4)所管施設の被害状況調査 (5)第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営 (6)遺体安置所の設置及び遺体の収容 (7)応急給水槽管理運営（スポーツ振興課：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園、伊興区民事務所：諏訪木東公園内応急給水槽、江北区民事務所：北宮城町公園内応急給水槽） <p style="text-align: center;">（第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)り災証明のための家屋被災調査 (2)り災証明発行 (3)文化財の保護 (4)左記の応急対策業務 (5)義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 (6)各種民間団体との連絡調整 (7)がれき処理（被災家屋の解体・撤去）の住民申請受付 (8)応急仮設住宅受付協力 (9)応急学童保育の実施

第1章 災害対策本部設置基準
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等称	災害発生1日～3日 の応急対策	災害発生4日目以降 の応急対策
区（産業経済部）	(1)区内企業（団体）との連絡調整 (2)食品団体との連絡調整 (3)中小企業・事業者の再建促進支援	(1)左記の応急対策業務
区（福祉部）	(1)避難行動要支援者担当の管理・運営 (2)所管施設利用者の応急救護 (3)第一次・第二次（福祉避難所）避難所開設・運営統括 (4)避難行動要支援者対策 (5)応急給水槽管理運営（千住福祉課：千住スポーツ公園、西部福祉課：江北給水所、都立舎人公園）	(1)社会福祉団体連絡調整 (2)災害弔慰金等支給 (3)生活保護受給者等実態調査 (4)その他左記の応急対策業務
区（衛生部）	(1)医療部の管理・運営統括 (2)医療機関連絡調整 (3)都との連絡・調整 (4)緊急医療救護所の設置・運営 (5)保健活動班の編成・派遣 (6)医薬品・医療資器材の調達（総務部との調整による分担） (7)動物救護	(1)感染症の危機管理対策 (2)食品環境衛生指導・消毒班の編成・派遣 (3)避難所の医療相談対策（医療相談窓口の開設） (4)保健衛生上の試験・検査 (5)その他左記の応急対策業務
区（環境部）	(1)がれき部（災害廃棄物処理）の管理・運営統括 (2)道路啓開等に伴うがれきの受入れ（緊急仮置場の開設） (3)災害廃棄物の発生量・処理量の推計 (4)一次仮置場の必要面積の算定 (5)し尿の処理 (6)災害廃棄物処理方針・実行計画の策定	(1)粗大ごみ・廃家電等の受入れ（一次仮置場の開設） (2)倒壊家屋の解体・撤去・処理の住民申請に伴うがれきの受入れ（一次仮置場の開設） (3)し尿、避難所・生活ごみの処理 (4)環境保全対策 (5)災害廃棄物処理方針・実行計画の見直し（随時見直し）
区（都市建設部）	(1)救出部の管理・運営統括 (2)被災家屋からの救出・遺体搜索・搬送 (3)土木施設の被害情報収集 (4)土木施設の応急対策 (5)道路障害物除去	(1)土木施設復旧計画及び応急復旧 (2)復旧復興計画 (3)応急仮設住宅予定地調査

第1章 災害対策本部設置基準
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等名	災害発生1日～3日間の応急対策	災害発生4日目以降の応急対策
	(6) 震災時水防本部の運営 (7) 河川巡視及び排水場施設運転管理 (8) 堤防・護岸の応急対策 (9) 応急給水槽管理運営（西部公園係：諏訪木東公園） (10) 復旧復興対応担当の管理・運営統括 (11) 復旧復興計画準備 (12) 建築基準法第84条による建築制限	(4) 応急仮設住宅建設協議 (5) 応急仮設住宅の入居広報、受付、選定、入居者管理 (6) 被災住宅の応急修理 (7) 公的住宅のあっ旋 (8) 左記の応急対策業務
区（会計管理室） ※出納部	(1) 物品・現金の出納	(1) 左記の応急対策業務 (2) 災害援護金及び義援金等の一時保管
区（教育指導部）	(1) 区立学校被害情報収集 (2) 学校教育施設被害調査 (3) 第一次・第二次（福祉避難所）避難所管理・運営（第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設）	(1) 応急教育 (2) 教育相談 (3) 左記の応急対策業務
区（学校運営部）	(1) 区立学校被害情報収集 (2) 学校教育施設被害調査 (3) 第一次・第二次（福祉避難所）避難所管理・運営（第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設）	(1) 学用品の支給 (2) 左記の応急対策業務
区（子ども家庭部）	(1) こども園・保育園・認証保育所・家庭的保育事業者等の被害情報収集及び連絡調整 (2) こども園・保育施設の応急対策、再開等 (3) 第一次避難所管理・運営	(1) こども園・保育園等の復旧計画 (2) 応急保育の実施 (3) 左記の応急対策業務
区議会事務局 ※議会部	(1) 区議会災害対策会議の業務（情報収集、区議会議員との連絡調整等） (2) 全員協議会（災害発生4日目13時開催）の準備業務	(1) 区議会議員との連絡調整 (2) 全員協議会に関する業務
生涯学習振興公社	(1) 所管施設利用者応急救護 (2) 所管施設の被害状況調査	
勤労福祉サービスセンター	(1) 区（産業経済部）の支援	(1) 左記の応急対策業務

第1章 災害対策本部設置基準
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等 名 称	災害発生1日～3日 の 応 急 対 策	災害発生4日目以降 の 応 急 対 策
足立区観光交流協会	(1)区(産業経済部)の支援	(1)左記の応急対策業務
社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	(1)区(福祉部・総務部)の支援	(1)左記の応急対策業務

- ※ 部の名称及び分掌事務は、足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。
- ※ ただし、風水害時は、水害時庁内タイムラインを合わせて運用する。また、本部長は、職員動員数、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。
- ※ 本部長は、災害対応の緊急性や業務量等に応じ、必要があると認めるときは、部を横断し人員を再配分することができる。

第3 災害対策本部体制の考え方と業務分掌

大規模災害では、迅速、かつ柔軟な意思決定及び応急対応ができる組織体制の整備が重要である。そのためには、災害の初動期から、優先的に取り組むべき業務を迅速に選定し、部署横断的に柔軟に対応することが求められる。本区では、ICS(※)の考え方を参考に、本部体制を以下のとおり構築する。

- 1 情報収集指令室を、災害対策本部長の指揮を補佐する部門として位置づける。情報収集指令室で情報収集伝達、受援活動の取りまとめ、本部長室への各種情報の伝達、各部への指示等を実施する。
- 2 「特命部」を設置し、初動期から優先的な対応が求められる業務にあたる。現在、区で指定した特命部は以下のとおり。

種 類	概 要
職 員 ・ 物 資 担 当	活動に必要な人員(区職員)の確保、物資の供給等
避 難 行 動 要 支 援 者 担 当	避難行動要支援者への避難支援等
医 療 部	医療活動支援等
が れ き 部	がれき等の災害廃棄物処理等
応 急 危 険 度 判 定 部	建物等の応急危険度判定の実施等
救 出 部	負傷者等の救出支援等
復 旧 復 興 対 応 担 当	復興本部の設置・運営、計画類の作成等

- ※ 1970年代に米国において開発されたICS(Incident Command System)は、災害現場、事件現場などにおける標準化されたマネジメントシステムであり、日本でも、自衛隊、海上保安庁、岩手県等に導入されている。ICSでは、災害対策本部を5つの機能(指揮調整、資源管理、情報作戦、財務管理、事案処理)の集合体と捉えている。組織を統括する「指揮調整」部門が、3部門(資源の供給を実施する「資源管理」、情報収集、事案処理計画策定等を実施する「情報作戦」、災害時発生する事務を処理する「財務管理」)の報告を受け、「事案処理」部門に指示する体制をとる。東日本大震災において、岩手県は、指揮調整にあたる「本部長等」が、それを補佐する「本部支援室」と連携し、事案処理にあたる各部署に指示等をする体制を構築した。

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第1節 業務継続計画（BCP）の位置づけ

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第1節 業務継続計画（BCP）の位置づけ

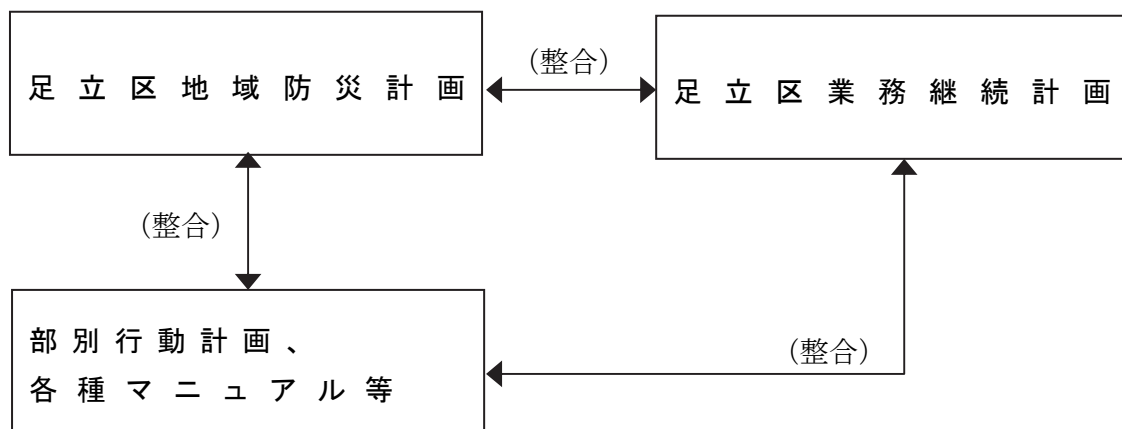
大規模水害では、猛烈な台風の接近が予想された段階から被害の情報収集、分析や避難対策等の水害対応のための業務が発生する一方で、平常時に行っている区の通常業務である戸籍事務や庁舎の施設の維持など、水害発生の前後を除き休止、停止ができない業務も多い。

さらに、行政自体が被災し、必要な業務の遂行に投入できる人的資源や設備等の物的資源が、平常時より少なくなっている可能性がある。

このため、業務継続計画（BCP）は、地域防災計画と整合を図りながら、水害時に優先する業務の継続に関する基本的な考え方を取りまとめるものである。

なお、風水害対応の実施にあたっては、各部課の役割に応じた行動計画、各種マニュアル等において、さらに具体的に示すものとする。

【業務継続計画（BCP）の位置づけ】



出典：足立区業務継続計画【水害編】（平成31年3月）

第2節 風水害時に優先する業務

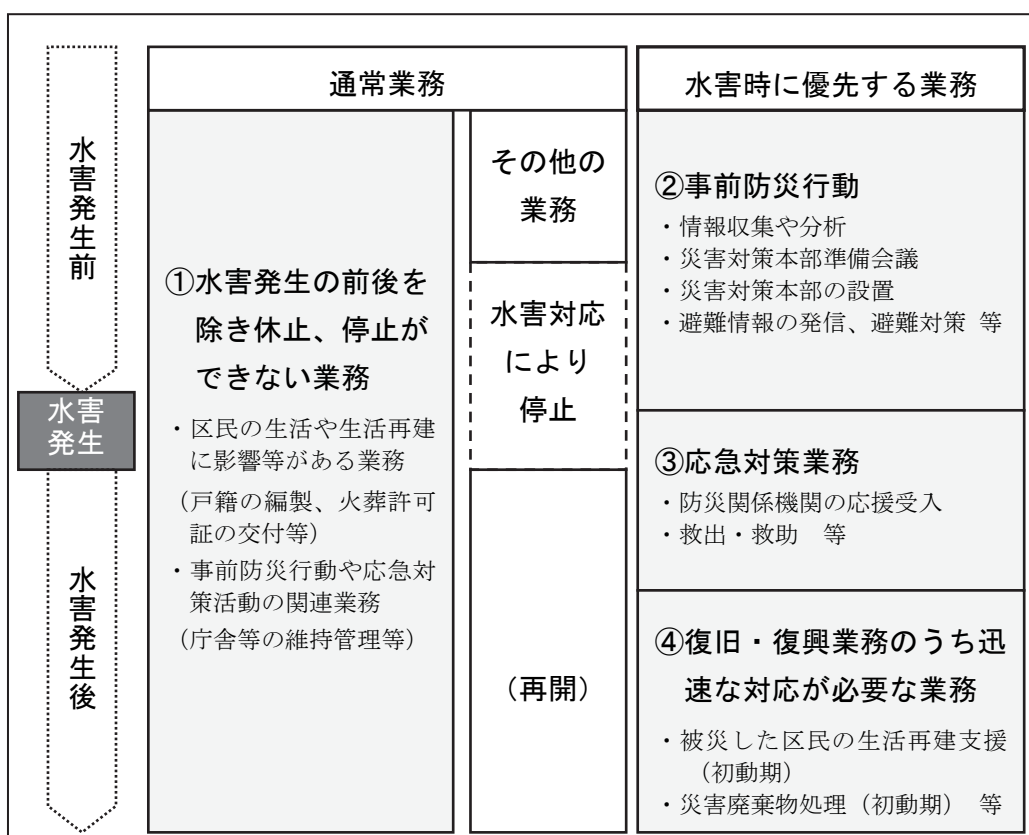
第1 風水害時に優先する業務

1 風水害時に優先する業務の想定

風水害時に優先する業務は、次の4つを想定する。

- (1) 通常業務のうち水害発生の前後を除き休止、停止ができない業務
- (2) 事前防災行動
- (3) 応急対策業務
- (4) 復旧・復興業務のうち迅速な対応が必要な業務

【水害時に優先する業務のイメージ】



出典：足立区業務継続計画【水害編】（平成31年3月）

2 風水害時に優先する業務の順位

(1) 優先順位の類型化

水害が発生した場合、区は、その対応に重点をおく必要が生じるとともに、自己も被災するなど、人的資源や設備等の物的資源の制約を受ける可能性が高い。

このため、通常業務について、事前に人的資源や設備等の物的資源を優先して投入する業務を類型化しておく必要がある。

優先順位の類型は、区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持への影響の大きさを考慮し、次のA～Dの4類型を設定する。





第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要
第2節 風水害時に優先する業務

類型	優先すべき業務内容
類型A	区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持に重大な影響を及ぼす業務
類型B	遅くとも水害発生後1週間以内に復旧しないと、区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持に相当の影響を及ぼす業務
類型C	遅くとも水害発生後2週間以内に復旧しないと、区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持に影響を及ぼす業務
類型D	休止・停止が区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持に直ちに影響を及ぼすものではないと見込まれる業務

(2) 着手・復旧時間の目標設定

優先順位のA～Dの類型ごとに、水害発生後の着手時間、復旧時間について目標を設定する。

着手・復旧時間の設定目標

類型	災害前	3日後	1週間後	2週間後	30日後
類型A					
類型B					
類型C					
類型D					

類型	着手時期	復旧目標
類型A	水害発生前または発生後直ちに着手	発生後3日以内に復旧
類型B	水害発生後3日以内に着手	発生後1週間以内に復旧
類型C	水害発生後1週間以内に着手	発生後2週間以内に復旧
類型D	水害発生後1週間以上は着手せず	発生後30日以内に復旧

なお、河川の氾濫により区内で浸水が始まった時点を基準時間とするが、「排水が完了しないと着手できない業務」と「排水が完了しなくても代替施設等で対応できる業務」があるため、浸水地域での業務着手、復旧には、浸水継続時間も考慮する。

第2 業務継続計画（BCP）の発動と運用

- 1 業務継続計画（BCP）の発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。
- 2 BCP発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第2節 風水害時に優先する業務

知する。また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、区（各部）が努める。

- 3 本部長またはその代理者は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第3節 職員配備計画

第3節 職員配備計画

第1 非常配備態勢

1 本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令（下図）を発し、部長及び本部の職員を配備する。

【非常配備態勢の種別】

種 別	発令の時期	動員体制	
第 一 次 非常配備態勢	(1)災害が発生するおそれがあるとき、その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	【管理職、部長の指定する者、その他本部長が必要とする者】 500名程度	災害の発生を防止するための措置を強化し、救助その他、必要な準備を開始する。また、情報収集活動を主とする態勢とする。
第 二 次 非常配備態勢	(1)局地的災害が発生し、または災害の発生が予想されるとき。 (2)その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	【職員の4分の1】 900名程度	第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
第 三 次 非常配備態勢	(1)区内の複数地域について災害が発生し、または災害の発生が予想されるとき。 (2)その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	【職員の2分の1】 1800名程度	区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第 四 次 非常配備態勢	(1)災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 (2)その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。	【全職員】	本部の全力をもって対処する態勢

※「体制」：統一的、持続的・恒久的な組織・制度（例：本部体制、活動体制など）

「態勢」：一時的な対応・身構え（例：一時受入態勢、非常配備態勢など）

2 本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、非常配備の態勢を変更する。また、状況に応じて特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢を発する。

3 総務部長は、必要に応じて区職員動員数を各部長に求め、把握する。
（資料編震災編 第25「非常配備態勢配備人員報告様式」P.69）

4 本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢を発する。

5 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、部別行動計画に基づき、所定のマニュアルを参考に所属職員に必要な指示をしなければならない。

第2 非常配備態勢までの対応

- 1 夜間・休日等に発生する災害等の非常事態に対処するため、平日夜間にあつては、情報連絡員（2人）が、休日等にあつては、管理職員（1人）及び情報連絡員（2人）が、輪番制で7階防災センターに宿直し、勤務時間外の災害発生に備える。
- 2 区は、発災後災害対策本部が設置されるまでの間、勤務時間内においては、7階防災センター内に設置された情報収集指令室の要員が、勤務時間外においては、7階防災センター勤務の災害情報連絡員（2人）と連絡を受けた危機管理部当番班要員が、災害情報の収集と連絡にあたり対応する。対応にあつては、情報収集指令室長または各班長の指示を受けるとともに、休日の時間外にあつては、管理当直者の指示に従うものとする。
- 3 気象庁の「予報」若しくは「警報」、またはこれに準じる災害に関する情報を入手した場合、危機管理部長が必要を認めたときは、7階防災センターに情報収集指令室を設置し、必要な情報収集を行うとともに災害予報等の動向を分析し、必要に応じて非常配備態勢への移行を準備する。
- 4 水防本部が設置される場合には、水防本部の職員配備態勢の行動に準じる。

第3章 防災関係機関等との相互協力関係

第1節 防災関係機関等との協力計画／第2節 都との協力計画／第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画／第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画

第3章 防災関係機関等との相互協力関係

区は、区内において発生した災害に対して、区及び区内所在の防災関係機関を中核とする応急対策を行うことを基本とする。このため、区と防災関係機関は日常から連携を密にして、災害に対処しなければならない。また、災害の程度により被害が広範囲に及び、区内防災関係機関だけでは対応が困難な場合には、国や都、他自治体からの応援、及び民間団体やボランティアによる支援等を受けて対応する必要がある。

第1節 防災関係機関との協力計画

第1 区は、下記に示す防災機関の長または代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。

防災関係機関に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入れを可能とする。

- 1 警察災害派遣隊
- 2 緊急消防派遣隊
- 3 自衛隊

第2節 都との協力計画

第1 区長は、都知事に応援または応援のあっ旋を求める等、災害対策に万全を期することとする。都に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入れを可能とする。

第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画

第1 区は、災害時において他自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築するとともに、区内で災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。また、応援協定自治体以外についても、国や都、または自治体に直接支援を要請し、受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画

第1 区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。民間団体等に支援を要請する際は、協定に基づく手続きに努め、迅速な受入れを可能とする。

第2 区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入れ体制を整備し、迅速な受入れを可能とする。

第3 区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係わる応援隊の受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

第3部 災害予防計画

第1章 水防体制再構築

第1節 対策の方針

足立区は、過去において台風などによる洪水や内水氾濫等、大きな被害を受けてきたが、下水道や堤防強化等の治水整備により被害は減少していた。

令和元年東日本台風（台風第19号）では、広範囲で記録的な大雨となり、荒川の氾濫が危ぶまれた。当時、開設した避難所は135施設、避難者数は33,172人と、ともに過去最大となり、これに伴う混乱の中で、様々な課題も見えてきた。

このため、区では令和元年東日本台風（台風第19号）に係わる検証を踏まえ、令和元年11月に水防体制再構築本部を設置し、水害に対する備えを強化する。

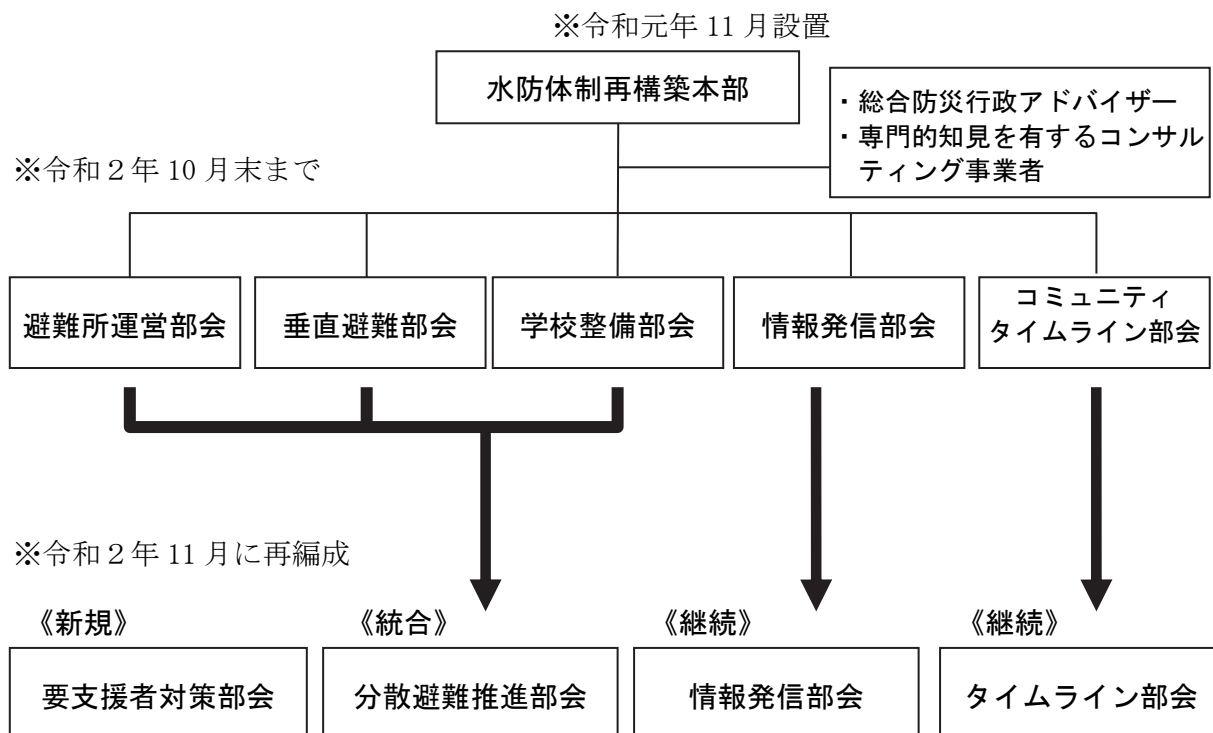
第2節 水防体制再構築本部

第1 目的及び組織

水防体制再構築本部は区長を本部長とし、令和2年10月末までに、5部会（情報発信部会、避難所運営部会、垂直避難部会、学校整備部会、コミュニティタイムライン部会）において、部会ごとの課題に対する対策・検討を実施してきた。

今後は、部会の継続、統合、新規設立など4部会に再編を行い、継続的に課題に対する対策・検討を進める。

【水防体制再構築本部及び部会組織図】



第1章 水防体制再構築

第2節 水防体制再構築本部

第2 主な検討内容

1 区民への情報発信、情報の収集

気象情報や河川情報などの風水害に関する情報が、あまねく区民に伝わる情報発信体制を構築する。

具体的な対策として、区民に向けた情報発信タイムラインを策定するとともに、区H Pのリニューアル、防災無線テレホン案内「テレドーム」の同時通話可能回線の増強など防災行政無線の運用方法改善とその周知、A-メール・あだち安心電話等の多様なツールによる情報発信に取り組む。

令和4年度には、災害情報システム再構築による新システム導入を予定している。システムとの連携を含め、SNS、アプリなど様々なツールやドローンを活用した情報発信・収集方法の改善、及び正確で効率的な情報共有の方法を検討する。

また、区内における浸水深の周知について、足立区洪水ハザードマップを補完するため、荒川や利根川が氾濫した際に想定される最大浸水深の表示板を、区内各地の電柱及び区内の小中学校104校（各校4枚）すべてに設置する。

【浸水深表示板】



電柱に設置する表示板



学校に設置する表示板



2 避難場所の確保

新たな避難場所の確保を目指し、一時避難施設として、都営住宅・区営住宅の空き住戸を確保するとともに、立体駐車場、ホテルなど複数の民間施設と避難協定の締結を進める。また、警察と連携したクイック退避建物の件数増など官民一体となり、様々な避難場所確保の取り組みを進める。

（詳細は、第3部 第4章 住民避難計画、第4部 第2章 住民避難対策に記載）

3 学校の避難所機能強化

学校施設の設計・構造を避難所機能の視点から再検証するとともに、施設の築年数だけでなく水害時避難所として整備が必要な学校の改築順序を検討した。

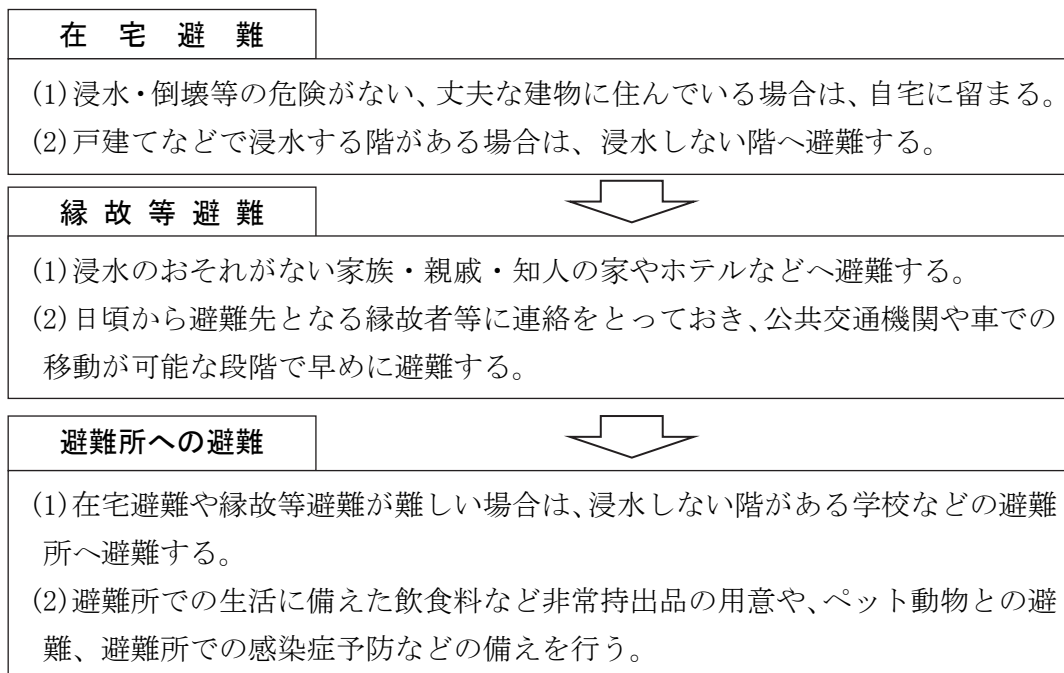
第1章 水防体制再構築
第2節 水防体制再構築本部

4 分散避難行動の周知・啓発

令和元年東日本台風（台風第19号）までは、「避難所避難」か「広域避難」の二者択一であったが、今後は、分散避難行動として「在宅避難」「縁故等避難」「避難所への避難」等、新たな避難行動を広く区民に周知する。

（詳細は、第3部 第4章 住民避難計画に記載）

【分散避難行動の考え方】



5 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の体制整備の検討、個別避難計画の策定を進める。

また、避難行動要支援者の避難場所の確保や避難ルールの策定を進める。

（詳細は、第3部 第3章 第7節 要配慮者対策に記載）

6 地域の防災力向上

町会・自治会が中心となり、地区ごとのコミュニティタイムライン（事前地区防災行動計画）の策定を進める。

（詳細は、第3部 第3章 第6節 コミュニティタイムラインに記載）

7 避難所の開設・運営

避難所開設の検討基準に基づき、適切な時期に避難所が開設できるようにする。

また、施設ごとに派遣する区職員等を予め指定する。指定に際しては、人事異動等による実務経験者の空白が出ないような配慮を行い、迅速に避難所開設を行うことができる体制とする。

運営にあたっては、策定した「水害時避難所運営手順書」を活用し、避難所運営におけるルールを定めるとともに、区職員・避難所運営会議・学校関係者が協力して運営す

第1章 水防体制再構築

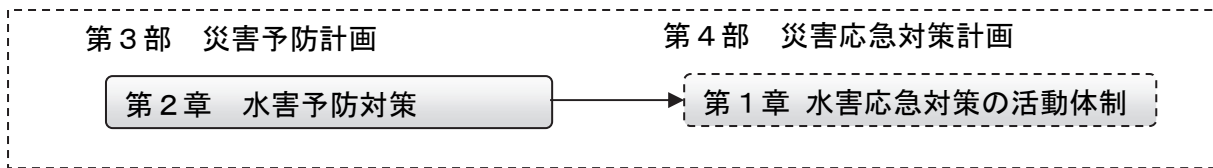
第2節 水防体制再構築本則

る体制を構築する。

また、災害時の感染症対策として、避難所において三密（密閉・密集・密接）を避ける等の対策を徹底する。

（詳細は、第3部 第4章 住民避難計画、第4部 第2章 住民避難対策に記載）

第2章 水害予防対策



第1節 対策の方針

足立区は、市街化が進むにつれて保水・遊水機能を持っていた土地が減少し、変わってアスファルトの道路やコンクリートの施設が増加したため、豪雨時には、大量の雨水が一気に河川や下水道に流れ込み、河川の氾濫や、排水能力を超えた下水管からの逆流現象など、新たな都市型水害の発生が見られるようになった。

本章では、洪水、高潮、都市型水害による内水排除等の対策について、それぞれの対策を明らかにする。

近年、気候変動等の影響で水災害が激甚化・頻発化しているため、大規模水災害が発生する可能性が高まっている。平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践することが重要である。

上記を踏まえ、平成26年8月に、荒川下流域右岸が決壊した場合等に備え、国土交通省、足立区、北区、板橋区、警察、消防、東京管区、他関係機関が参加し、それぞれ行うべき行動を時間軸に沿って定めるタイムラインの検討会が発足した。

台風上陸5日前からの行動指針をあらかじめ設定し、連絡体制の確認や交通機関の停止準備、早期避難の指示を関係機関が行う。

このことで、台風上陸前に住民避難を完了し被害を最小限に抑え、災害後は交通機関などの早期復旧を可能にする。

平成29年5月には、荒川下流タイムライン（拡大試行版）が提示され、区においても、区内全域で被害が予想される荒川の水害対策を想定し、令和2年10月に「水害時庁内タイムライン」（暫定版）を作成した。そのタイムラインに基づき、防災行動のために必要な備え（人員、組織体制、物資、資器材、場所、連絡体制等）を検討する。

また、中川・綾瀬川等の水害対策タイムラインの作成については、今後検討を進めていく。

（水害時庁内タイムラインについては、第4部 第1章第6節 P.116に記載）

第2節 洪水対策

区の地勢は、周囲を河川に囲まれ、北西部より南東部になだらかに傾斜しており、地盤高は、A. P. + 5 mからA. P. + 0 mとなっている。また、それぞれの地域に皿状の窪地があるため、過去に多くの水害が発生してきた。

現在、河川及び下水道の整備や首都圏外郭放水路の完成に加えて、総合的な治水対策として、流域における雨水の貯留・浸透機能を有する雨水流出抑制施設の普及、下水道の再構築の整備等が進められている。

第2章 水害予防対策

第2節 洪水対策

第1 河川防災計画

河川の状況は、資料編風水害編 資料1「河川の状況」(P.265)、重要水防箇所評定基準は、資料編風水害編 資料2「重要水防箇所評定基準」(P.266)、注意箇所一覧は、資料編風水害編 資料3「注意箇所一覧」(P.267)参照。

1 荒川

国土交通省直轄河川であり、現在、荒川下流河川事務所が改修工事を継続的に実施している。超過洪水対策と沿川の再開発を同時に進める事業として「高規格堤防」化や堤防強化対策、治水上の弱点となっている鉄道橋梁の架替などが進められている。

2 中川

国土交通省直轄河川であり、現在、江戸川河川事務所が継続的に改修工事を実施している。中川は、堤防高または堤防断面が不足しているため、重要水防箇所に指定されている。

また、堤防の整備や流域地域での貯留施設など総合治水対策が進められている。

3 隅田川

東京都管理河川である。全川、伊勢湾台風級に対応し得るよう高潮対策事業として、防潮堤(A. P. +6.3 m)が完成している。

また、沿川地域の大規模な再開発や公園改修と一体になったスーパー堤防整備、地震による護岸の損壊を防ぐための耐震化等が進められている。

4 綾瀬川

埼玉県境から内匠橋までが国土交通省管轄区間、その下流が東京都管理区間である。東京都管理区間は、高潮対策事業により護岸は完成しており、平成21年度より護岸耐震事業を実施し、平成25年度からは、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対しての機能維持することを目的とした事業が進められている。

また、綾瀬川放水路、綾瀬排水機場及び堀切菖蒲水門により、治水安全度は大幅に改善されているが、浸水被害防止のための堤防の改築などが実施されている。

5 毛長川

東京都及び埼玉県管理河川である。当面5mm/時間及び21mm/2日の雨量に対応するため、平成2年度より本格的な護岸改修工事が着手されている。都県境界が錯綜するため、平成6年1月に東京都と埼玉県で工事協定を結び、都・県それぞれの施工区間が決定している。令和3年4月時点で綾瀬川合流部から舎人橋上流の区間の8,600mのうち89.5%の7,700mの整備が完了している。

6 伝右川、圀川

2河川は、特別区管理河川※であり、足立区が管理している。

2河川とも高潮対策の整備は完了している。

※「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき維持管理

7 芝川・新芝川

2河川は、特別区管理河川であり、足立区が管理している。芝川流域の洪水対策として昭和40年に新芝川が放水路として埼玉県により整備された。

第2章 水害予防対策
第2節 洪水対策／第3節 浸水対策

現在は洪水による水害の防止または軽減を図るため、河床掘削等の整備を行っている。

8 旧綾瀬川

特別区管理河川となり、足立区が管理している。綾瀬川の本流であったが、荒川放水路の整備により分断され、その後は、荒川と隅田川を結ぶ河川となっている。荒川側にある隅田水門で水位調整を行っている。隅田川本川と同じように高潮対策及び50mm/時間規模の降雨によって生じる洪水を流すことができる整備を進めている。

なお、大地震時の防潮堤損壊等による水害防止のため、テラス整備（根固め）及び緩傾斜堤防の整備を進めている。

9 花畑川

足立区管理河川である。昭和6年に中川と綾瀬川を結ぶ舟運対策として整備された運河であり、平成13年に区の要望により、一級河川から準用河川に変更され、花畑川環境整備基本計画（平成14年3月）に基づき、現在整備を進めている。

なお、中川・綾瀬川の接続は水門で管理されている閉鎖河川である。

第2 水門の整備計画

下水道の整備により、不要となった水門・樋管については、撤去を進めている。

残存する水門は、いずれも老朽化が進んでおり、使用する水門は計画的に改修を進める。（資料編風水害編 資料4「水門・樋管一覧」P.276）

第3節 浸水対策

第1 浸水想定区域等の指定及び浸水深の公表

国及び都は、水防法に基づき、洪水予報河川または水位周知海岸を指定し、指定された河川、海岸が、想定し得る最大規模の降雨等により氾濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域として公表している。

また、都及び流域の区市で構成される「東京都都市型水害対策検討会」は平成13年11月の検討結果を踏まえ、浸水予想区域図を作成して公表している。浸水予想区域図とは、河川の氾濫（外水）に加えて下水道の排水能力を上回る豪雨による浸水（内水）も考慮し、浸水が予測される区域や浸水の深さを図にしたものである。

この浸水想定区域及び浸水予想区域図をもとにして、避難路や避難場所等を記載したものが、洪水ハザードマップである。

洪水ハザードマップは、洪水時の堤防の決壊等による浸水想定と避難方法等の対策に係わる情報を、住民にわかりやすく提供し、その他地域の特性に応じたソフト面での治水対策を推進するなど、洪水による被害を最小限に留めることを目的としている。

1 洪水浸水想定区域図

荒川	平成16年9月10日 指定・公表 (平成17年7月8日水深変更) (平成28年5月30日 想定最大規模指定・公表)
中川・綾瀬川	平成18年2月15日 指定・公表 (平成29年7月20日 想定最大規模指定・公表)

第2章 水害予防対策

第3節 浸水対策／第4節 都市型水害対策（内水排除対策）

利根川（上流）	平成17年3月28日 指定・公表 （平成18年7月6日 流域追加） （平成29年7月20日 想定最大規模指定・公表）
江戸川	平成17年3月28日 指定・公表 （平成29年7月20日 想定最大規模指定・公表）
芝川・新芝川	平成19年3月27日 指定・公表 （令和2年5月26日 想定最大規模指定・公表）

2 高潮浸水想定区域図

高潮	平成30年3月30日 作成 令和2年7月14日 指定
----	-------------------------------

3 浸水予想区域図

隅田川及び新河岸川流域	令和3年3月30日 公表
中川・綾瀬川圏域	令和3年3月30日 公表

第2 浸水想定区域における避難体制確保

平成17、25、27、29年度の水防法の改正により、浸水想定区域について、次に掲げる事項について定める。

- 1 洪水予報等の伝達方法（第4部 第1章第5節「情報収集・伝達」P.101～に準拠する。）
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項（第4部第2章「住民避難対策」P.129～に準拠する。）
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として、区長が行う洪水、雨水出水または高潮に係わる避難訓練の実施に関する事項（第3部 第3章第3節「水防訓練計画」に準拠する。）
- 4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地。ただし（3）に掲げる施設については、当該施設の所有者または管理者から申し出があった場合に限る。
 - （1）地下街等（建設予定、建設中を含む）
 - （2）要配慮者利用施設
 - （3）大規模な工場その他の施設（（1）または（2）に掲げるものを除く）

（資料編風水害編 資料8「地下街等、要配慮者利用施設」P.280）

区は、当計画に定めた（1）（2）の施設の所有者または管理者に対して浸水対策の必要性を伝えるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要な計画の作成及び避難訓練の実施を行うよう指導する。また、洪水予報等の伝達方法の整備を進める。

第4節 都市型水害対策（内水排除対策）

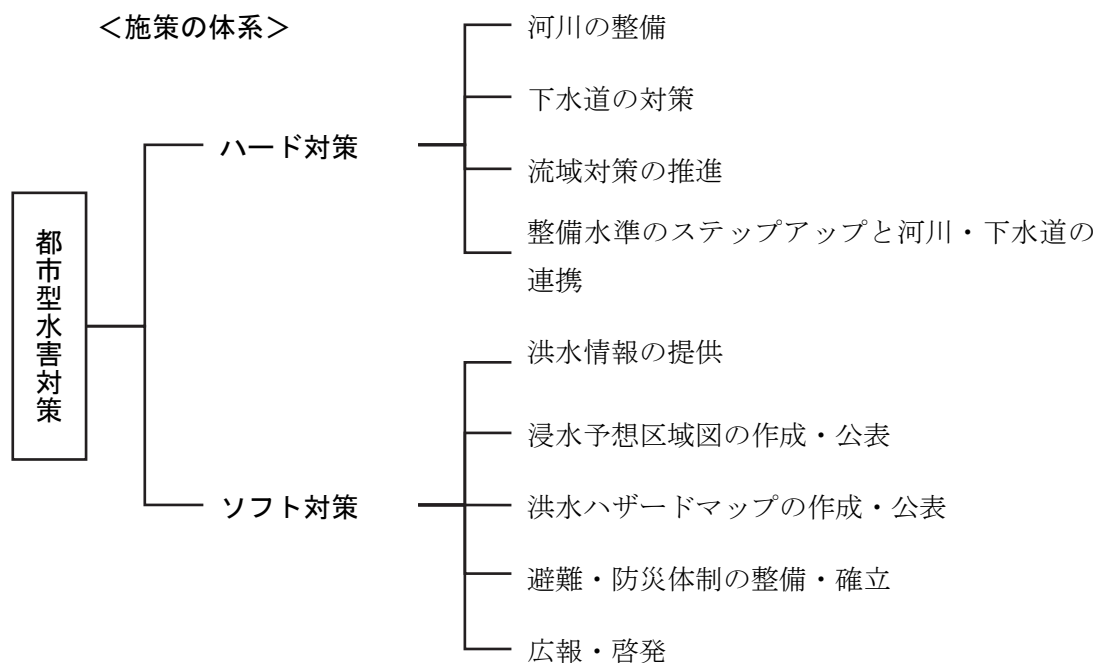
都市部では、地表がアスファルトやコンクリートで塗装されているところが多いため、大量の雨が地中に浸透することなく直接下水道管に流れ込むことで、排水能力を超えた雨水が街に溢れる。また、処理できずに溢れた雨水は、地下鉄や地下街に一気に流れ込んで被害が

第2章 水害予防対策
第4節 都市型水害対策（内水排除対策）

拡大する事が多いことから、都市部特有の対策が必要になる。

第1 基本的な考え方

- 1 ハード面の対策として、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設等の流域対策、さらに河川と下水道管理者との連携による浸水対策を進める。
- 2 ソフト面の対策として、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水予想区域図やハザードマップの作成・公表とともに、洪水時の情報提供についても、令和3年度に予定している災害情報システム再構築により、各河川の水位情報等を区HPから閲覧できるよう検討する。また、ドローンを活用した情報提供や伝達手段の拡充も進める。
- 3 洪水時の避難指示の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、都と連携して、避難・防災体制の整備・確立に努める。



第2 下水道施設整備計画

1 計画の方針

公共下水道は、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除などの都市基盤施設として重要な役割を担っている。日々発生する膨大な量の下水を適切に処理・処分し、施設を常に良好な状態に保つため、効率的な維持管理に努める。

今後は、普及困難地域の早期解消、老朽化した施設の更新とともに、機能の向上を図る「再構築」、下水道管やポンプ所などの施設を整備して、雨水排除能力を高める「浸水対策」に取り組む。

2 予防計画

公共下水道の浸水対策については、1時間あたり50mmの降雨に対処する機能が確保されている。局所的な集中豪雨に対しては、平成26年6月に改定された「東京都豪雨対策基本方針」に基づき整備し、浸水被害を可能な限り防止する。

第2章 水害予防対策

第4節 都市型水害対策（内水排除対策）

なお、千住地区については、施設の老朽化や雨水流出量の増大に対応するため、幹線やポンプ所などの整備とともに下水道管の再構築を進めている。

【下水道施設】

（令和元年度末現在）

水再生センター	ポンプ所	下水道管きよ		
		総 数	幹 線	枝 線
2 箇所	6 箇所	2, 117, 680. 04 m	109, 725. 73 m	2, 007, 954. 31 m

第3 排水場

アンダーパス等においては、道路排水を下水道施設に排水する施設が設けられている。地域の浸水防除や安全な道路利用を支えるこれらの施設を適正に管理し、内水による浸水や道路冠水等の浸水被害の防止を図る。

（資料編風水害編 資料5「管内排水場一覧」P. 277、資料6「排水場配置図」P. 278）

第4 雨水流出抑制施設の整備計画

現在、区では、まちづくり総合指針に基づき、公共施設の雨水流出抑制対策及び民間開発時等における雨水流出抑制施設整備の指導を行っている。

引続き総合的な治水対策の一環として、河川、下水道整備との整合を図りながら行う。

第5 総合治水対策の推進

1 河川の整備

治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。

2 下水道の整備

都市化の進展に伴うゲリラ豪雨等による雨水流出量の増大へ対応するため、幹線やポンプ所などの整備を行い、雨水排水能力の増強を図る。

3 雨水対策の推進

公共施設の改修や民間施設の開発行為にあたっては、公園、緑地、学校の校庭、広場、集合住宅の駐車場などを活用した、雨水を一時的に溜める貯留施設等の設置指導を行い、流域への雨水流出の抑制を進める。

4 垂直避難施設の整備等

公共施設の整備にあたっては、防災倉庫、電気設備や避難スペースとなる公共住宅の集会場等を、予想される浸水深を考慮した整備に努める。

公共住宅は空き室を利用した避難スペースの確保に努める。

第2章 水害予防対策

第5節 高潮対策／第6節 竜巻等突風対策

第5節 高潮対策

高潮対策事業として、都では昭和34年の伊勢湾台風級の高潮（A. P. +5.10 m）にも対処できるように護岸工事を実施し、完了している。

また、昭和55年度からは都市河川総合整備事業等により、隅田川を中心に緩傾斜型堤防の整備やまちづくりと一体となったスーパー堤防の整備を進めている。

第6節 竜巻等突風対策

足立区では過去に大きな竜巻被害が発生したことがなく、竜巻等突風に遭遇する頻度もきわめて低いため、経験がない。さらに竜巻は予測が難しく、具体的な行動が取りにくいという特徴があり、対応が困難な災害である。

しかし、近年、隣接する埼玉県や茨城県等で、大きな竜巻被害が発生しており、発生に備えた対策の検討を進める。

- 1 竜巻等突風から身を守るための日頃の備えに関する広報・啓発を推進
- 2 竜巻注意報や前兆現象など情報収集、伝達体制の整備、見直し

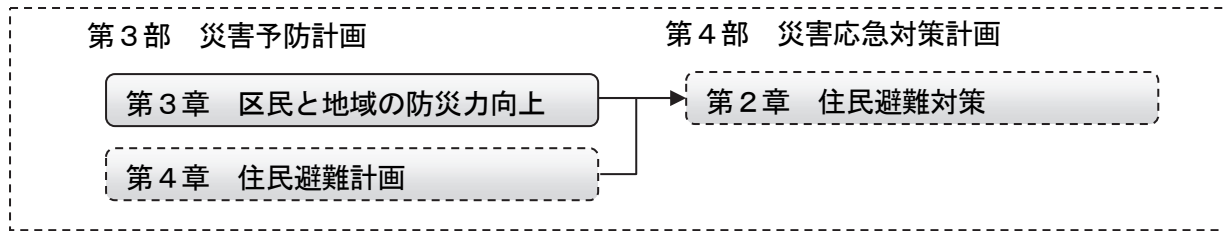
特に区民・職員からの通報や竜巻発生確度ナウキャスト等を活用し、次のとおり段階的な注意喚起を行う。

- ・段階1 「竜巻注意情報発表時」
- ・段階2 「竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入った時」
- ・段階3 「足立区周辺において竜巻が発生した時（通報も活用）」

第3章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上／第2節 防災知識の普及

第3章 区民と地域の防災力向上



第1節 区民の防災行動力の向上

第1 区民による自助の備え

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 1 水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持出用品や簡易トイレの備蓄
- 2 家族で用意すべき防災準備リストの作成
- 3 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 4 区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 5 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 6 要配慮者がいる家庭における、町会・自治会等の住民組織、消防署、警察署等への事前の情報提供
- 7 自宅の浸水リスクを踏まえた分散避難方法、避難する場所及び避難経路等の確認
- 8 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 9 飼養動物がいる家庭における、平常時のしつけ、健康管理及び災害時の備蓄

第2節 防災知識の普及

第1 各防災機関が行う広報内容の基準

- 1 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- 2 各防災機関の風水害対策
- 3 竜巻に対する備え
- 4 ゲリラ豪雨対策
- 5 家庭での風水害対策
- 6 避難するときの注意
- 7 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- 8 土砂災害に対する心得
- 9 台風時の風に対する対策
- 10 災害情報の入手方法
- 11 応急救護の方法
- 12 防災区民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 13 避難指示等に関する取扱い(避難行動要支援者向け準備情報を含む。)

第2 防災意識の啓発

区民の防災意識の啓発を図るため、次の広報活動を行う。

1 「足立区水害区域図」の公表

平成6年度以降に発生した足立区内での道路冠水、床下浸水、床上浸水の被害箇所を区HPで公表している。

2 「足立区洪水ハザードマップ」の公表

区HPでは、洪水ハザードマップを公表している。また、企画調整課及び区政情報課において閲覧が可能である。河川氾濫等の水害のおそれがある場合、浸水想定区域外への避難が原則であるが、緊急時の垂直避難対策として、区内小中学校を「緊急避難建物」と指定し、洪水ハザードマップに表示している。

種類	想定する降雨等の規模	記載内容
荒川	72時間総雨量 632mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、早期立退き避難が必要な区域、家屋倒壊等氾濫想定区域
利根川	72時間総雨量 491mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、早期立退き避難が必要な区域
江戸川	72時間総雨量 491mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物
中川	48時間総雨量 596mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物
綾瀬川	48時間総雨量 596mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、家屋倒壊等氾濫想定区域
芝川・新芝川	2日間総雨量 411mm ※計画規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、早期立退き避難が必要な区域
内水氾濫	総雨量 589mm 時間最大雨量 114mm 平成12年9月 東海豪雨相当	想定される浸水の区域、浸水深、緊急避難建物
高潮	台風（上陸時中心気圧 910hPa、最大旋衝風速半径 75km、移動速度 73km/h）の接近に伴う高潮 ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、早期立退き避難が必要な区域

3 浸水情報の掲示

水害避難を踏まえた浸水深の表示として、区内の小・中学校すべてに浸水深表示板を設置している。

第3章 区民と地域の防災力向上
第3節 水防訓練計画

第3節 水防訓練計画

第1 防災教育・防災訓練の充実

1 対策内容と役割分担

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

また、区民、防災区民組織（町会・自治会等）等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、福祉部）	(1)防災区民組織（町会・自治会等）の育成指導 (2)要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 (3)実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力向上の推進 (4)携帯電話の災害用伝言板による家族間等の安否確認訓練の推進 (5)都、区、防災関係機関及び住民の参加による総合防災訓練の実施 (6)通信手段、無線機の操作等、非常時無線通信に関する訓練の実施 (7)防災区民組織（町会・自治会等）や避難所運営会議による自主的な防火防災訓練実施への指導 (8)学園祭等を通じた大学生等への啓発の実施 (9)区内商業施設等との協力による訓練等、不特定多数の区民への啓発の実施
東京消防庁	(1)消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民、医療機関、民間団体等を対象とした訓練の実施 (2)区民の防災意識の調査や効果的な訓練の推進 (3)都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 (4)防災区民組織（町会・自治会等）等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 (5)区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実の推進 (6)区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施 (7)一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区の応急救護に関する技能の向上 (8)幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 (9)都立高校や特別支援学校等で行われる宿泊防災体験における総合防災教育の実施 (10)専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 (11)小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(12)町会・自治会を中心に、民生・児童委員、町会・自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 (13)消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 (14)事業所における総合防災訓練の実施 (15)要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 (16)区と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 (17)都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。
警視庁	(1)幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
都（総務局）	(1)都内全域の住民、学校での「東京マイ・タイムライン」の普及、及び区市町村での「東京マイ・タイムライン」作成活動（ワークショップ等）の支援 (2)都内全域の防災住民組織（町会・自治会等）リーダーを対象とした「東京マイ・タイムライン」作成研修の実施
都（生活文化局、教育庁）	(1)各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 (2)東京消防庁等と連携した全都立高校における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）の実施 (3)安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上 (4)東京消防庁等と連携した防災教育の推進
東京ガス株式会社	(1)社員等関係者に対する防災教育の実施 (2)各部所における年1回以上の実践的な訓練の実施、国及び区が実施する防災訓練への参加

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部、福祉部）》

(1) 災害対策基本法及び災害対策条例等に基づき、区における防災関係機関及び住民が一体となった総合防災訓練を実施する。足立区地域防災計画に習熟するとともに、区、都及び関係防災機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、実施する。

ア 参加機関：区、都及び防災関係機関、区民

イ 訓練項目：発災対応型現地訓練と機関連携訓練に分け、細目的事項はその都度定める。また、訓練は被害規模を想定し、「訓練進行要領」を定めて実施する。

(2) 災害の拡大を防止するにあたっては、区民による救出・救護活動が不可欠である。このため、防災区民組織（町会・自治会等）単位（町会・自治会や連合会含む）または避難所運営会議による自主的な防災訓練を実施するよう指導する。

ア 参加機関：区（区民事務所を含む）、関係防災機関、避難所運営会議、防災区民組織（町会・自治会等）

イ 訓練項目：避難誘導訓練、救出・救護訓練、応急救護訓練、避難所開設訓練、応急給食・給水訓練等

第3章 区民と地域の防災力向上

第3節 水防訓練計画／第4節 自主防災組織の育成方針

(3) 訓練による事故補償等の必要から、防災区民組織（町会・自治会等）等の行う防災訓練は、区に事前に届け出るものとする。また、区は、防災関係機関とともに防災区民組織（町会・自治会等）等への指導を行うほか、必要な支援を行う。

(4) 区内の大学が行う学園祭等の機会を捉え、大学生等への防災意識の啓発を行う。

第2 水防訓練計画

1 目的

風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適切かつ能率的な水防活動を行うため、各種教育及び訓練を実施する。

2 参加者

全職員、消防団員

3 訓練項目

次の全部または一部を、訓練統裁者が選択して実施する。

- (1) 参集及び部隊編成訓練
- (2) 情報通信訓練
- (3) 本部運営訓練
- (4) 水防工法訓練
- (5) 救助救急訓練
- (6) その他水災時の活動に必要な訓練

4 実施時期

年1回以上実施する。

第4節 自主防災組織の育成方針

第1 対策の方針

国や地方自治体、その他関係防災機関は相互に協力し合い、各種の防災対策を推進しているが、住民の協力なくしては十分な対策はとり得ない。

特に、あらゆる災害から区民の生命、財産を守るためには、防災関係機関の対策だけでは十分ではなく、何よりも実際に被害に直面する住民及び事業所などの組織的な防災活動が欠かせない。

このため、区及び防災関係機関は相互に協力し合い、区民及び事業所に対し、発災時における適切な行動の必要性を啓発していくとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づく自主的な防災組織の育成に努める。

この防災組織は、防災区民組織を最小の単位とし、避難所単位の避難所運営会議及び地区町連単位の地域防災会議を構成する。

第2 防災区民組織

1 対策内容と役割分担

大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防

第3章 区民と地域の防災力向上
第4節 自主防災組織の育成方針

防災区民組織（町会・自治会等）等の活動が重要となる。

各機関は、防災区民組織（町会・自治会等）に係わる広報及び育成指導に力を入れ、防災区民組織（町会・自治会等）の結成、区民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成する。

機 関 名	対 策 内 容
防災区民組織 (町会・自治会等)	(1)町会・自治会の防災訓練の実施や避難所運営会議への参加 (2)地域住民に対する風水害への備えの働きかけ (3)町会・自治会による食料等の備蓄の推進
区（危機管理部、地域のちから推進部、福祉部）	(1)住民への積極的な支援・助言による、防災区民組織（町会・自治会等）の組織化の推進 (2)防災区民組織（町会・自治会等）の組織結成時に必要な物品、運営費の助成 (3)防災区民組織（町会・自治会等）の防災資器材置き場確保への支援、訓練の実施 (4)防災区民組織（町会・自治会等）による、要配慮者の支援体制づくりの推進 (5)避難所運営手順書の作成、手順書に基づく避難所運営訓練実施支援 (6)防災関係機関OBとの連携 (7)町会・自治会による食料等の備蓄に対する支援
都（総務局）	(1)区に対し、防災区民組織（町会・自治会等）未結成地域の解消推進に係わる、より一層きめ細やかな指導・助言の実施 (2)東京防災隣組認定団体の活動に携わる人々の熱意や生の声を伝える紹介冊子等の作成・配布による、他の地域の防災活動への取組契機づくり (3)区民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性と防災隣組の活動を周知するための普及イベントの開催 (4)関係局及び区と連携した防災隣組の普及活動 (5)認定団体交流会や東京防災隣組HPの活用による認定団体同士の人材ネットワークの構築 (6)東京防災隣組認定による防災隣組の都内全域への普及拡大 (7)東京防災隣組をはじめとする防災区民組織（町会・自治会等）の課題解決、リーダー育成のための講習会の開催 (8)地域防災力向上モデル地区における都、区、地元警察・消防、防災アドバイザーによる地域の防災課題の検討及び成果の普及
都（水道局）	(1)仮設給水資器材等を貸与及び譲渡し、当該資器材を活用した区と防災区民組織（町会・自治会等）等が協力して実施する応急給水への支援
東京消防庁	(1)防災意識の啓発 (2)防災教育、防災訓練の充実 (3)具体的な訓練指導マニュアルを策定し、防災区民組織（町会・自治会等）等への指導に反映 (4)防災区民組織（町会・自治会等）のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

第3章 区民と地域の防災力向上

第4節 自主防災組織の育成方針

2 詳細な取組内容

《防災区民組織（町会・自治会等）》

(1) 災害に対処するためには、日頃からの備えが大切である。特に平常時における訓練活動は、風水害時の適切な避難行動につながるため繰り返し行う。

（資料編震災編 第3「防災区民組織結成一覧」P.17）

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 救出・救護、応急救護、避難等各種訓練の実施
- ウ 救助等資器材等の整備・保守及び食料や簡易トイレ等の備蓄
- エ 地域内の浸水リスク等把握及び地域住民への周知
- オ 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- カ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

《区（危機管理部、地域のちから推進部、福祉部）》

- (1) 新しく結成された町会・自治会や未結成の町会・自治会に対し、防災区民組織（町会・自治会等）の結成を働きかける。
- (2) 防災区民組織（町会・自治会等）の組織結成時に必要な物品を支援するため、「足立区防災区民組織物品助成要綱」に従い、物品助成基準額の範囲内で物品を助成する。
- (3) 防災区民組織（町会・自治会等）の活動に対する支援を行うため、「足立区防災区民組織活動助成金交付要綱」に従い、活動助成基準に基づき助成する。
- (4) 防災区民組織（町会・自治会等）の防災資器材置き場の確保に際し、町会・自治会等で用意できない場合には、要綱等に基づき、区用地の使用も含め支援する。
- (5) 防災資器材倉庫等を区有地に置く場合は、浸水リスク等の地域性を考慮する。

【防災資器材倉庫等の種別】

- ア 消防団分団本部及び格納庫
 - イ 町会・自治会の防災倉庫（「足立区町会・自治会に対する自主防災倉庫設置事業助成」等）
- (6) 要配慮者支援の担い手の1つとして、防災区民組織（町会・自治会等）の体制づくりを支援する。
 - (7) 避難所の運営のために複数町会・自治会等で組織された避難所運営会議に対して、訓練計画の立案や手順書の修正、訓練実施の支援を行う。
 - (8) 地域の応急対応の中核となり得る防災関係機関OB等、知識、技能を有する方々が、発災時に有効に活動できるよう、関係機関を含めたプロジェクトチームや協議会を通じて、救出・救護、避難誘導、避難支援等に関する連携体制づくりを推進する。
 - (9) 消費期限の残り短い再活用食料等の配付を希望する町会・自治会に対し、アルファ化米やクラッカー等を配付し、防災備蓄に対する普及啓発を行う。

第3 事業所の自主防災組織

1 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等によ

第3章 区民と地域の防災力向上

第4節 自主防災組織の育成方針

り、事業者の防災力を向上させる。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、産業経済部）	(1) 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等との連携を強める等、地域との協力体制づくりを推進 (2) 平日の昼間、在宅の可能性が高い男女で構成した地域防災組織の結成の支援
区（関係部） 関係機関	(1) 都、区、企業、地域等による相互支援を協議する場の設置 (2) 駅等の混乱防止策の実施
都（総務局）	(1) 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等との連携を強める等、地域との協力体制づくりの推進
都（環境局）	(1) 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定を指導 (2) 火薬類の保安について、平常時、災害時等の自主保安体制の整備を指導
都（産業労働局）	(1) 都内中小企業のBCPの策定を支援 (2) BCPの実効性を高めるため、その取り組みを行う企業をモデル的に支援
東京消防庁	(1) 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 (2) 事業所の救出・救護活動能力の向上 (3) 事業所防災計画の作成指導 (4) 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 (5) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施 (6) 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 (7) 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
事業所	(1) 従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 (2) 事業継続計画（BCP）の策定 (3) 地域活動への参加、防災区民組織（町会・自治会等）との協力、帰宅困難者等対策の取り組み等、地域社会の安全向上対策の実施 (4) 商工会議所等の横断的な組織を通じた、災害時の地域貢献の促進 (5) 従業員の3日分プラス10%の水や食料等の備蓄推進

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、産業経済部）》

- (1) 都や関係機関と連携して広報誌や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等の連携の重要性について、広く啓発に努める。
- (2) 平日の昼間、在宅の可能性が高い女性や定年を迎えられた男性で構成した地域防災組織の結成を支援する。

第3章 区民と地域の防災力向上

第4節 自主防災組織の育成方針／第5節 行政・事業所・区民等の連携

《区（関係部）、関係機関》

- (1) 駅周辺の混乱防止協議会等、都、区、事業所及び地域との間で、相互支援を協議する場を設置する。
- (2) 駅等の混乱防止策については、次のとおり対応する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先について、公園等のオープンスペースや区・民間施設等の活用を図る。 (2) 鉄道事業者、駅周辺事業者等と「駅前滞留者対策推進協議会」を設置する。 (3) 災害用デジタルサイネージや災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）を活用した訓練を実施する。
都	(1) 駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うための連絡会を設置する。 (2) 区市に設置する「駅周辺混乱防止対策協議会」の基本方針を策定する。
警視庁	(1) 所轄の警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係わる指導助言を行う。
各鉄道事業者	(1) 構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。 (2) 列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

《事業所》

- (1) 災害時に事業所が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を遂行するため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ア 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分プラス10%が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - イ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係わる計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等の事前対策の推進
 - ウ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織（町会・自治会等）等との協力、帰地域社会の安全性向上対策
 - エ 東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

第5節 行政・事業所・区民等の連携

第1 対策内容と役割分担

各機関は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成する。

第3章 区民と地域の防災力向上

第5節 行政・事業所・区民等の連携／第6節 コミュニティタイムライン／第7節 要配慮者対策

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部） 関係防災機関	(1)地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 (2)町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等地域防災体制の強化促進 (3)合同防災訓練の実施 (4)地区防災計画（防災コミュニティ計画）の作成の推進
都（各局）	(1)相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 (2)区が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策の推進
都（総務局）	(1)共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
東京消防庁	(1)区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）、関係防災機関》

- 1 区及び関係防災機関は、地域の防災区民組織（町会・自治会等）、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- 2 住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、防災計画の中に位置づける。

《東京消防庁》

- 1 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

第6節 コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の避難行動のタイミングや取るべき防災行動について、地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするのか」を地区ごとに定めておく事前防災行動計画である。これにより、地域住民が主体的に避難行動を起こす「自助」「共助」を促進する。

区では、地区ごとの勉強会、ワークショップなどを開催（地区ごとに検討部会を設立）し、コミュニティタイムラインの策定に向けた取り組みを支援する。

第7節 要配慮者対策

第1 対策内容と役割分担

災害が発生した際に、り災率の高い要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等）に対する適切な応急対応及び救護活動を行うため、要配慮者自身及びその家族、要配慮者利用施設及び区、事業所、区民、民生・児童委員等は、一体となって平時からの地域コミュニティ形成事業や他の福祉活動に取り組む。

第3章 区民と地域の防災力向上

第7節 要配慮者対策／第8節 防災ボランティアの育成

また、災害対策基本法の一部改正（平成25年法律第54号）や国（内閣府）の策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、避難行動要支援者名簿や災害時安否確認申出書等を活用し、個別避難計画書の作成を進める。そのうえで、現行の支援体制の強化及び新たな支援策等を個別具体的に検討し、要配慮者への支援を向上させるよう努める。

医療的ケア児については、平成28年改正の児童福祉法の規定に基づき令和元年に設立した「足立区医療的ケア児ネットワーク協議会」において、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を行い、その中で、医療的ケア児の全体状況や、災害時に必要な支援を調査するための項目等について、意見交換を行った。また、その意見を踏まえたアンケート調査を行い、大規模水害に対する理解や避難への対応について、検討、対策強化に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	(1) 要配慮者のうち避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成 (2) 要配慮者のうち避難行動要支援者に対する「個別避難計画」等の策定及び関係機関との情報の共有 (3) 障がいの種別に応じた避難支援体制の整備 (4) 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (5) 関係団体との連携
都	(1) 区における要配慮者対策の強化を支援（福祉保健局） (2) 緊急通報システムの活用を促進（福祉保健局） (3) 外国人旅行者向け対応マニュアルの配布（産業労働局）
東京消防庁	(1) 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (2) 緊急通報システムの活用 (3) 地域が一体となった協力体制づくりの推進 (4) 社会福祉施設等と地域の連携を促進
社会福祉施設等	(1) 施設自身の防災行動力の向上、地域との連携の推進

第8節 防災ボランティアの育成

第1 一般ボランティアの活動支援と足立区災害ボランティアセンターの体制整備

受援計画に基づき、大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時よりNPO、市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部）	(1) 足立区災害ボランティアセンターの活動体制の検討 (2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会等との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 (3) 足立区災害ボランティアセンターの管理・運営に係わる社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協議及び具体的な事項の取り決め (4) 専門ボランティアの研修及び必要資器材の配備 (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

機 関 名	対 策 内 容
社会福祉法人足立区社会福祉協議会	(1) 足立区災害ボランティアセンターの活動体制の検討 (2) 区との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施 (3) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成及び更新 (4) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関する区関係各部との協議 (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
都（生活文化局）	(1) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 (2) 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

1 足立区災害ボランティアセンター体制の構築

《区（総務部）》

- (1) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会等との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
- (2) 足立区災害ボランティアセンターの運営等における各種課題を検討する。
 - ア 設置場所の検討（複数か所での設置、被災箇所付近等への現地拠点の設置等を検討）
 - イ 参集体制の整備（業務に必要な人員や災害時の参集状況を推定し、対策を実施）
 - ウ 必要資器材等の確保（「足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき実施）
- (3) 現在、社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協定を締結し、災害時の連携について取り決めているが、足立区災害ボランティアセンターの管理・運営に係わるより具体的な事項に関する協議を通じて、より実効性のある連携体制を構築する。
- (4) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

《社会福祉法人足立区社会福祉協議会》

- (1) 区との連携により災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施する。
- (2) 足立区災害ボランティアセンターの運営等における各種課題を検討する。
 - ア 設置場所の検討（複数か所での設置、被災箇所付近等への現地拠点の設置等を検討）
 - イ 参集体制の整備（業務に必要な人員や災害時の参集状況を推定し、対策を実施）
 - ウ 必要資器材等の確保（関係機関との連絡手段、輸送手段、駐車スペース等）
- (3) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成及び更新を行う。
- (4) 区との連携体制の詳細についての協議を行い、より実効性のある連携体制を構築する。
- (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

2 災害ボランティアとの連携体制の整備

- (1) 各部は、各専門ボランティアを組織化し、発災時に備え、研修会等を定期的に行う等即応体制を整えておく。また、各専門ボランティアが救援活動を行うための資器材の備蓄、

第3章 区民と地域の防災力向上

第8節 防災ボランティアの育成

移動手段の確保等を行う。

3 東京都防災ボランティア等との連携

(1) 災害時には行政需要が急増する一方、行政機関そのものも被災し、その能力が低下することから、そのギャップを埋める防災ボランティア活動は、被災住民の生活の安定と再建を図るうえで欠かすことのできないものである。

しかし、統制のとれていないボランティア活動は、かえって被災地の混乱を招くものであり、平常時から信頼関係を確立し、連携のしくみを構築しておかなければならない。

(2) 区は、東京都の行う専門ボランティアの登録に協力し、災害時に、必要に応じて出動を要請するボランティアの登録を行う。当面行うボランティアの登録活動領域を、次に示す。

- ア アマチュア無線通信
- イ 傷病者の応急手当等救護事務
- ウ 要配慮者の介護
- エ 救出・救護活動

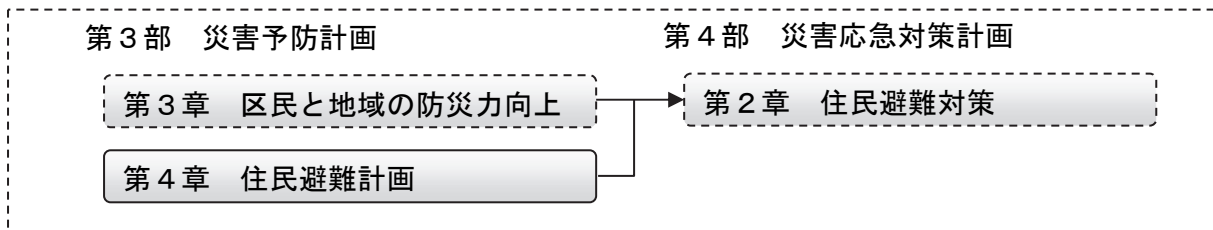
(3) 防災ボランティアを出動させるにあたっては、災害時における行動、防災活動を実施するうえで必要な知識や技術を習得しなければならない。このため、都は、防災ボランティアに対し、事前の講習・訓練を行うものとし、区は、東京都の実施する事業に協力する。

(資料編震災編 第5「区民レスキュー隊町会・自治会一覧」P.32)

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都(生活文化局)	《防災(語学)ボランティア》 (1)一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	(1)大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都(都市整備局)	《被災宅地危険度判定士》 (1)宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木または建築技術者	(1)災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都(建設局)	《東京都建設防災ボランティア》 (1)東京都建設防災ボランティア協会会員(公共土木施設の整備・管理等の経験を有し、被災状況について一定の把握ができる知識を有する者。)	(1)大規模な地震災害や土砂災害の発生時に、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

第4章 住民避難計画



第1節 分散避難対策

第1 計画の方針

足立区は、荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川といった河川の氾濫及び内水氾濫による水害が想定される。荒川氾濫時に最大浸水深が5m以上（建物の3・4階まで浸水）となる地域があれば、3～5m（建物の2階まで浸水）の地域もある。このため、自宅の場所や住んでいる階層などにより、個別に避難方法を考えることが重要である。

これまでの水害時の避難は、「広域避難」か「避難所避難」かの二者択一であったが、避難所での感染防止【三密（密閉・密集・密接）を回避】を図るためにも、区民一人ひとりが事前に自宅の浸水リスクを確認（足立区洪水ハザードマップを参照）し、あらかじめ避難方法を決めておく「分散避難」が前提となる。

今後は、自宅の浸水リスク（浸水深や浸水継続時間、建物倒壊等のリスク）を理解したうえで、浸水しない階へ移動することで安全が確保される場合、自宅に留まる「在宅避難」、自宅に浸水リスクがある場合に、浸水域外の親族・親戚・知人の家やホテルなどに避難する「縁故等避難」、これらの避難が困難である場合の「避難所への避難」を考える「分散避難行動」を広く繰り返し区民に周知する。

第2 避難体制の整備

1 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
区（会計管理室を除くすべて）	(1)大規模水害等が住民生活に与える影響の周知 (2)避難方法及び安全な場所の住民への周知 (3)安全に避難を実施するための避難情報等の発令基準の整備 (4)避難場所の確保・指定 (5)要配慮者対策

2 具体的な対策

(1) 普及啓発

大規模水害が住民生活に与える影響について、HP、ハザードマップ、SNS等を活用するほか、荒川等が氾濫した際の想定浸水深を小中学校や電柱に表示し、住民・施設管理者等にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。

第4章 住民避難計画

第1節 分散避難対策

また、三密を避けるための分散避難行動として、「在宅避難」「縁故等避難」「避難所への避難」の順に考える新たな避難行動を広く区民に周知する。

住民・施設管理者等に対し、居住地勢や避難行動等の周知・啓発により、住民・施設管理者等自らが率先して避難行動を取れるような意識づけに努めるとともに、早期の避難行動が災害の予防につながることに、また、「空振り」であっても「被害に遭わなくて良かった」と思えるような意識の醸成を図る。

(2) 避難指示等

分散避難に係わる避難指示等の発令タイミングについては、第4部第2章「住民避難対策」(P.129)にて示している避難指示等の判断基準等を踏まえて検討する。区民が安全な場所に避難できるように、時間の確保や移動場所、移動手段等について、具体的な検討・整備を行う。

(3) 避難場所の確保・指定

足立区は、荒川氾濫時には区内全域の浸水が想定され、避難所だけでは避難者を収容しきれない現状を踏まえ、緊急避難建物や一時避難施設など新たな避難場所の確保・指定に努める。

ア 緊急避難建物（指定緊急避難場所）

浸水しない地域や避難所に避難する時間的余裕がない場合に、緊急避難するための施設であり、近隣の高い建物等への垂直避難を行うため、区では、事前に避難先となり得る建物管理者に対して、協力を求めるとともに、垂直避難に活用可能な区有施設等については、緊急避難建物として指定する。

イ 一時避難施設

区では、避難者の避難場所確保に向け、避難者の状況に合わせた様々な施設等と協定の締結を進めている。そうした中で指定避難所や指定緊急避難場所など法的に定義できない避難施設について「一時避難施設」と定義した。都営住宅・区営住宅の空き住戸を確保するとともに、立体駐車場、ホテルなど複数の民間施設と協力した避難協定の締結、警察と連携したクイック退避建物の件数増などの取り組みを進める。

(4) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先度を踏まえた避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区市町村長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画書」を活用するなどし、避難行動要支援者の避難対策を強化する。

第3 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

- 1 住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図または浸水予想区域図を参考に、低地帯または堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の

第4章 住民避難計画

第1節 分散避難対策

把握を進める。

- 2 非浸水階のある区立小・中学校、高校、大学等の第一次避難所（指定避難所）及び緊急避難建物（指定緊急避難場所）、一時避難施設の確保を進める。
- 3 河川管理者が公表する浸水想定区域図または浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

第4 その他の避難対策（江東5区大規模水害対策）

1 計画の方針

自治体の枠を超えた広域的な避難が必要とされる場合を想定した広域避難対策として、国（中央防災会議）は、平成24年9月「首都圏大規模水害対策大綱」を作成した。

なお、避難場所や移動手段等が確保できず、広域避難の実現が難しいと判断される場合は、大規模水害時の犠牲者ゼロを実現するため、近隣の高い建物等へ移動する垂直避難を指示する。垂直避難ができない世帯または堤防に近い（流出の危険性がある）エリアの世帯は、浸水想定区域外の避難施設に避難を誘導する。

東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）では、平成27年10月に大規模水害時の避難対応を検討することを目的として「江東5区大規模水害対策協議会」を設置した。平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針」として検討結果を取りまとめ、早期避難の実現や広域避難の推進、住民が大規模水害を理解することの重要性、そして自治体を越えた「広域避難」の具体化に向けた課題を明らかにした。

江東5区では広域避難の具体化に向けた課題への検討のため、平成28年8月に「江東5区広域避難推進協議会」を発足させ、内閣府の中央防災会議防災対策実行会議における「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」とも連携して広域避難実現に向けた検討を進めている。また、国・都において平成30年6月に「首都圏における大規模水害広域避難検討会」が設置され、広域避難の具体化に向けて検討を進めている。

2 広域避難体制の整備（江東5区大規模水害広域避難計画の策定等）

江東5区広域避難推進協議会では、想定し得る最大規模の水害に対する避難対策について検討し、平成30年8月には現段階における対応方針を取りまとめた「江東5区大規模水害広域避難計画」「江東5区大規模水害ハザードマップ」を策定した。

令和元年東日本台風（台風第19号）により様々な課題が表面化したことに伴い、改めて区の対策との整合図り、広域避難における避難方法や避難所の確保等について、引き続き江東5区広域避難推進協議会で検討していく。

第5 区民における分散避難行動の考え方

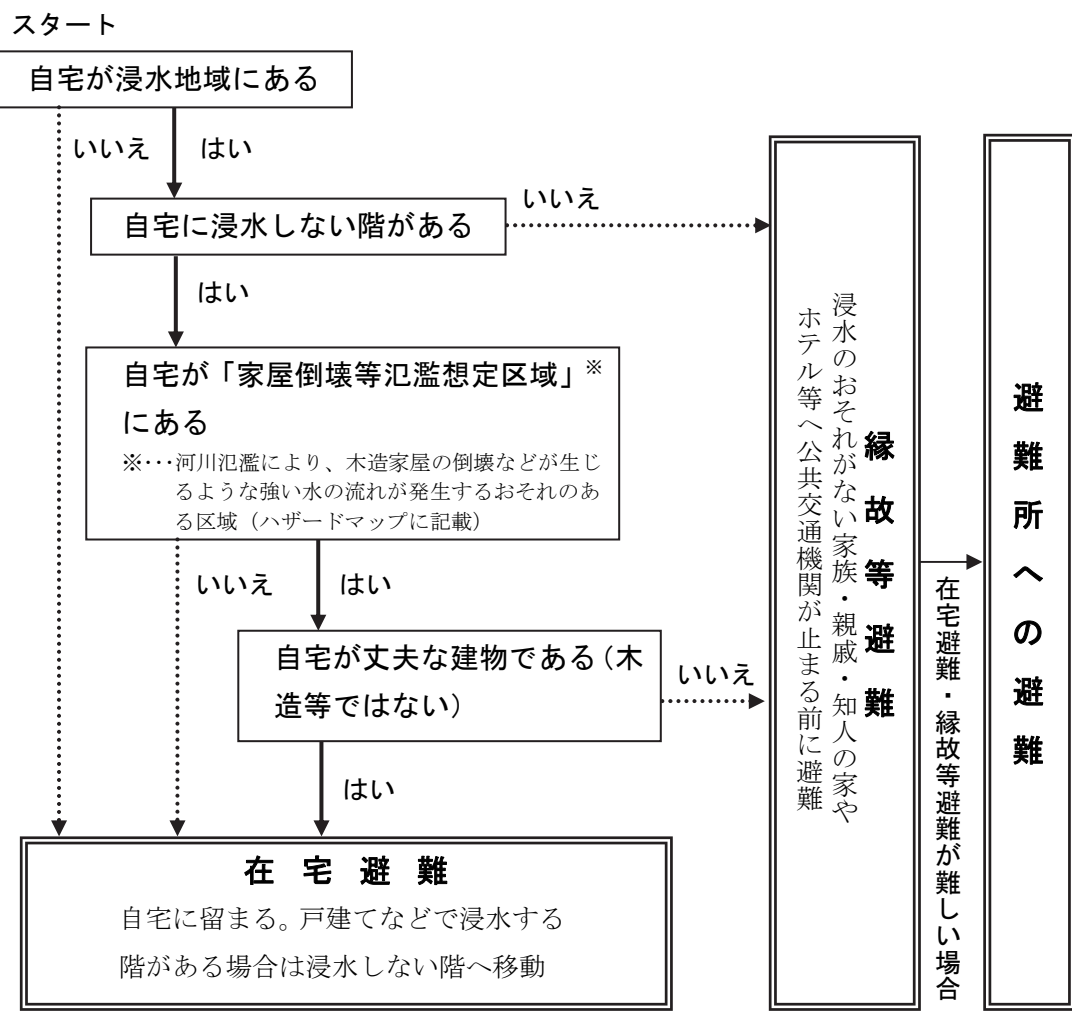
水害に対しては、区民一人ひとりが事前に自宅の浸水リスクを確認（足立区洪水ハザードマップを参照）し、あらかじめ避難方法を検討する。その際は、避難所での感染症防

第4章 住民避難計画 第1節 分散避難対策

止【三密（密閉・密集・密接）を回避】を考慮し、「分散避難」を前提とした検討が必要になる。

区では、「在宅避難」「縁故等避難」「避難所への避難」の順での避難行動とその必要性を広く区民に周知し、区民一人ひとりが適切な「分散避難行動」を取ることができるよう日頃からの準備を促す。

【自宅の浸水リスクを踏まえた避難方法の検討フロー】



第2節 避難所の管理運営対策

第1 避難所運営手順書の整備

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、令和2年度に「水害時 避難所運営手順書－第Ⅰ部 事前学習編－」と「水害時 避難所運営手順書－第Ⅱ部 開設運営編－」を作成した。今後は訓練による検証の結果や水害発生時の課題を踏まえ、手順書の更新・修正を行っていく。

第2 避難所の生活環境の充実

避難所の生活環境の充実を図るため、スフィア基準を参考に、以下のとおり避難所運営の質の向上を目指す。

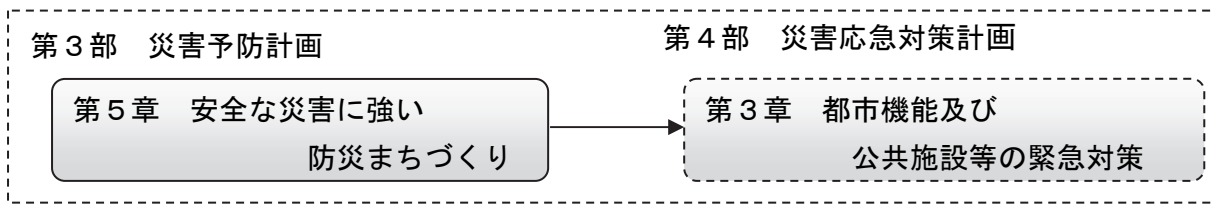
- 1 妊産婦や乳児の安全の確保を図るための体制づくりに努める。
 - (1) 第一次避難所における妊産婦・乳児用居室の設置に関すること
 - (2) 妊産婦・乳児救護所の設置に関すること
- 2 避難所運営において女性の視点を積極的に導入する。
 - (1) 運営組織に関すること
組織づくりにおいては、管理責任者の中に女性を配置する等人選に配慮する。
 - (2) 居室・専用スペースに関すること
専用のスペース（仮設トイレ、物干し場、更衣室、授乳室、乳幼児・子どもの遊び場等）を確保し、避難所の施設利用計画等に指定する。また、妊産婦や育児中の家庭へ配慮した居室割り当てや、発災直後の混乱期は男女別の居室等も検討する。
 - (3) 物品及び配布に関すること
女性用物品（生理用品等）の備蓄に努めるとともに、女性による配布など、配布方法について考慮する。
 - (4) 相談窓口等に関すること
相談窓口の設置や巡回相談等の実施を図る。
 - (5) 防犯等に関すること
巡回警備などにより、避難所における防犯・安全確保等に努める。
- 3 避難所運営において女性視点等に加えて、セクシャルマイノリティの視点も導入する。
 - (1) 避難者が記入する被災者カードの性別欄の記載を任意にする。
 - (2) 周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい状況に配慮し、ボランティアや相談の専門家などを通じて個別に届けられるような仕組みを検討する。
 - (3) 誰でもトイレの設置や更衣室等に、ひとりずつ使える時間帯を設けるなどの工夫をする。
- 4 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 5 避難所運営組織の中に警備防犯担当を設置するなど、避難所の防犯管理対策を促進する。また、民間警備業者等と協定を締結するなど、災害時の避難所等の警備を支援する体制を整備する。
- 6 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促

第4章 住民避難計画
第2節 避難所の管理運営対策

進する。

- 7 仮設トイレや災害用特設電話等の設置等に関するマニュアルや手順書等を整備する。
- 8 避難所の運営において、避難所ルールや配置図等の多言語化や、必要最低限の会話を可能にするツール等の整備、語学ボランティアの派遣、都の外国人災害情報センターからの情報提供の利用等、外国人に対する対策の検討を推進する。
- 9 避難所運営会議が地域病院や社会福祉施設等関係機関との協力体制を確立できるよう支援する。
- 10 避難生活が長期にわたる場合などは、ストレスが増大し各種の問題が発生することが考えられるため、生活全般の相談窓口を設置するとともに、特にDVを含む女性相談等の相談窓口等の設置やその周知方法等について配慮する。
- 11 都、東京都獣医師会足立支部等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- 12 同行避難動物受け入れの手引きの作成及び様式については、令和2年作成の災害時避難所運営手順書（第I部事前学習編、第II部開設運営編）に記載する。同行避難のルールについては区HPでも周知している。
- 13 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 14 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 15 都と連携して避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備及び公立学校の体育館等へ空調設置の整備を行い、避難所機能の向上を図る。

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり



第1節 安全に暮らせるまちづくり

第1 高層建築物及び地下街等における安全対策

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	（1）建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保 （2）施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備 （3）津波等による浸水への対策の検討 （4）エレベーター閉じ込め防止対策等、高層建築物の各課題に対する取り組みの推進
警視庁	（1）高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
東京消防庁	（1）関係事業所に対する対策の指導

2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- （1）高層建築物、地下街等において、浸水や混乱等による被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- （2）地下街等については、地下鉄、商業ビル等、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。都では、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの設置、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進等を進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練等を推進することとしている。
区はさらに津波等により、浸水が生じた場合も視野に入れた対策を検討していく。
- （3）浸水が生じた場合、停電によるエレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。このため、区、都、住民、関係団体等が連携し、エレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料、簡易トイレ等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との共助の仕組みづくり等高層建築物の各課題に対する取り組みを進めていく。
- （4）高層建築物及び地下街の建築物について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり／第2節 建築物の安全対策の促進

(5) 既存の高層建築物及び地下街の建築物に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年または3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

《警視庁》

(1) 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

ア 高層建築物

- (ア) 地下街を含めた浸水対策に関する管理者対策の実施
- (イ) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

イ 地下街

- (ア) 地下街警備要図の作成
- (イ) 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- (ウ) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- (エ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

《東京消防庁》

(2) 関係事業所に対して次の対策を指導する。

ア 避難対策(混乱防止対策)

- (ア) 避難の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (イ) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (ウ) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の施設育成
- (エ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (オ) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

第2節 建築物の安全対策の促進

第1 建築物の防災対策の促進

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(施設営繕部、都市建設部、学校運営部)	(1) 建造物等の防災対策促進

2 詳細な取組内容

(1) 建造物等の防災対策

ア 各種災害から建造物(社会公共施設及びその他の建造物)を保護し、被害の軽減を図るとともに、その機能を維持するため、関係機関は相互に連携を密にして、その有する機能を十分に発揮し、防災に寄与する。

(ア) 一般建造物

- a 建造物の位置、構造、設備は、建築基準法、関係法令及びこれらに基づく条

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり
第2節 建築物の安全対策の促進／第3節 危険物災害の防止

例並びに消防法関係法令及びこれらに基づく条例に定められた技術上の基準に適合した状態に施行し、かつ維持するよう指導する。

- b 建造物に対して法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備等及び防火避難設備等の設置、維持、管理について、防火・防災の見地から必要な指導を行う。

第2 エレベーター対策

1 対策内容と役割分担

浸水時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、都市建設部）	（1）区施設におけるエレベーターの停電時自動着床装置の設置
医療機関	（1）医療機関におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の実施
都	（1）都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 （2）都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進（都市整備局） （3）「挟まれ防止対策」と「閉じ込め防止対策」の必要性の普及啓発（都市整備局）
一般社団法人日本エレベーター協会	（1）民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 （2）エレベーター閉じ込めに対する救出体制の構築

※ 停電時自動着床装置：停電時にエレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置

2 詳細な取組内容

- （1）区施設におけるエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。
- （2）利用者等が閉じ込められた場合に備えて、区施設のエレベーター内に水・簡易トイレ等の非常用品の配備に努める。

第3節 危険物災害の防止

第1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

1 対策内容と役割分担

- （1）石油等危険物施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁等	（1）事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 （2）石油等危険物施設の安全化

- （2）液化石油ガス消費施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	（1）液化石油ガス消費施設の安全化

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3節 危険物災害の防止

(3) 火薬類保管施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)火薬類保管施設の安全化

(4) 高压ガス取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)高压ガス保管施設の安全化

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部、教育指導部）	(1)毒物・劇物による危害未然防止
都（福祉保健局、教育庁、生活文化局）	(1)毒物・劇物による危害未然防止

(6) 化学物質関連施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)化学物質による被害防止 (2)PCB保管事業者の明確化

(7) 放射線等使用施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	(1)RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去を推進
都（総務局、福祉保健局、産業労働局）	(1)監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 (2)関係各局がそれぞれのRI対策を推進

2 詳細な取組内容

危険物等施設については、耐震性等安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

(1) 石油等危険物施設の安全化

《東京消防庁等》

ア 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進する。

イ 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させる。

ウ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。

エ 危険物施設については、消防法令に基づき、取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運

搬に関する規制を行い、安全化を図る。

オ 「火災予防査察」による立入検査を行う。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

《都（環境局）》

ア 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。

(ア) 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置

(イ) 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置

イ 地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。

ウ 災害時のLPガス等の供給について、都と一般社団法人東京都LPガス協会との間で協定を締結した。災害時避難所にLPガスを供給する場合、区市町村とLPガス協会支部単位でも、同様に協定締結の検討等を行うよう依頼する。

(3) 火薬類保管施設の安全化

《都（環境局）》

ア 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。

イ 全都道府県の事故通報を業種、原因別に収録し防災対策の資料とする。

ウ 対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持またはその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。

(4) 高圧ガス取扱施設の安全化

《都（環境局）》

ア 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。

イ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。

ウ 災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3節 危険物災害の防止

《都（環境局）》《東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所》《関係機関等》

ア 協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

《区（衛生部）》

ア 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

《区（教育指導部）》

ア 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「実験用薬品の適正管理の報告について」で区立小中学校の管理状況を把握するとともに、教員対象の理科安全教育研修会を実施し、事故防止に努める。

《都（福祉保健局）》

ア 安全性の確保のため、当該製造所等の危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

《都（教育庁）》

ア 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。

《都（生活文化局）》

ア 私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

(6) 化学物質関連施設の安全化

《都（環境局）》

ア これまでの災害により被害を受けた事業所や都内事業所の化学物質取扱いの実態調査、災害が発生した場合の化学物質漏えい予測を行い、現行の化学物質の適正管理制度を非常災害時の管理手法として活用する方策を検討する。

また、災害時の事業所の初動体制や関係機関との連携の在り方も検討する。

イ PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB 廃棄物を判別するためのステッカー等による表示を行う。また、現在把握しているPCB 機器の使用、保管状況について、区との情報共有を図っていく。

(7) 放射線等使用施設の安全化

《区（衛生部）》

ア 必要に応じて東京都等と連携し、放射線量の測定結果及びその評価について区民に対して情報提供する。

《都（福祉保健局）》

ア R I 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

《都（総務局、福祉保健局、産業労働局）》

ア R I による、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、総務局は、R I 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。

イ 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのR I 対策を推進する。

第2 危険物等の輸送の安全化

1 対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1)法令基準に照らした指導取締りの実施 (2)関係機関との連絡通報体制の確立
都（環境局）	(1)高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 (2)高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 (3)高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
東京消防庁	(1)タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 (2)イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警視庁	(1)危険物等運搬車両の通行路線の検討 (2)危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 (3)関係機関等の連絡通報体制の確立
関東東北産業 保安監督部	(1)高圧ガス製造者等の高圧ガス地域防災協議会の設置、自主的な災害予防対策の指導 (2)移動計画書を輸送者に作成させ、内容の確認及び遵守の指導
日本貨物鉄道 株式会社	(1)鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導の実施 (2)火薬類等の危険品輸送時の災害防止 (3)部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立 (4)社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3節 危険物災害の防止

2 詳細な取組内容

- (1) 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

《東京消防庁》

ア タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施し、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。

イ 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

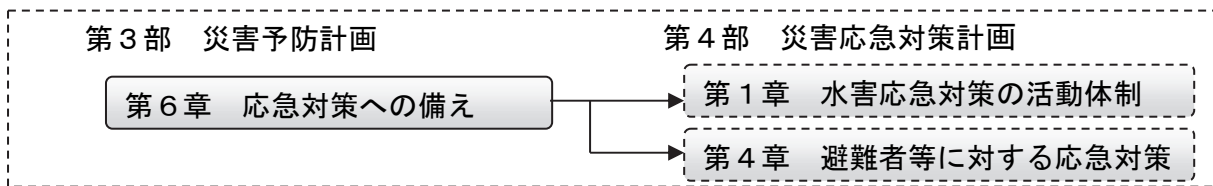
ウ タンカーによる危険物輸送については、受入れ施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。

エ 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

《警視庁》

ア 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

第6章 応急対策への備え



第1節 活動拠点等の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(関係部、危機管理部、施設営繕部)	(1)非常電源等の整備 (2)浸水にも対応できる施設計画や配置 (3)実態に即した職員用の備蓄品等 (4)オープンスペース等活動拠点の確保 (5)ヘリコプター活動拠点の確保 (6)大規模救出救助活動拠点等の確保 (7)ヘリサインの整備
都(各局)	(1)オープンスペースの確保 (2)大規模救出救助活動拠点等の確保 (3)ヘリコプター活動拠点の確保 (4)発災時における応急活動拠点の整備

第2 詳細な取組内容

1 応急活動拠点の整備

- (1) 区の活動拠点となる区民事務所や避難所等は、ライフライン機能が途絶した中でも機能維持できるよう、非常用電源等を順次整備するとともに、浸水にも対応できるよう施設計画や配置について配慮する。
- (2) 「公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準」を改正し、浸水を考慮した規定を追加することで、防災備蓄倉庫や電気設備、避難スペース等の確保に努める。
- (3) 職員用の備蓄品等については、実態に即した整備を行う。
- (4) 活動拠点の中心となる区本庁舎の整備状況は次のとおりであるが、今後、本庁舎の改修に向けた基本計画の中で本庁舎の災害対策機能について検討する。

【区本庁舎の規模・施設等】

項 目	南 館	中央館	地 下	北 館
構 造	鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
	地下3階、地上14階、塔屋2階			地下2階、地上4階、塔屋1階
面積	敷 地	22,070 m ²		
	延べ床	75,213 m ²		

第6章 応急対策への備え
第1節 活動拠点等の整備

【平常時の設備】

項目		本庁舎	
		中央館・南館	北館
電気設備	受電方式	特別高圧 22KV (本線・予備線)	
	変圧器容量	5,000KVA × 2台	
	発電機	自家発電設備 (常用発電機 (コージェネ) 300KW 1基)	
給排水設備	上水設備	受水槽 40 m ³ 1基	受水槽 26 m ³ 1基
		高置水槽 6 m ³ 1基	高置水槽 5 m ³ 1基
		防火用水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基	雑用水受水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基
	中水設備 (雑排水・雨水等利用設備)	中水貯留槽 (躯体利用) 95 m ³ 1基	
		中水高置水槽 6 m ³ 1基	雑用水高置水槽 8 m ³ 1基
		雨水貯留槽 (躯体利用) 500 m ³ 1基	
	給湯設備	中央式 ガスエンジン排熱利用 (流し、手洗い用)	局所式 電気貯湯式湯沸器
		貯湯槽 (2.5 m ³ 、1.5 m ³ 、1.0 m ³) 3基	
		局所式 電気貯湯式湯沸器 (飲料用)	

【非常時の設備】

項目		南・中央館	北館	備考
電気設備	非常用発電機	2,000KVA 1基 設置場所 地下1階 燃料タンク 特A重油 50,000リットル	500KVA 1基 設置場所 地下1階 燃料タンク 特A重油 12,000リットル	非常電源 72時間対応
	無停電電源設備	コンピュータ用電源 (200KVA × 2台並列待機冗長運転)	—	—
給排水設備	防災用水槽	防火飲料用水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基 (通常時は冷却塔及び中水設備の補給水に利用)	雑用水受水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基 (通常時は雑用水及び冷却塔の補給水に利用)	飲用には非常災害用浄水装置の利用が必要
	防火水槽 (参考)	80 m ³ × 2 (庁舎敷地内) 100 m ³ (隣接中央公園内)	(参考) (参考)	
防災設備 その他	自動火災報知設備、防排煙設備、避雷針、スプリンクラー消火、屋内消火栓、泡消火、ハロゲン化物消火、連結送水管、ダクト消火、消防用水			

2 オープンスペース等活動拠点の確保

- (1) 災害時に、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、災害後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを足立区災害対策条例で定めている。
- (2) 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確立する。
- (3) 災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び区の協力のもとに取り組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係わるマニュアル等を作成する。

3 ヘリコプター活動拠点の確保

- (1) 区は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- (2) 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を指定する。
- (3) 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や都及び関係機関と連携して行う。

(資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.65)

4 大規模救出救助活動拠点等の確保

- (1) 区は、自衛隊、警察災害派遣隊(広域緊急援助隊)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)を国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- (2) 都が指定している足立区内の大規模救出救助拠点は舎人公園及び足立清掃工場である。なお、発災時には活動拠点となるオープンスペースが更に必要であり、引き続き拠点を確保する。

5 ヘリサインの設置

- (1) 災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助活動部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所等、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するうえで、重要な役割を果たす。
- (2) 区は、所有する建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取り組みを進める。
- (3) ヘリサインの設置にあたっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ事項」を基準にする。

(資料編震災編 第22「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項」P.66)

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

第2節 情報連絡体制整備計画

第1 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

1 対策内容と役割分担

区各部、出先機関等の区施設、防災関係機関、都等との情報連絡体制を構築する。
また、住民、被災者、避難者等への情報伝達手段を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、危機管理 部（防災センター））	(1) 都本部との情報連絡体制を構築 (2) 固定の同報系（一斉通信）や移動系の防災行政無線の整備（同報系については、屋外子局の増設及びデジタル式への更新） (3) 生活関連機関（電気・ガス・交通運輸等）との情報連絡体制の整備 (4) 教育関連機関（学校、教育委員会等）、関係者間（生徒、教職員、保護者等）の情報連絡体制の整備 (5) 情報伝達手段の多様化 (6) 災害対策本部機能を支援する情報システム等の整備 (7) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）（※1）の活用 (8) 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（※2）の活用 (9) 災害用デジタルサイネージ（※3）の活用 (10) 足立区地域防災無線の通信訓練の定期実施 (11) 避難所との情報連絡体制を構築 (12) 無人航空機（ドローン）運用体制の整備 (13) 災害定点カメラ（高所カメラ、河川監視カメラ、北千住駅前カメラ）の活用
都（総務局）	(1) 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築 (2) 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 (3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）（※1）の活用 (4) 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（※2）の活用
警視庁	(1) 各方面本部、管下警察署及び関係防災機関との情報連絡体制の構築
東京消防庁	(1) 震災消防対策システムの運用
自衛隊	(1) 東京都と東部方面総監部との間の通信基盤の整備促進

※1 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線等を自動起動させるシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体においては、情報番号に対応する予め録音された放送内容を自動的に放送する。

※2 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、

第6章 応急対策への備え 第2節 情報連絡体制整備計画

メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおりFAXによる情報伝達も並行して行う。

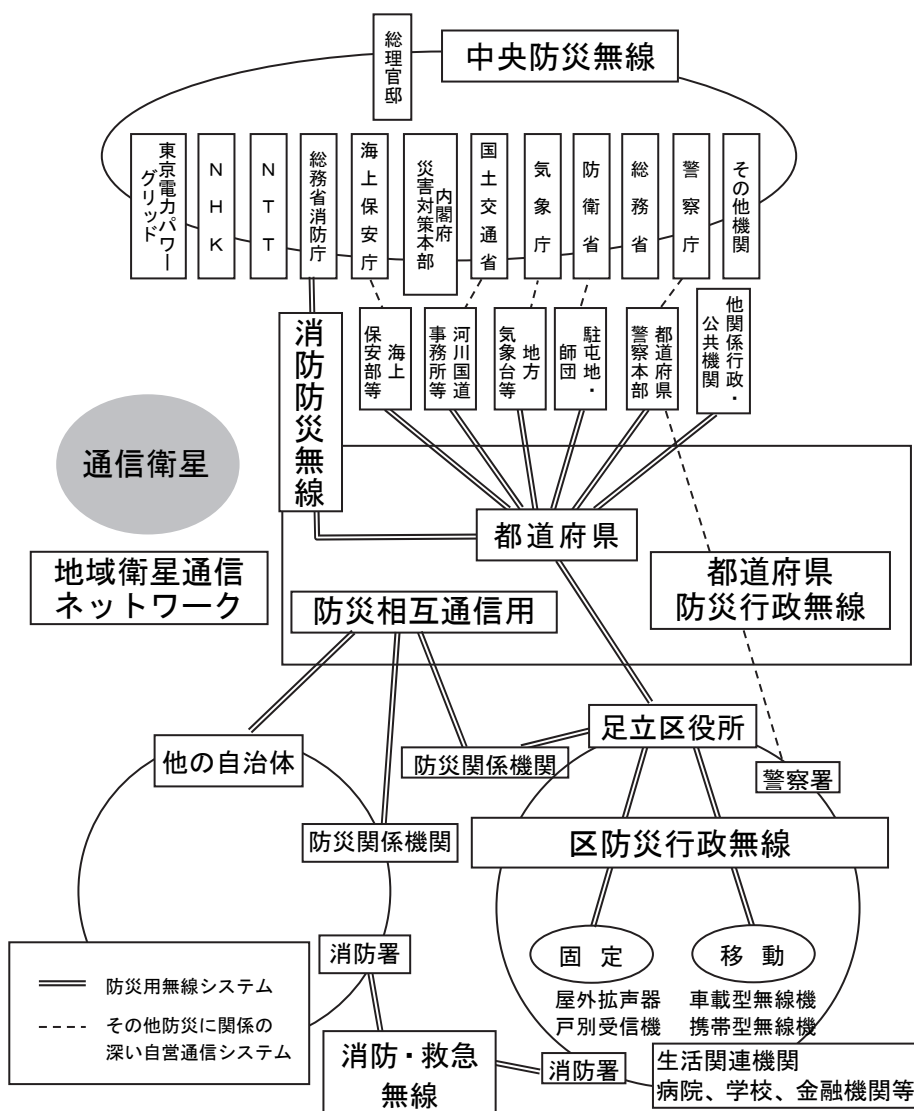
※3 災害用デジタルサイネージ

災害時に一時滞在施設や、交通機関の状況等を帰宅困難者に提供することを目的としたモニター。平常時は、区の情報だけでなく、警察署や消防署、地域の情報等を毎日提供している。

災害時には、区庁舎内の情報収集指令室からネットワークを通じて即時に情報の提供や更新を行い、的確かつ迅速に避難誘導を行う。

2 詳細な取組内容

【無線体系イメージ】



第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

《区（各部、危機管理部（防災センター））》

(1) 防災機関相互の情報・通信連絡体制

ア 足立区地域防災無線（足立区防災行政無線移動系無線システム（260MHz帯）、及びMCA無線システム）またはその他の手段により、区内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信手段を確保する。

（資料編震災編 第31「地域防災無線系統図及び情報連絡」P.90、第32「東京都災害対策本部を中心とした通信連絡の系統図」P.91）

イ 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、足立区地域防災無線等通信手段の維持管理に努める。

ウ 通信手段の確保については、有線電話や足立区地域防災無線のアクセスが集中することで、通信が繋がりにづらくなることを想定し、インターネットメール、ソーシャルメディア等の情報伝達ルートの多重化に努める。

エ 区及び各施設管理者、各関係機関等は、各種情報・通信連絡手段（足立区地域防災無線等）について、訓練等を通じて操作の習熟を深めるとともに、手段ごとの特徴を把握し、災害のどのような場面で活用すれば有効か検討、実施する。

オ 避難所等を情報連絡の拠点に位置付け、体制の整備に努める。

（ア）避難所では、各種情報（物資、健康、衛生、要配慮者、周辺被害等）を集約し、必要に応じ、電話、FAX、移動系無線等を用いて、区本部に伝達する体制を整備する。

また、令和4年度導入予定の災害情報システムでは、クラウドサービスの活用により、リアルタイムでの情報収集・共有が可能となるシステムを構築していく。

（イ）区民事務所等の公共施設についても、地域の情報拠点として位置づけ、区民から得られた情報を集約し本部に伝達する。

カ 応急対策をより効果的に実施するため、また近年の自然災害の多様化等にも対応するために、技術の進歩や図上訓練等の検証結果を踏まえながら無線等通信機器や防災センター及び災害情報システム機器について、随時見直しを行う。

(2) 既存の災害用情報連絡、伝達機器

ア 移動系無線システム（260MHz帯）

（ア）災害時における、防災関係機関等との連絡手段として配備しており、1対1の通話が基本だが、一斉通信による的確な意思伝達とともに、無線FAXによる紙媒体での連絡も可能。また、庁舎内線電話との通話も可能であり、移動中の職員用としても活用する。

（イ）同無線は、運用局を区施設以外にも駅事務室、病院、協定機関、大学、警視庁、東京消防庁、さらに小中学校等に整備され、有線電話途絶時の最も基幹的な連絡手段となる。

（ウ）電気・ガス事業者や交通運輸機関等の生活関連機関との間の情報連絡のため、同無線の整備を行っている。

（エ）災害時において、同無線通信の円滑な遂行を図るため、次のとおり通信手続、無線機の操作等に関する訓練を実施する。

- a 実施機関及び場所については、毎月、定期点検を兼ねて、各機関と基地局相互間とする。
- b 参加機関は、特別な場合を除き、全ての設置施設を対象とする。
- c 実施要領は、足立区防災行政無線局管理運用要領に定めるほか、関係機関と協議して定める。

イ M C A無線システム（800MHz帯）

- (ア) 災害時において、緊急災害対策本部、区民事務所内、防災関係機関内等での情報連絡手段として活用する。使用はトランシーバータイプによる意思伝達だが、防災センターに配備された1台のみ一斉放送が可能。

ウ 衛星電話

- (ア) 地上回線に加えて衛星回線を確保する等、通信系統の2重、3重化により、災害時においても確実な通信を確保する必要がある。区では、3機の衛星携帯電話を確保している。

エ 東京都の情報通信機器

- (ア) 区には、都多重無線網による無線電話、無線FAXのほか、都多重無線網を利用した東京都災害情報システム(DIS)のコンピュータ端末が設置され、気象情報を中心としたデータが24時間監視可能なシステムになっている。有事の際には、東京都災害情報システムによって被害情報を都に報告するばかりでなく、区内外の防災機関との重要な通信手段となる。

オ 他機関とのテレビ会議用装置

- 「東京都防災行政無線会議端末装置」、「国土交通省画像回覧装置」が設置されており、河川や橋等の監視カメラ映像の閲覧、災害時におけるテレビ会議に活用する。

カ 同報系（固定系）無線システム

- 平常時は、夕焼け放送などを行っている。有事の際、区防災センターから区内全域に設置された屋外子局(202箇所)使って、一斉または局地的に放送を流し、住民の避難誘導等を行う。

(3) 既存の災害対策本部機能を支援する情報システム機器

ア 足立区災害情報システム

- 災害情報の入力、集計及び防災設備のデータ整理、蓄積、検索等を行うもの

イ 水位・雨量・気象観測システム

- 区内6箇所の水位観測および区内5箇所の雨量観測、本庁舎付近の風向風速等の観測を行うもの（資料編風水害編 資料21「雨量・水位通報」P.356参照）

ウ 地震防災システム

- 区役所本庁舎内2箇所に震度計を設置

エ 各種カメラシステム

- 高所カメラ、河川監視カメラ、北千住駅前カメラ、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）

オ 無人航空機（ドローン）

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

都市建設部は、機動的な情報収集活動を行うため、無人航空機（ドローン）の運用体制を整備している。

《区（各部）》

- (1) 足立区地域防災無線や各部保有の通信連絡手段により、所管施設や関係機関と情報連絡体制を構築する。
- (2) 各部で、応急対策等に関わる防災関係機関との足立区地域防災無線を使用した連絡訓練等を行う。
- (3) 災害時に必要となる情報（所管施設の利用者の安否情報、施設被害情報等）を事前に検討し、マニュアルへ反映する等、情報収集体制を構築する。

《警視庁》

- (1) 警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下警察署及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。

《東京消防庁》

- (1) 消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。
- (2) 救急告示医療機関等への病院端末装置の拡充整備を推進する。
- (3) 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、他機関保有映像の活用等により情報収集伝達体制を強化する。

《陸上自衛隊》

- (1) 東京都と東部方面隊（東部方面総監部・第1師団司令部）との間に情報連絡態勢を構築する。
- (2) 東京都庁への自衛隊基地電話の延長、陸自へり映伝映像及び会議映像の配信等

《その他共通事項等》

- (1) 都本部、都各局、区及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- (2) 区及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- (3) それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。
- (4) 防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信無線を利用する。

※ 防災相互通信無線：関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されており、同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。

- (5) 各防災機関は、それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」を通じて事前の調整を行う。

- (6) アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を経由して情報収集を行う。

第2 住民等への情報提供体制の整備

1 対策内容と役割分担

足立区HPの災害時の機能強化や災害情報提供手段の多様化により、区民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部）	(1) 地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 (2) 住民への情報伝達手段の多様化 (3) 新聞社及び放送機関との連携体制を整備 (4) 障がいの種別に応じた情報弱者への広報
都（政策企画局）	(1) 放送要請・報道要請等に関する協定の締結等新聞社及び放送機関との連携体制を整備
都（総務局）	(1) 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 (2) 東京都防災Twitter等新たな情報提供ツールの活用 (3) ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置
都（生活文化局）	(1) 在住外国人等への情報の提供 (2) 東京都防災Twitterをはじめとする防災関連情報を、都庁広報Twitterにより幅広く発信
都（都市整備局）	(1) 避難誘導等の移動支援及び災害等の情報提供手段としてユビキタス技術の活用を検討
都（建設局、水道局、下水道局）	(1) 災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
警視庁 東京消防庁	(1) HP、SNS等を活用した情報提供
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT東日本	(1) 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立

2 詳細な取組内容

《区（関係部、政策経営部、危機管理部）》

- (1) 避難所を情報連絡の拠点と考え、体制を検討する。下図がそのイメージである。

ア 避難所は、自主防災組織や区民の情報を集約し、避難所派遣職員が所属する部を経由して災害対策本部に伝達する。また、伝達手段の1つである無線機の取り扱いについて、

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

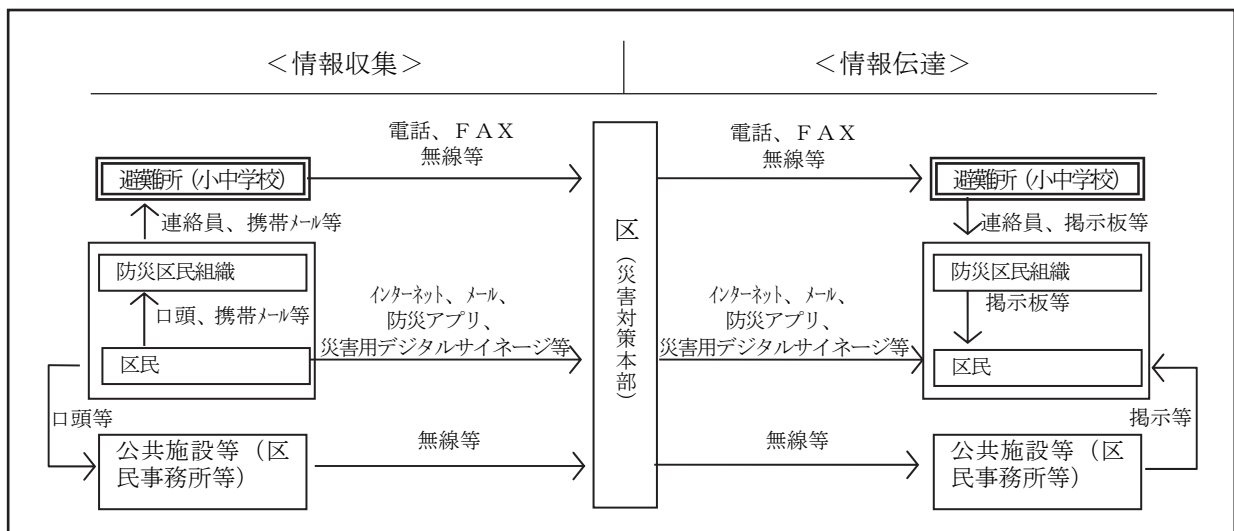
避難所派遣職員の習熟を図る。

イ 区民事務所等の公共施設も地域の情報拠点として位置づけ、区民から得られた情報を集約し本部に伝達する。

ウ 区は、上記体制を強化するため、情報連絡手段の確保に努める。

- (2) 区民へ情報の入手方法等を周知する。
- (3) 避難所以外に生活する被災者も含む区民への迅速、的確な提供情報（避難情報、災害情報、物資配給情報、医療・福祉等のサービスに関する情報）を検討する。
- (4) 要配慮者のうち聴覚、視覚障がい等のコミュニケーション障がいを持つ者及び日本語を解さない外国人等の情報弱者への広報方法について、それぞれに応じた伝達手段及び方法を整備、推進する。

【地域と連携した情報連絡体制のイメージ】



【災害情報に係わる広報媒体及び活用方法】

媒体名	活用方法
足立区HP	HPに掲載
A-メール	登録者に対し、電子メールによる一斉配信
SNS (Twitter, LINE 等)	SNSに配信、投稿
あだち安心電話 (水害時用)	システムにより、登録電話番号宛に一斉配信
あだち安心FAX (水害時用)	聴覚障がいまたは耳の聞こえにくい区民等に対し、システムにより、登録電話番号宛に一斉配信
災害用デジタルサイネージ	公共施設、駅前等のパネルに遠隔操作による文字テロップ等放送
広報車	広報車1台(緊急指定車両)が巡回して要所に放送
災害時臨時FM放送局	区役所を放送局として、区内全域に放送

媒体名	活用方法
防災行政無線同報系放送	区内配置の無線局スピーカー（放送箇所 202 箇所）からの放送
防災無線テレホン案内	区民が電話で録音音声を確認
コールセンター	区民からの電話に対し、受託事業者、職員による電話対応
あだち広報	区内全世帯に対し配付
チラシ	町会自治会に配付（回覧） ※20,000～50,000 部
ポスター	巡回して要所に掲示 ※200～500 枚
日刊新聞	新聞 6 社（朝日・産経・東京・毎日・読売・日経）に対し、発表
区内紙等	上記 6 紙に加え都政新報に対し、発表
テレビ・ラジオ	テレビ、ラジオ各局に対し発表
	緊急を要する突発事項については、テレビ 7 局、ラジオ 4 局に対し、都広報室報道課より連絡
株式会社ジェイコム 東京足立局	区内全域CATV加入世帯に対し、文字データ放送を活用した行政情報の表示
緊急速報エリアメール	NTTドコモ、au、ソフトバンク携帯電話利用者に対し、電子メールによる一斉配信

《都総務局》《東京消防庁》

- (1) 火災の進展予測、要避難地域、安全避難方向等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。

《各ライフライン事業者及びラジオ放送事業者》

- (1) 都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるよう情報連絡体制を確立するとともに、施設の防災力の向上を図ることを目的に、「東京都ライフライン対策連絡協議会」を設置している。
- (2) ライフライン 5 社（NTT東日本、NTTドコモ、東京電力パワーグリッド株式会社上野支社、東京ガス株式会社東部支店、都（水道局））は、在京ラジオ 7 社（日本放送協会、TBS ラジオ&コミュニケーションズ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、東京FM、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ 7 社と必要に応じて、被害状況、復旧状況等の情報を共有する。

第6章 応急対策への備え

第2節 情報連絡体制整備計画／第3節 応急対策用資器材整備

第3 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知

1 対策内容と役割分担

住民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、事前にその方法を周知する。また、災害情報等の入手方法も確認できる体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	（1）区民相互間の安否確認手段の周知
都（総務局）	（1）区相互間の安否確認手段の確保・周知 （2）その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進
通信事業者	（1）安否確認手段の確保及び周知
鉄道事業者	（1）駅における情報提供体制の整備

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

- （1）区民が日頃から、安否確認等発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- （2）通信事業者や都の行う住民相互間の安否確認手段等について、区民に周知する。

《通信事業者》

- （1）安否確認手段の確保、区民向け通信基盤の充実化を推進する。
- （2）広く区民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- （3）早期復旧に向けた取組内容について周知する。

《鉄道事業者》

- （1）駅での情報提供等発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

第3節 応急対策用資器材整備

風水害発生時に救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。災害時においては、応急対策用資器材の入手が困難になることが予想されることから、区及び関係防災機関は、平素から災害用資器材の備蓄を行う。被害が大きく、備蓄した資器材に不足が生じた場合等に備え、あらかじめ受援計画を策定し、計画に基づき応急対策活動に必要な要員も含めて、他地区からの応援を速やかに要請する等、迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	（1）災害時に必要な装備・資器材の整備及び充実強化 （2）防災関係機関との救助・救急体制を整備
警視庁	（1）災害時に必要な装備・資器材の整備及び充実強化 （2）緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東京消防庁	（1）災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、救助・救急体制を整備

機 関 名	対 策 内 容
	(2)関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立
自衛隊	(1)関係防災機関等と連携した活動体制の確立
関東地方整備局	(1)関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、都市建設部）》

- 1 区（救出部、緊急災害対策本部）の使用する救出用資器材等、区の救出救助に必要な資器材等の充実強化を図る。（資料編震災編 第17「救出用資器材」P.61）
 - 2 避難場所等における応急対策用の資器材を区内7箇所の災害備蓄倉庫（資料編震災編第52「足立区応急対策用物資備蓄場所一覧」P.170）に、避難所運営に必要な物品を区内128箇所の小中学校及び高校・大学等に備蓄している。
 - 3 救助用資器材を91箇所の消防団資器材庫、156箇所の防災区民組織（町会・自治会等）、17箇所の区民事務所及び106箇所の小中学校に整備している。
 - 4 倒壊建物等からの救助救出活動は1分1秒を争うものであり、さらに広範囲に、きめ細かく資器材を配備する。しかし、機材があってもそれを使える要員が必要なことから、当面は応急活動可能な組織を対象に、計画的に配備する。
 - 5 区（救出部）の活動について、防災関係機関との事前調整や訓練等を行い、災害時に有効な活動が行えるよう連携体制を構築する。
- ※ 救出部の構成は、警視庁、東京消防庁、自衛隊、区（都市建設部）とする。

《警視庁》

- 1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。
- 2 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警視庁に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
- 3 大規模災害等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。
- 4 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上、航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図る。
- 5 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

《東京消防庁》

- 1 東京消防庁（足立区内）は、第六消防方面本部及び千住・足立・西新井消防署に、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車等を配備し、災害に備えている（資料編震災編 第18「消防力一覧」P.62）。
- 2 不整地走行能力の高い車両を活用するとともに、道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。
- 3 大規模災害時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の

第6章 応急対策への備え

第3節 応急対策用資器材整備／第4節 応急対策用物資備蓄

増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め大規模災害時の傷病者搬送体制を強化する。

- 4 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- 5 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- 6 傷病者の速やかな搬送及び区民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 7 東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者(サポートCab)等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- 8 応援航空機の受入れ体制及び衛星通信等を利用した情報体制の整備、活動計画等の策定、協定等に基づく消防機関相互の定期的な訓練の実施により、応援航空機との連携体制を強化する。

《自衛隊》

- 1 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- 2 東京都、関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

第4節 応急対策用物資備蓄

第1 対策の方針

発災から72時間は消火活動と迅速な救助救出活動に注力するため、これに必要な車両、要員、資器材、医薬品等以外の応援物資の区内への流入を制限する。

第2 食料及び生活必需品等の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	(1) 想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活用水、生活必需品等の備蓄及び整備 (2) 備蓄物品（都の事前寄託分を含む）の適正な管理 (3) 地域ごとの備蓄数量等、適正な配置の検討 (4) 要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズへの留意 (5) 民間事業者との協定等による流通在庫の確保 (6) 家庭や地域等における備蓄促進のための広報の実施
都（総務局）	(1) 区民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。
都（福祉保健局）	(1) 広域的な見地から区備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都（都市整備局）	(1) 区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都（生活文化局、産業労働局、中央卸売市場）	(1) 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

(1) 備蓄品・資器材の管理等

ア 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。

イ 区の備蓄場所・備蓄物資・備蓄量の現状を把握し、人口・面積・避難所分布等と関連づけて備蓄の計画を進める（資料編震災編 第52「足立区応急対策用物資備蓄場所一覧」P.170）。

ウ 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における当該区の最大避難者数を基準とする。更に、帰宅困難者に対する備蓄も検討する。

エ 備蓄品目については以下のとおりである。

- (ア) 災害時医療体制が確立するまでの間、り災の応急手当に必要な医薬品。
- (イ) 被災者の生命を保持するために必要不可欠な「飲む」「食べる」「寝る」「排泄する」の四大条件を満たす最低限度の物資。
- (ウ) 要配慮者が緊急に必要とする物資。

オ 区の備蓄品目から除外するものは以下のとおりである。

- (ア) 備蓄困難なもの
- (イ) 緊急を要せず、調達で賄えるもの
- (ウ) 家庭での備蓄が容易なもの
- (エ) 特殊なもの
- (オ) 都との役割分担で都が備蓄すべきもの

カ 現在の備蓄状況は、資料編震災編 第53「備蓄物品一覧」（P.174）のとおりである。

キ 被害想定における避難者数や、現状避難所の位置等に基づき、職員・物資担当職員、保管場所の配置、輸送経路の設定の検討に努める。

ク 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

ケ 物資の確保にあたっては、被災時期を考慮し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮する。

コ 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

サ 調製粉乳の備蓄について、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄し、都は4日分を備蓄する。

シ 備蓄品目によっては区内業者等との連携を密にし、調達協定をもって備蓄にかえ、必要に応じ提供できる体制を確立する。

ス 備蓄物品については、適切に更新する。なお、品質保証期間のある備蓄物品は以下のとおりであり、期限切れ前に新しく購入する（資料編震災編 第53「備蓄物品一覧」P.174）。

- (ア) アルファー化米 …………… 4年ごとに買い替え
- (イ) クラッカー …………… 4年ごとに買い替え

第6章 応急対策への備え
第4節 応急対策用物資備蓄

- (ウ) 飲料水 ……………11年ごとに買い替え
- (エ) 医薬品 ……………期限切れごとに買い替え
- (オ) 乾電池 ……………10年ごとに買い替え
- (カ) 乳幼児用粉ミルク ……………1年ごとに買い替え

セ 備蓄資器材は、災害時における応急対策活動に十分活用できるよう、常に使用可能な状態で保管しなければならないため、次のものについては平常時から定期的に資器材の整備点検を行う。

- (ア) 発電機
- (イ) 調理レンジ
- (ウ) ダムウェーター（小荷物昇降機）
- (エ) ろ水機
- (オ) 備蓄倉庫シャッター
- (カ) ローボート用船外機
- (キ) 投光器
- (ク) 地下埋設式トイレ

(2) 家庭や地域等での備蓄促進

- ア 行政の備蓄は必要最低限のものであり、区民一人ひとりの備えが大前提である。区が備蓄の対象としていないもので、自宅における被災生活に必要な備蓄については、あつ旋物品の紹介等、各家庭での備蓄の推進を図る。
- イ そのほかにも区民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、訓練や広報、HP等を通じて、区民に対する普及啓発を行う。

第3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

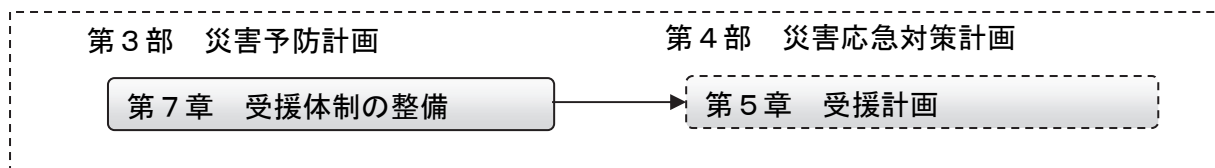
災害時において、備蓄倉庫を活用し迅速な輸送を進めるための整備を進める。

- 1 各避難所の備蓄倉庫が水害時に浸水する想定のあるものについては、極力上階に移設または分散備蓄すべく、関係する避難所運営会議及び学校等と調整を進める。
- 2 関係機関や民間事業者等との連携強化、空路の活用等を実施し輸送体制の強化に努める。

第4 足立区水防資器材備蓄計画

災害発生に際し、即時水防活動体制に入れるよう、平素から水防用資器材の整備充実を図る。（資料編風水害編 資料12「水防倉庫及び備蓄資器材一覧」P.300）

第7章 受援体制の整備



第1節 計画の方針

区は、自らの地域で発生した災害に対し、あらかじめ多方面からの支援を効率的・効果的に受け入れるための受援計画を策定することにより、発災後の死者をなくし、区民生活の早期復興を図ることを目的とする。

九州で記録的な大雨となり、球磨川など大河川での氾濫が相次いだ令和2年7月豪雨による水害等、近年頻発化している大水害発生時には、全国からボランティアが被災地の支援に集まってくる。ボランティアの活動は、医療、食糧・物資配給、高齢者等の安否確認、避難所運営等から物資配分、引っ越し・修理、高齢者・障がい者のケアなど、多方面に及んでいる。

一方で、ボランティアの派遣先や、活動拠点等が定まっておらず、さらに派遣されるボランティアの技量と、受入先の需要にギャップがあり、ボランティアを十分に活用できないケースも多く、東日本大震災、熊本地震等の震災時においても同様の問題が起きている。

このため、内閣府は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」をまとめ、その中で、受援を想定した体制整備のあり方を打ち出している。

足立区においては、既に地域防災計画の関係各章で受援に関する事項を記載しているが、受援計画として章を設け、足立区の受援に関するこれまでの取組みや課題について整理するとともに、今後の対策と方向性を明確にする。

第1 基本的な考え方

区は、自らの地域で発生した災害に対し、地域防災計画に基づき応急対策を実施する。しかし、被害が広範囲に及び区や防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、協定締結自治体や自衛隊等へ応援を要請し、円滑な災害対応を実施する必要がある。

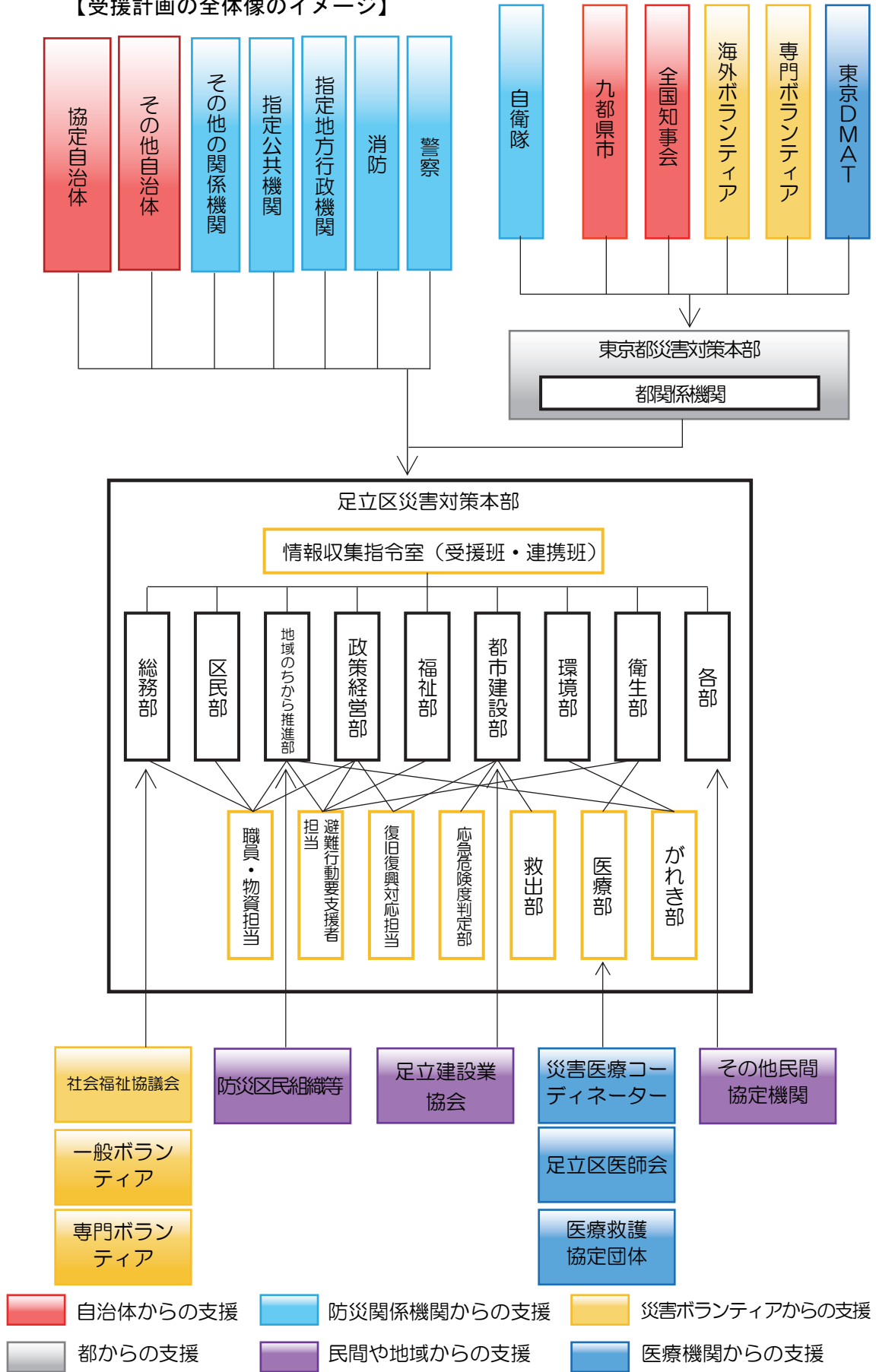
効率的・効果的に支援を受け入れるために、応援受け入れの手順、役割の分担や調整、応援に使用する活動拠点等の受入体制をあらかじめ整理し、適切に実施するための計画を推進する。

なお、受援計画は、以下の視点を取り入れ整備することを基本的な方針とする。

- 1 受援業務の専任担当
- 2 各部での受援ニーズに関する状況把握・取りまとめ
- 3 受援に関する連絡・要請の手順
- 4 対策本部との役割分担・連絡調整体制
- 5 応援機関の活動拠点
- 6 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等
- 7 受援体制の充実

第7章 受援体制の整備
第1節 計画の方針

【受援計画の全体像のイメージ】



第2節 受援体制の整備

第1 連絡・要請体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]）	(1) 情報収集指令室を拠点とした情報連絡体制の整備 (2) 関係機関との連絡体制の整備
区（各部）	(1) 区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡体制を整備

第2 受入・連絡調整のための体制整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部 [情報収集指令室]、各部）	(1) 応援隊のための待機場所等の整備 (2) 必要資器材等の準備 (3) 受援シートの作成

2 詳細な取組内容

〈区（危機管理部【情報収集指令室】、各部）〉

(1) 応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等は、各部において所管施設等を活用して確保に努める。ただし、各部での確保が困難な場合は、情報収集指令室（受援班）及び必要に応じて設置される受援対策本部と協力して確保に努める。

（受援対策本部については、第4部第5章「受援計画」を参照）

(2) 応援隊のための必要資器材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）は、各部において確保に努める。ただし、不足することが想定される資器材等については、応援隊に対し持参を要請する。

(3) 各部は、応援隊との連絡調整を行い、人数や到着時期、集合場所、携行資器材等を事前に把握するとともに、受援班に報告する。

(4) 各部は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。また、応援隊に要請する業務内容・手順等を整理、準備しておく。

(5) 各部は、応援隊へ要請する携行品目を整理するとともに、受援班に報告する。

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

区は、自らの地域で災害が発生した場合、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 計画の方針

区は、自らの地域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、他自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築する。

第7章 受援体制の整備

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

第2 受援体制の整備（総務部、危機管理部、防災関係機関）

1 受入体制の整備

区は、応援協定自治体と定期的に協議を行うなどして、災害時の応援に支障のないよう努めるとともに、協定締結自治体の拡大を進める。

また、応援協定自治体からの応援がより円滑に行われるよう、次の事項について、事前に調整し、受援の体制を構築する。

- (1) 派遣職員に必要な備品の準備（携帯電話・パソコン・地図等）
- (2) 派遣職員に依頼する業務の選定
- (3) 指揮命令系統の明確化
- (4) 効率的な作業のための機材等の選定
- (5) 関係機関との日常的な協力・連携

2 防災関係機関の事前準備

区（各部）は、協定締結先民間団体等との災害時の連携が円滑に行われるよう、関係する団体等との事前の協議や訓練等を行う。

第3 受援活動（災害対策本部）

1 初動

- (1) 相互応援協定を締結している自治体との情報連絡体制を確立する。
- (2) 災害対策本部で収集した被災状況に応じて必要な支援を検討する。

2 応援要請

- (1) 災害対策本部長は、区が相互応援協定を締結している他自治体に対して応援を要請する場合は、必要な支援を明確にしたうえで、協定に基づき行う。

3 23区協議会への要請

- (1) 足立区内に災害が発生したが、被災を免れた区または被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（支援区）に応援を要請する。

4 受入体制の整備

- (1) 応援を受ける際は、宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。
- (2) 受入体制の整備として挙げられるものは以下のとおり。
 - ア 各部長及び各機関の長は、応援者の活動計画、活動拠点を定める。
 - イ 災害対策本部長は、応援者の宿泊地を決定する。
 - ウ 各部長は、応援者のために地理案内に必要な要員を派遣する。要員が不足する場合は、ボランティアの協力を得る。
 - エ 各部は、派遣職員が短期間で入れ替わることも想定し、業務の継続性を確保するための、引継の方法や業務の体制に留意する。

第7章 受援体制の整備

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援／第4節 受援体制の充実に向けた取組

5 経費の負担

他の区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

第4節 受援体制の充実に向けた取組

区は、受援体制をより効果的・効率的に機能させるため、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備を行う。

第1 受入体制の準備 (各部)

1 受援対象業務シートの作成

- (1) 区(各部)は、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備として、受援対象業務シートを作成する。
- (2) 受援対象業務シートは、随時内容を見直し、内容の維持・更新を図る。
- (3) 受援対象業務シートは、各部内の研修・訓練等を通じて周知を徹底し、理解を深めていくものとする。

受援対象業務シート			
部 課			
受援対象業務名			
■ 応援要請に関する情報			
受援対象業務の内容			
要請する業務内容			
要請先	求める職種・資格	協定締結先	協定名称
他の自治体			
民間企業			
ボランティア			
その他団体			
団体種別問わず			
必要な資機材	応援者側		
	足立区側		
■ 受援体制に関する情報			
指揮命令者			受援担当者
情報収集・共有体制			
会議・ミーティング			
朝礼	その他の体制		
事務マニュアル有無		→ 内容	
活動拠点			
現場			

第7章 受援体制の整備

第4節 受援体制の充実に向けた取組

2 受援対象業務の可視化

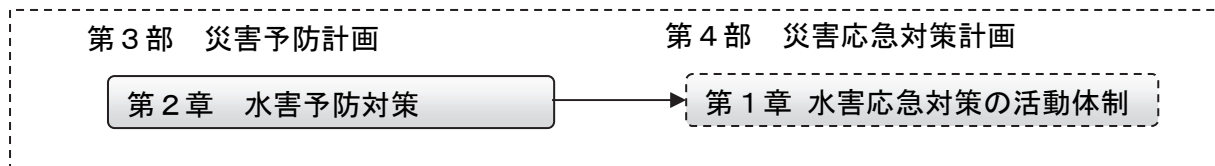
各部で作成された受援対象業務シートを取りまとめることにより、応援・受援の対象となる業務の全体像を整理し、応援側に依頼する範囲を事前に明らかにする。

3 被災市区町村応援職員確保システムの活用

区は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4部 災害応急対策計画

第1章 水害応急対策の活動体制



第1節 対策の方針

各防災関係機関は、区の区域内に風水害が発生、または発生するおそれがある場合に、区の地域及び区民の生命、身体並びに財産を災害から守るため、防災関係機関が一体的な効果を発揮しうよう必要な活動体制を確立する。

応急対策に必要な資源が不足するとき、各防災関係機関は、優先順位に応じた資源配分を行う。優先順位は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三に復旧・復興である。

災害対策本部は、被害状況と防災関係機関の動きを把握し、優先順位に応じた資源配分のコントロールと防災関係機関の全体調整を行う。さらに、区内の防災関係機関だけで対応しきれないときは、自衛隊（都知事を通じて要請）、周辺自治体、ボランティアなどに対し、速やかに応援を依頼する。

第2節 水防対策

第1 水防の責任及び機構等

- 1 水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第3条の規定に基づき、水防管理団体である区は、その行政区域内の水防を十分に果たすべき責務を有する。
- 2 都道府県（東京都）は、その区域における水防管理団体（区）が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（水防法第3条の6）。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者（区長）の所轄の下に行動する（消防機関の水防部隊は、東京消防庁の指揮命令系統に基づいて行動する）（水防法第5条第3項）。
- 4 水防管理者（区長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、都道府県（東京都）の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、または出動の準備をさせなければならない（水防法第17条）。
- 5 水防管理者（区長）は、水防のために必要と認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる（水防法第22条）。

第2 水防計画

1 計画の性格

水防法33条の規定に基づき、水防管理団体である区は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年水防計画の内容を検討し、必要がある場合は、これを変更しなければならない。

第1章 水害応急対策の活動体制

第2節 水防対策／第3節 各種本部体制の流れ（各部）

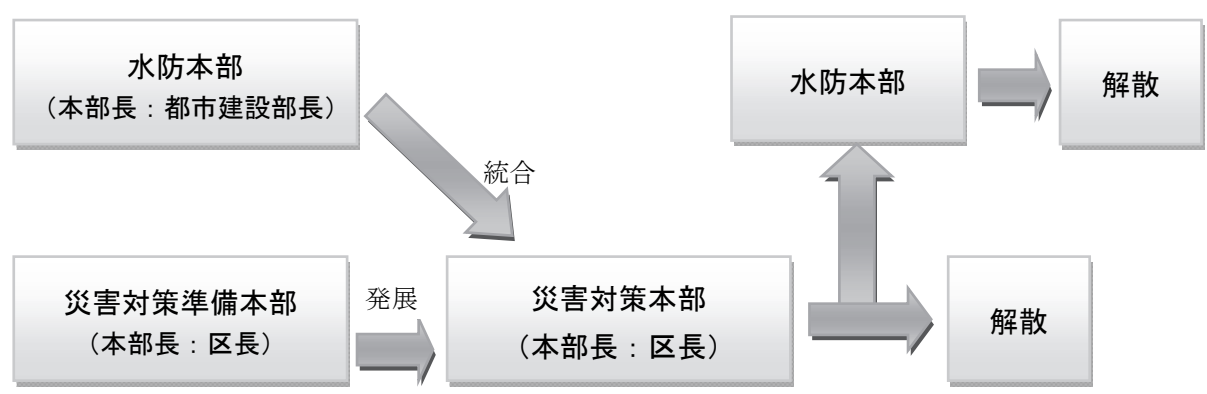
区では、東京都水防計画、国交省「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（平成30年2月）等に基づき、水防計画の改訂について検討する。

2 計画の目的

この計画は、足立区地域防災計画の一環として、区内における大雨、洪水、高潮、津波等による水災害を警戒、防御し、これらによる被害の軽減と防止を図り、区民の安全安心を確保するため、水防法に定められた水防活動の実施に必要な計画を示したものである。

第3節 各種本部体制の流れ（各部）

【各種本部体制統合・解散の流れ】



※ 第2部 第1章第1節「災害対策本部の設置の流れ」（P.17～18）参照

第1 災害対策本部体制

1 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、第2部 第1章「災害対策本部設置基準」（P.17）による。

2 体制の連絡等

危機管理部長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。

3 災害対策本部の解散

区長は、区の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の職員配備

(1) 災害対策本部の職員配備態勢は、第2部 第2章第3節「職員配備計画」（P.32）による。

第1章 水害応急対策の活動体制

第3節 各種本部体制の流れ（各部）

- (2) 災害対策本部設置時、水防応急対策、除雪応急対策を実施する職員を配置する。
- (3) 災害対策本部を設置するに至らない程度の風水害（地震を除く。）においては、水防本部体制、除雪本部体制をとる。
- (4) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

5 災害対策本部の組織と活動

災害対策本部の組織と活動については、第2部 第1章第2節「災害対策本部の組織及び活動」（P.19）による。

第2 災害対策準備本部体制

1 災害対策準備本部の設置

災害対策準備本部の設置については、第2部第1章「災害対策本部設置基準」（P.17）による。

2 災害対策準備本部の解散

本部長（区長）は、区の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害対策準備本部を解散する。

また、災害対策本部が設置される場合、発展的解散をする。

第3 水防本部体制

1 水防本部の設置

水防本部の設置については、第2部第1章「災害対策本部設置基準」（P.17）による。

2 体制の連絡等

都市建設部長は、水防本部体制を取ったときは、危機管理部長へ連絡する。

連絡を受けた危機管理部長は、必要に応じて連絡体制をとる。

被害発生のおそれがある場合、水防本部及び危機管理部は、緊密に連携し応急体制の検討を行う。

3 水防本部の解散

都市建設部長（水防本部長）は、水防活動が完了したと認めたときは、水防本部を解散する。

4 水防本部の統合

災害対策本部が設置された場合、水防本部は、その構成部の一つとして統合される。

その後、災害対策本部が解散された場合についても、水防活動が完了するまで水防本部は継続する。

第1章 水害応急対策の活動体制

第3節 各種本部体制の流れ（各部）／第4節 防災関係機関の活動体制

5 水防本部の職員配備

(1) 職員配備態勢

種 別	基 準 及 び 内 容	人 員
警戒態勢	異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき 都市建設部緊急配備態勢により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる	若干名
第1次配備態勢	大雨警報等が発表されるなど、災害が発生するおそれがある場合、連絡要員等を配置し、その他の職員を連絡がとれる態勢とする	指定配備班員 (基本 1/3)
第2次配備態勢	大雨の状況が長時間継続するなど、さらなる災害が発生するおそれが高まった場合、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる	指定配備班員全員
第3次配備態勢	(1)区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及びおそれがあるとき (2)強風、突風、竜巻等による風害の発生のおそれがあり、甚大な風害による被害の発生または、未然に防除する必要があるとき 上記の場合、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる	都市建設部班員全員

※「体制」：統一的、持続的・恒久的な組織・制度（例：本部体制、活動体制など）

「態勢」：一時的な対応・身構え（例：一時受入態勢、非常配備態勢など）

(2) 水防本部の組織

水防本部の組織については、資料編風水害編 資料9「足立区水防組織」（P.297）による。

第4節 防災関係機関の活動体制

第1 防災関係機関の活動体制

災害が発生した場合、都関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び協力機関は、所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

また、災害応急対策に必要な組織・職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする（資料編震災編 第30「防災関係機関の活動体制」P.73）。

第2 消防署の活動体制

1 計画の方針

第六消防方面本部、区内各消防署は、洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生の危険がある時または発生した時は、足立区災害対策本部と緊密な連携のもとに水防活動を実施して、水災の被害軽減に努める。

2 水防非常配備態勢

水防非常配備態勢は、気象状況、災害状況に応じて発令し、水防活動の万全を期する。

3 非常召集

水災に対処するため、必要があると認めた場合は、各水防非常配備態勢に応じた配備人員を確保するため、勤務時間外の職員に非常召集を発令する。

4 部隊編成

水防非常配備態勢時には、勤務時間外の職員及び当務員の一部をもって、水防小隊及び監視警戒隊を編成する。

第3 消防団の活動体制

1 計画

区内各消防団は、水防非常配備態勢が発令された場合に、消防署隊本部のもとに団本部及び分団本部を設置し、足立区災害対策本部並びに消防署隊本部と緊密な連携のもと、水防活動を実施する。

2 非常招集

(1) 水防第2非常配備態勢

全団員の3分の1以内の団員が、団本部及び分団本部に参集する。

(2) 水防第3非常配備態勢

全団員の2分の1以内の団員が、団本部及び分団本部に参集する。

(3) 水防第4非常配備態勢

全団員が参集する。

第4 警察署の活動体制

1 警備の方針

(1) 区内各警察署は、関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合には、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか関係機関の活動に協力する。

(2) 災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救助、救援に努めるほか現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

2 警備態勢

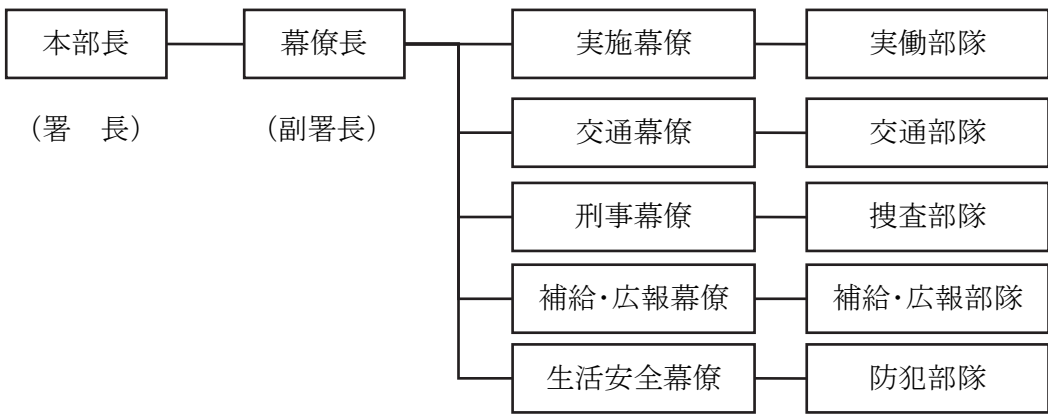
風水害警備の態勢は、警視庁が、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。ただし、各警察署長は、管内情勢に応じて、各段階の態勢をとることができる。

第1章 水害応急対策の活動体制
第4節 防災関係機関の活動体制

種 別	基 準 及 び 内 容
準備態勢	(1) 台風が概ね定型的に転向点に達して、その進路が東海地方または関東地方に向かった場合 (2) 降雨量その他の気象条件から判断して被害の発生が予想される場合
注意態勢	(1) 台風の進路が概ね関東地方に向かい、その規模から判断して、管内に相当の影響を与えることが予想される場合 (2) 降雨量その他の気象条件から判断して被害の発生が予想される場合
警戒態勢	(1) 東京地方に暴風・大雨警報が発表された場合で、利根川、荒川等に洪水が発生し、管内に影響を与えると判断した場合 (2) 降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害発生が予想される場合
非常態勢	(1) 台風の通過に伴う高潮の発生、若しくは河川の増水に伴う堤防の決壊、水があふれる、流下、内水の氾濫等により、著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、またはこれらの重大な被害が発生した場合

3 警備部隊の編成

- (1) 警戒態勢若しくは非常態勢が発令された場合、及び管内に被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、現場警備本部を設置して警備にあたる。
その際の各警察署における部隊編成基準は、次のとおり。



- (2) 管内に大規模な災害が発生し、または発生が予想される場合は、一般事務の処理に必要な最少限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備にあたる。

第5節 情報収集・伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、水防法第10条に定める国機関等からの災害に関する予報や警報を関係防災機関や住民等へ迅速かつ正確に伝達する必要がある。

また、洪水等のおそれがある場合は、必要に応じ、報道機関等の協力を求め、一般への周知を図る必要がある。

第1 気象、地象、水象、その他の災害原因に関する情報及び気象予警報等の収集、伝達

1 異常気象の通報

区は、異常気象について、その発見者、警察官、若しくは海上保安官等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁へ通報する。

また、各防災関係機関、住民、事業者等は、異常気象を発見、若しくは知ったときは、特に定められている場合を除き、区へ通報する。

【通報すべき異常気象】

- (1) 気象に関するもの : 著しく異常な現象（竜巻、強い降ひょう等）
- (2) 地象に関するもの : 気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象
- (3) 水象に関するもの : 高潮、異常潮位、異常波浪

2 一般的な災害原因に関する情報の通報

危機管理部は、気象、地象、水象等の災害原因に関する重要な情報を都若しくは関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに区HP、A-メール（事前登録による電子メール配信システム）、防災行政無線等で周知する。

3 気象等予警報の伝達

危機管理部は、警報及び重要な注意報について、都、警察署若しくはNTTからの通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに区HP、A-メール（事前登録による電子メール配信システム）等で周知する。

消防署は、警報及び重要な注意報について、東京消防庁警防本部、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに消防出張所に一斉通報し、区民等に周知を図る。

第2 河川等の巡視

都市建設部、消防署及び消防団は、随時、区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険があると認められるときは、その管理者に必要な措置を連絡する。

第3 決壊等の通報

堤防その他の施設が決壊し、若しくはこれに準じる事態が発生したときは、水防管理者（区長）または警察及び消防機関の長は、直ちに都水防本部（建設局）に通報するとともに、国土交通省関東地方整備局関係河川事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互に連絡をとる。

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

第4 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの状況及び予想に基づいて判断を行う。

第5 警報・注意報の種類と発表基準（令和元年5月29日現在）

1 警報

種類	区域	発表基準
警報	大雨報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 区域内の区で、別表1の基準に到達することが予想される場合
	洪水報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 区域内の区で、別表2の基準に到達することが予想される場合
暴風報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	
	23区東部 (平均風速) 陸上 25m/s、海上 25m/s	
高潮報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	
	23区東部 潮位 4.0 m (江戸川区のみ 3.1 m)	

※ 高潮警報・注意報の基準の潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として、東京湾平均海面（TP）を用いる。

2 注意報

種類	区域	発表基準
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 区域内の区で、別表3の基準に到達することが予想される場合
洪水注意報	23区東部	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		区域内の区で、別表4の基準に到達することが予想される場合

種類	区域	発表基準
注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 (平均風速) 陸上 13m/s、海上 13m/s
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 潮位 2.0 m

※ 高潮警報・注意報の基準の潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として、東京湾平均海面（TP）を用いる。

3 記録的短時間大雨情報

種類	区域	発表基準
記録的短時間大雨情報	東京地方	1時間雨量 100mm
	伊豆諸島北部	1時間雨量 100mm
	伊豆諸島南部	1時間雨量 100mm
	小笠原諸島	1時間雨量 80mm

【別表1】大雨警報基準

区域	区	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
23区東部	台東区	23	185
	墨田区	29	—
	江東区	30	—
	荒川区	22	184
	足立区	29	—
	葛飾区	30	—
	江戸川区	32	—

【別表2】洪水警報基準

区域	区	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
23区東部	台東区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=45.7	隅田川流域=(18, 26.3)
		神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]		
	墨田区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=43.2	隅田川流域=(18, 24.9)
	江東区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=47.2	—
	荒川区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=45.6	—
	足立区	中川 [吉川]	隅田川流域=45.7 綾瀬川流域=24.3	—
		綾瀬川(谷古字間) [谷古字]		
葛飾区	芝川・新芝川 [青木水門]	毛長川流域=8.5	—	
	江戸川 [野田]			
	荒川 [岩淵水門 (上)]			
葛飾区	中川 [吉川]	中川流域=41.5 綾瀬川流域=24.3 大場川流域=10.1	中川流域=(12, 25.2)	
	芝川・新芝川 [青木水門]			
	江戸川 [野田]			
	荒川 [岩淵水門 (上)]			

第1章 水害応急対策の活動体制
第5節 情報収集・伝達

区域	区	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
	江戸川区	中川 [吉川] 江戸川 [野田] 荒川 [岩淵水門 (上)]	中川流域=45.7 旧江戸川流域=18.5	—

※ 欄中、「〇〇川流域=□□」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上」を意味する。
 ※ 複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表示

【別表3】大雨注意報基準

区域	区	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
23 東 区 部	台東区	18	131
	墨田区	16	134
	江東区	14	134
	荒川区	14	130
	足立区	20	134
	葛飾区	17	134
	江戸川区	17	134

【別表4】洪水注意報基準

区域	区	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
23 区 東 部	台東区	—	隅田川流域=36.5	隅田川流域 = (12, 23.7)
	墨田区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=34.5	隅田川流域 = (12, 22.4) 荒川流域 = (8, 50)
	江東区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=37.7	隅田川流域 = (13, 30.2) 荒川流域 = (8, 68)
	荒川区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=36.4	隅田川流域 = (8, 19.5)
	足立区	中川 [吉川] 綾瀬川 (谷古字区間) [谷古字] 芝川・新芝川 [青木水門] 荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=36.5 綾瀬川流域=19.4 毛長川流域=6.8	隅田川流域 = (8, 19.5) 綾瀬川流域 = (13, 15.5) 荒川流域 = (13, 54.4) 新芝川流域 = (8, 4.7) 毛長川流域 = (8, 6.8)
	葛飾区	中川 [吉川] 江戸川 [野田] 荒川 [岩淵水門 (上)]	中川流域=33.2 綾瀬川流域=19.4 大場川流域=8	荒川流域 = (8, 68) 中川流域 = (12, 22.7) 綾瀬川流域 = (13, 15.5) 江戸川流域 = (8, 16.3)

区域	区	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
	江戸川区	江戸川 [野田] 荒川 [岩淵水門 (上)]	中川流域=36.6 旧江戸川流域 =14.8	荒川流域 = (8, 67.9) 旧江戸川流域 = (8, 14.8) 江戸川流域 = (12, 17.7)

第6 洪水予報

洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川または流域面積が大きい河川で、洪水によって重大な損害が生ずるおそれのある場合に発表され、河川管理者から区に直接伝達される。また発表は、指定河川名と危険度のレベルに応じた情報名の組み合わせにて実施される。

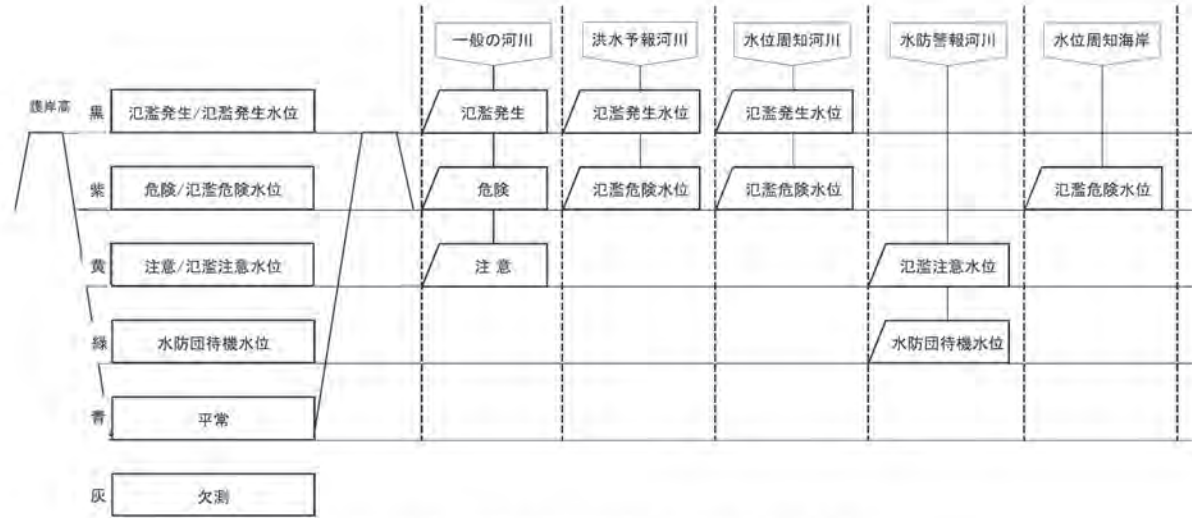
区に関係する洪水予報には、国土交通大臣指定の河川では、荒川洪水予報、中川洪水予報、綾瀬川洪水予報、芝川・新芝川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努める。また、その他の河川については、上記に準ずるものとする。

【洪水予報と水位との関係】

水位		洪水予報	
危険度レベル	水位変化	種類	基準
5	氾濫の発生	氾濫発生情報	氾濫が発生した後速やかに発表し、指定河川の洪水予報区域において、氾濫水の予報を発表する。
4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、速やかに発表する。
3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
1	水防団待機水位	—	—

第1章 水害応急対策の活動体制
第5節 情報収集・伝達

【「東京都水防総合情報システム」の表示水位】



※水位の表示色につきましては、令和3年度6月のシステム更新の際に「汎濫発生/汎濫発生水位」を「赤」から「黒」へと変更する予定です。

R3年度東京都水防計画より

【洪水予報河川発表基準水位】

河川名	観測所	観測位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画 高水位	水位標 零点高	観測者 及び システム
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	7.50	A. P. 26.457 m	川の防災 情報(国)
	治水橋	さいたま市 西区飯田新 田	7.00	7.50	12.20	12.70	14.59	A. P. -0.229 m	〃
荒川	岩淵水 門(上)	東京都北区 志茂5丁目	3.00	4.10	6.50	7.70	8.57	A. P. ±0 m	〃
中川	吉川	埼玉県吉川 市平沼	3.30	3.60	3.70	4.10	4.75	A. P. ±0 m	〃
綾瀬川	谷古宇	埼玉県草加 市松江町	2.80	3.00	3.10	3.50	4.102	A. P. ±0 m	〃
芝川・ 新芝川 ※	青木 水門	埼玉県川口 市堤外 478	3.15	3.75	3.88	4.63	-	A. P. ±0 m	埼玉県の 雨量水位 (県)
利根川	八斗島	群馬県伊勢 崎市八斗島 町	0.80	1.90	3.90	4.80	5.28	Y. P. 45.232 m	川の防災 情報(国)
	栗橋	埼玉県久喜 市栗橋	2.70	5.00	6.90	8.80	9.90	Y. P. 11.070 m	〃
江戸川	野田	千葉県野田 市中野台	4.60	6.30	8.40	9.00	9.341	Y. P. 3.50 m	〃

※ 東京都、埼玉県、気象庁大気海洋部、熊谷地方気象台の合同発表

【中小河川における水位】

河川名	水位観 測局名	観測位置	水位観測 準備水位 A. P. + (m)	水位監視 水位 A. P. + (m)	観測者及び システム
中川	花見橋	六木3-8	2.25	3.20	水位・雨量 監視システム(区)
綾瀬川	下沼 排水場	南花畑4-9	2.60	3.10	〃
綾瀬川	綾瀬 新橋	綾瀬6-2	2.63	4.00	〃
旧綾瀬川	曙町 陸閘	千住曙町 39	3.15	4.00	〃
新芝川	新芝川 排水場	入谷7	3.50	5.00	〃
毛長川	水神橋	西保木間3-14	2.50	3.00	〃
毛長川	毛長橋	古千谷本町4-10	2.50	3.00	水防災総合 情報システム(都)
毛長川	鷺宮橋	花畑7-19	2.40	2.90	〃
隅田川	小台	小台1-27	3.30	4.50	〃
綾瀬川	水戸橋	葛飾区小菅1-9	3.00	3.80	〃

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

第7 情報連絡体制

1 東京都災害対策本部を中心とした通信連絡系統図

(第3部 第6章第2節「無線体系イメージ」P.77に準拠)

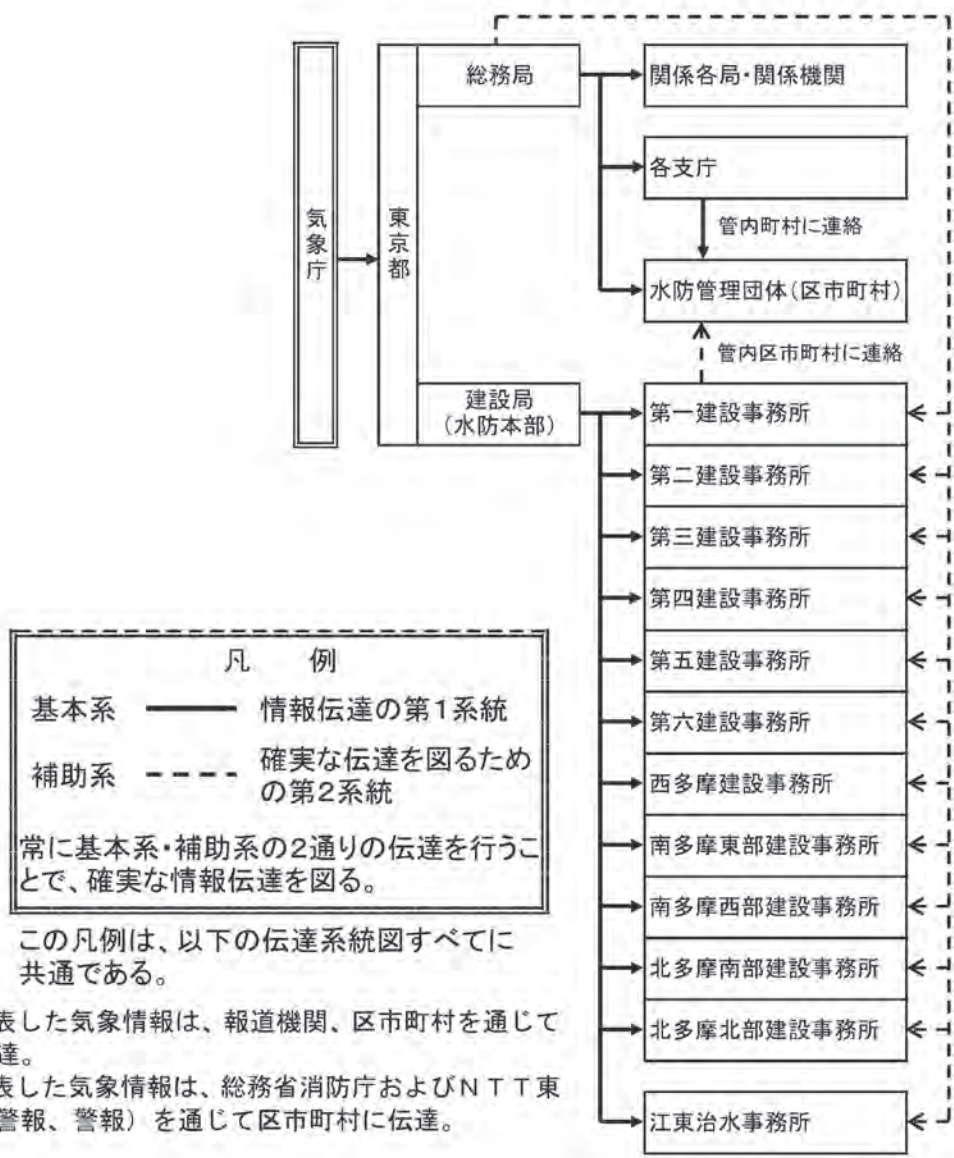
2 地域防災無線系統図及び情報連絡図

(第3部 第6章第2節「地域と連携した情報連絡体制のイメージ」P.82に準拠)

3 気象情報及び洪水予報連絡

(1) 気象情報伝達系統図

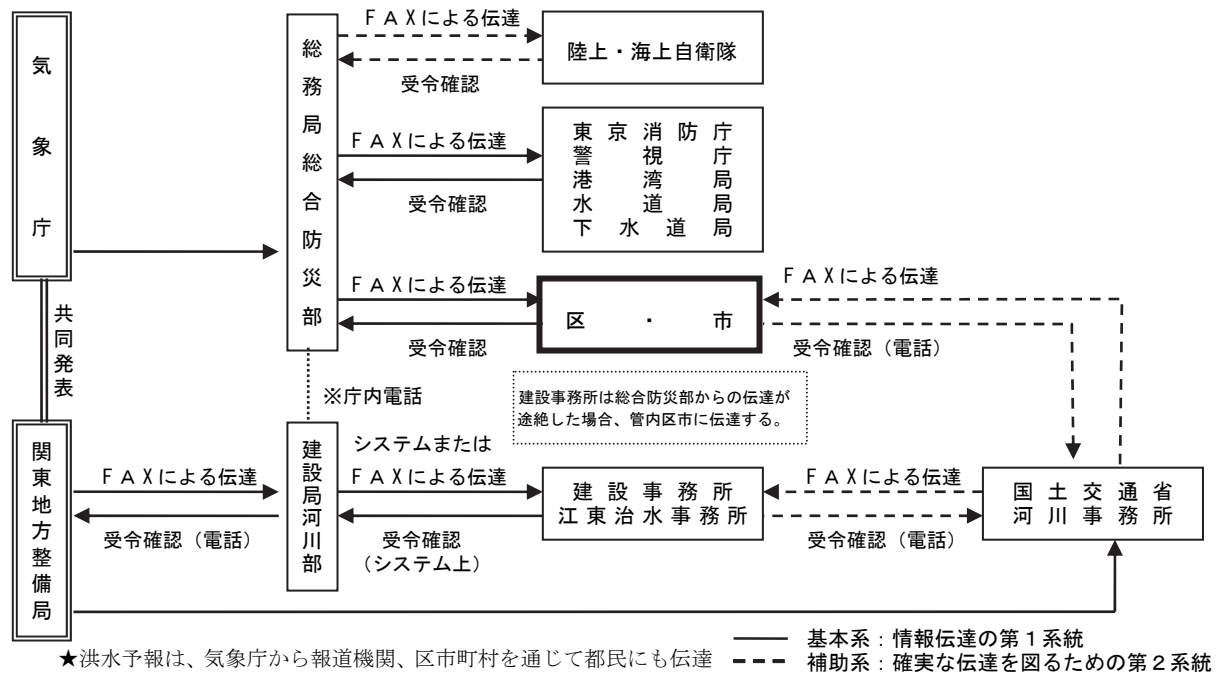
水防法第10条の規定による気象庁からの重要な気象情報及び洪水予報は、次の伝達系統図による。



R 3年度東京都水防計画より

(2) 洪水予報伝達系統図

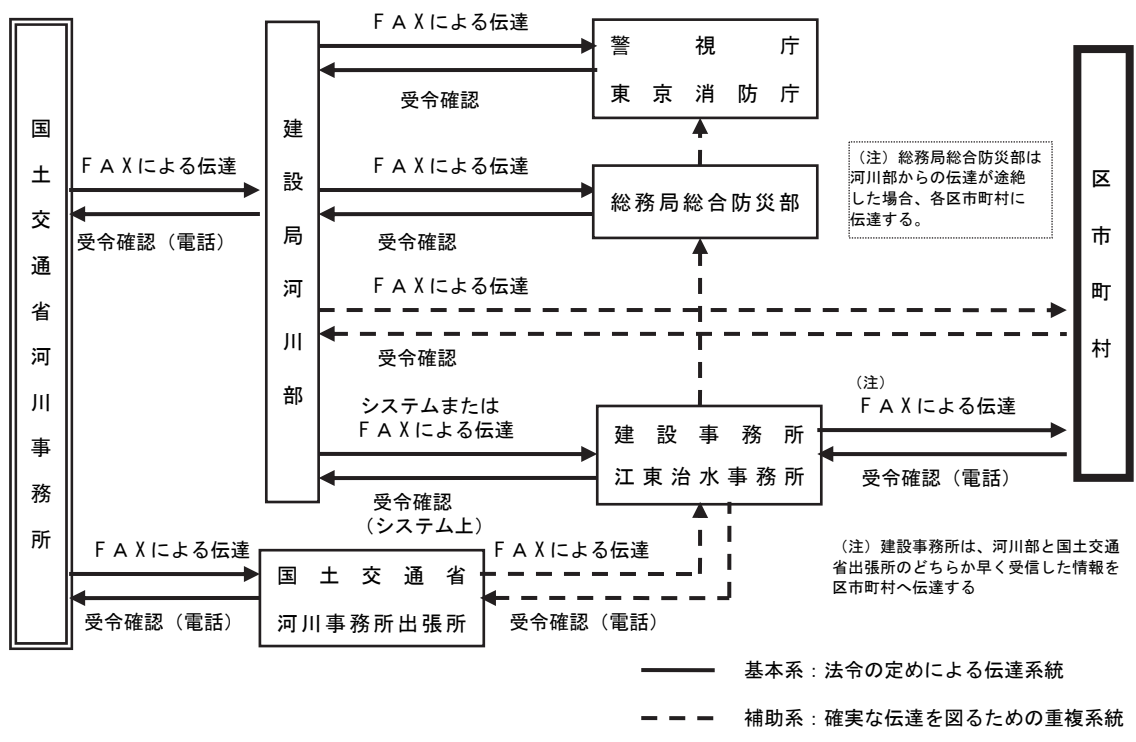
各河川の洪水予報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



4 水防警報

(1) 区に対する水防警報の伝達経路

国土交通省の発表する水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

(2) 水防警報の発表基準

荒川下流河川事務所管内における水防警報の発表基準を示す。

種類	内容	発表基準
待機	<p>1 不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認めるとき</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>次のいずれかに該当するとき。</p> <p>1 氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門（上）水位観測所における水位が、氾濫注意水位（A. P. +4.10 m）を越えるおそれがあるとき</p> <p>2 気象庁から東京東部地域*において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位（A. P. +3.00 m）を越えるおそれがあるとき</p>
指示	<p>潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他海象状況、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</p>	<p>氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき</p>
解除	<p>水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の警報を解除する旨を通告するもの</p>	<p>氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき</p>
情報	<p>潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの</p>	<p>状況により必要と認めるとき</p>

* 気象庁が発表する二次細分区域のうち、足立区、江東区、葛飾区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない。）

5 水位周知海岸（都管理）

都は、区域内に存する海岸で、高潮により相当な被害を生ずるおそれがある海岸を指定し（水位周知海岸）、氾濫危険水位に達した場合は直ちに水防関係機関にその旨を通知する。

（1）水位周知の種類と発表基準（都管理海岸）

種類	発表基準
東京湾沿岸 （東京都区間） 氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき
解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回ったとき

（2）水位周知海岸発表基準水位（都管理海岸）

区間名	受報者	基準水位観測所	高潮特別警戒水位	水位周知実施区間
A. P. +4.3 m	足立区	辰巳水門	A. P. +4.3m	中川

6 東京都災害情報システムの活用（データ通信）

区は、気象等の情報収集及び気象状況予測にあたって、東京都防災情報システムを活用する。

（1）気象庁データ

警報、注意報、津波予報、洪水予報、台風情報、地震情報、天気予報、アメダス定時報、降水短時間予報、降水ノウキャスト

（2）建設局データ

雨量状況表示、雨量記録集計表、雨量データ表、河川水位状況表示、水位記録集計表、水位データ表

（3）下水道局データ

雨量状況表示（雨量現況表・雨量グラフ）

7 足立区災害情報システムの活用

区は、気象等の情報収集及び気象状況予測にあたって、足立区災害情報システムを活用する。足立区内の水位監視局 10 箇所、河川水位データ及び、雨量監視局 9 箇所の雨量データを常時監視し、表示している。

8 気象庁、民間気象会社及び河川情報センターの活用

水防本部は、気象等の情報収集及び気象状況予測にあたって、気象庁及び民間気象会社の気象情報、また河川情報センターの情報を活用する。

第1章 水害応急対策の活動体制
第5節 情報収集・伝達

第8 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

1 竜巻に関する気象情報

(1) 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、段階的に気象情報が発表される。その内容は以下表のとおり。

発表時期	名称	内容等
1日～半日前	東京都気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合「東京都気象情報」として発表され、竜巻等の激しい突風の発生する可能性等があることを呼びかける。
数時間前	雷注意報	落雷やひょうのほか、竜巻等突風の可能性にも言及して注意を呼びかける。
発生しているか、今にも発生しそう	竜巻注意情報	観測や大気の解析から、今まさに竜巻等の激しい突風が発生しやすい状況になっていることを呼びかける。有効期間は発表から約1時間

(2) 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

(3) 竜巻注意情報

気象ドップラーレーダーの観測などから、今まさに竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっている時に、東京地方または伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から1時間である。

なお、平成26年度からは、竜巻の目撃情報を活用したより確度の高い竜巻注意情報の発表を新たに開始した。

(4) 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

2 竜巻情報の伝達

(1) 迅速な情報伝達

区は、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、区市町村の判断に応じ、A-メール（事前登録による電子メール配信システム）、及び防災行政無線等を自動起動する等行うものとする。

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

(2) 情報の活用に関する留意点

各情報を区民へ伝達する際の留意点等を以下に示す。

- ア 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。
- イ 竜巻注意情報が発表された場合には、以下の対応を心がける。
 - (ア) 周囲の空の状況に注意を払う。
 - (イ) 空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近く兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。
 - (ウ) 人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。
 - (エ) 竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

(3) 周知啓発

区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携のうえ、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係わる対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

第9 関係防災機関からの情報連絡員の派遣

災害対策本部は、情報連絡を円滑にするために、関係防災機関に対して、連絡員の派遣を要請することができる。情報連絡員は、本部派遣職員と兼ねることができる。

第10 災害報告

- 1 災害対策本部設置に至らない程度の災害については、
 - (1) 水防本部及び除雪本部を所管する都市建設部企画調整課が取りまとめ、①速報、②中間報告、③決定報告を区長に対して行う。
 - (2) 都市建設部企画調整課は、水防終了3日以内に「水防活動報告」（資料編風水害編 資料10「報告様式」付表－4（ア）P.298）を第六建設事務所へFAX等で報告する。
また、公共土木施設に関する被害が生じた時は、速やかに「被害報告表」を建設局河川部防災課へFAXで報告する。その後、被害発生後7日以内に「災害報告表」（資料編風水害編 資料11「報告様式」付表－4（イ）P.299）を建設局河川部防災課へ提出する。
 - (3) 災害対策課は、東京都災害情報システムにより、東京都総合防災部へ ①速報、②中間報告、③決定報告を行う。

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

- 2 災害対策本部が設置された場合、危機管理部長は、区長（災害対策本部長）及び東京都に対して、災害概況報告、災害中間、確定報告を行う。災害報告取扱要領は、震災対策編に準拠する。

第11 被害状況等の調査報告

消防署は、災害発生後、消防署及び消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを区に通報するとともに、相互に情報交換し、情報の共有化を図る。

（主な収集事項）

- 1 災害発生状況及び消防活動の状況
- 2 要救護情報及び医療活動情報
- 3 その他災害活動上必要ある事

第1章 水害応急対策の活動体制
第5節 情報収集・伝達

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

第1 水害時庁内タイムライン（荒川下流）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
				行動の概要	行動の詳細
1 関心を向ける -96 (4日前)	台風による関東地方への影響の可能性	タイムライン運用開始体制確認 浸水予想範囲確認	1	気象・河川情報の収集	気象庁・防災専門家・荒川TLの情報
			2	災害対策準備本部設置の検討・決定	タイムライン運用会議
			3	災害対策準備本部の設置・会議	災害対策準備本部員の招集 (招集は館内放送)
			4		職員への情報共有
			5	区民に新型コロナ禍での避難の注意点を呼びかけ	
			6	見立ての情報共有 (台風の進路・予想雨量)	
			7	行事等中止の判断	行事等中止の検討・決定
			8		職員への情報共有
			9		関係する機関への連絡・周知
			10		区民に行事等中止の伝達
2 避難に向けた準備 -72 (3日前)	台風による首都圏への影響の可能性 埼玉県秩父周辺で72時間予想雨量が400mmを超過する場合	広域避難の共同検討開始(江東5区による検討) 自主的広域避難の呼びかけ	11	災害対策準備本部会議	招集は館内放送
			12	区有施設の休館の検討	区有施設の休館の検討
			13	区民事務所 福祉事務所 保健所(各センター) 地域学習センター 学校 保育園 等	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有
			14		区民へ休館の可能性を広報
			15		所管各施設および周辺、装備品の確認
			16	通常業務の中止・縮小の検討	中止・縮小する業務を検討
			17	協定・協力事業者への予告	関係する協定・協力事業者へ区の体制、要請の可能性のある旨を連絡
			18	避難に必要な準備を呼びかけ	避難に必要な準備の呼びかけを決定
			19		土のう配布の周知
			20		区民へ避難に必要な準備の呼びかけを伝達(食料等の備蓄品、避難先への連絡等)
			21		要配慮者利用施設に準備を呼びかけ
			22		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ
			23		学校・保育園・幼稚園等に休校・休園や台風対策の準備を呼びかけ
24	支援者となる人へ情報連絡				
25	避難行動要支援者への避難の準備	介護事業者へ情報連絡(一斉メール)			
26		福祉避難所への避難所開設の予告			
27		移送事業者への予告			

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

防災行動の実施部署(★=決定、◎=行動の主体、○=行動の支援)															
区長 (本部長)	政策経営 部	総務部	危機管理 部 (情報収集 指令室)	施設営繕 部	区民部	地域のち から推進 部	産業経済 部	福祉部	衛生部	環境部	都市建設 部	会計管理 室	教育委員会		
													教育指導 部	学校運営 部	子ども 家庭部
			○								◎				
★	○	○	○								○				
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	◎		○												
○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	◎														
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	○					◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○										◎				
	◎														
	○		○			◎		◎	◎				◎	◎	
	○									◎					
													◎	◎	
								◎	◎						
					◎	◎		◎						◎	
			○					◎							

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
				行動の概要	行動の詳細
3 縁故等避難開始 -48 (2日前)	台風の首都圏への接近 東京都による台風説明会 気象庁による緊急会見 埼玉県秩父周辺で48時間予想雨量が600mmを超える場合	自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ)を発表 広域避難先への連絡	28	災害対策本部の設置・会議	災害対策本部の設置の決定
			29		災害対策本部長・副本部長の招集(招集は館内放送)
			30		職員への情報共有(防災服の着用)
			31		関係する協定・協力事業者へ区災害対策本部の設置を連絡
			32	避難所開設の検討・決定 (開設のタイミングを検討する)	避難所開設の決定(荒川氾濫の場合は、避難所一斉開設)
			33		職員への情報共有
			34		避難所となる施設の管理者へ情報伝達
			35	高齢者等避難の発令検討	避難所開設のタイミングと同一とする
			36	第三次非常配備態勢の決定【職員2分の1参集】	第三次非常配備態勢の決定
			37		職員への情報共有(職員参集)
			38	区有施設の休館の決定・伝達 ・区民事務所 ・福祉事務所 ・保健所(各センター) ・地域学習センター ・学校 ・保育園 等	区有施設の休館の決定
			39		職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有
			40		区有施設の閉鎖準備開始
			41		区民へ区有施設休館の予定の伝達
			42	通常業務の中止・縮小の決定・伝達	通常業務の中止・縮小の決定
			43		区民へ業務中止・縮小の予定を伝達
			44	縁故等避難情報の決定	縁故等避難開始の決定
			45		区民に縁故等避難開始(車利用の避難を含む)の呼びかけ
			46		家屋倒壊危険ゾーン居住者に避難方法の呼びかけ
			47		要配慮者利用施設に被災回避行動を呼びかけ
			48		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ
			49		区有施設等に被災回避行動を呼びかけ(要配慮者利用施設以外の施設)
			50	避難行動要支援者への避難の調整	避難行動要支援者に対して縁故等避難(車利用の避難を含む)開始を呼びかけ
			51		支援者となる人へ避難の準備開始の情報連絡
			52		介護事業者へ避難の準備開始の情報連絡(一斉メール)
53	福祉避難所へ開設準備の要請				
54	避難行動要支援者の移送手段の確保				
55	計画運休の可能性を情報共有	公共交通機関へ計画運休の可能性を確認及び情報共有			

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

防災行動の実施部署(★=決定、◎=行動の主体、○=行動の支援)															
区長 (本部長)	政策経営 部	総務部	危機管理 部 (情報収集 指令室)	施設営繕 部	区民部	地域のち から推進 部	産業経済 部	福祉部	衛生部	環境部	都市建設 部	会計管理 室	教育委員会		
													教育指導 部	学校運営 部	子ども 家庭部
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			○			◎		◎					◎	◎	
◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
	◎		○												
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	◎														
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	◎														
	◎														
	○		○					◎	◎				◎	◎	
	○									◎					
						◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	
	○							◎	◎						
								◎	◎						
								◎							
					◎	◎		◎						◎	
			◎					◎							
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
				行動の概要	行動の詳細
3 縁故等避難開始 -32			56	災害対策本部会議	招集は館内放送
			57		区有施設の閉鎖完了
			58	区有施設(全て)閉鎖・休止	区民へ施設の休館の伝達
			59		区民へ業務中止・縮小の伝達
			60	第四次非常配備態勢の決定	第四次非常配備態勢の決定
			61	【全職員の参集】	職員への情報共有(職員参集)
			62	避難所開設の準備開始	避難所派遣職員への情報共有
			63	(避難所開設までに必要な時間の目安)	避難所運営本部員、学校関係者、施設管理者へ集合時間等を連絡
			64	・避難所への移動時間:1~2時間 ・避難所開設の準備時間:3~4時間	避難所に移動するための車両を手配
			65		福祉避難所開設の準備開始
66	避難行動要支援者の避難最終調整	派遣職員へ要支援者情報の提供			
4 高齢者等避難の開始 -24 (1日前)	大雨・洪水注意報(埼玉、東京)、強風・波浪注意報(東京)の発表 足立区が暴風域に入る予想 岩淵水門(上)3.5m水防団待機水位	家屋倒壊危険ゾーンへの注意喚起 地元の警察・消防及び消防団へ避難呼びかけの実施に関する情報提供 公共交通機関の運行頻度、停止予告 区長共同会見 広域避難指示の発表	67	災害対策本部会議	招集は館内放送
			68		開設状況の確認
			69	避難所の開設	区民へ避難所開設の伝達
			70		高齢者等避難の発令決定
			71		高齢者等避難の伝達(区民に避難実施の呼びかけ)
			72	高齢者等避難の発令	避難所へ的高齢者等避難の伝達
			73		要配慮者利用施設に避難実施を呼びかけ
			74		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ
			75	一時避難施設(立体駐車場)開設の準備開始	避難所派遣職員への情報共有
			76		施設管理者へ開設時間等を連絡
			77		福祉避難所の開設完了及び要支援者の避難受入開始
			78		介護事業者へ避難開始の連絡(一斉メール)
			79	避難行動要支援者の避難開始	支援者となる人へ避難開始の連絡
			80		要支援者の受入れ状況の把握
			81	計画運休の状況を情報共有	公共交通機関へ計画運休の詳細を確認及び情報共有

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

防災行動の実施部署(★=決定、◎=行動の主体、○=行動の支援)															
区長 (本部長)	政策経営 部	総務部	危機管理 部 (情報収集 指令室)	施設営繕 部	区民部	地域のち から推進 部	産業経済 部	福祉部	衛生部	環境部	都市建設 部	会計管理 室	教育委員会		
													教育指導 部	学校運営 部	子ども 家庭部
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
	◎														
	◎														
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					◎	◎		◎							◎
			◎		○	○		◎							○
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
	○		○					◎							
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎		◎												
	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○					◎	◎						◎
	○									◎					
		◎			◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	
		◎			◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	
					◎	◎		◎							◎
								◎							
					○	○		◎							○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
				行動の概要	行動の詳細
5-1 避難の実施 -12	大雨・洪水警報(埼玉、東京) 足立区が暴風域に入る12時間前 氾濫注意情報(熊谷) 氾濫注意情報(治水橋) 氾濫注意情報(岩淵) 水防警報(出動)(岩淵) 氾濫警戒情報(熊谷)	公共交通事業者間の調整 運行状況の確認 運行頻度、停止予告等の確認 水位や暴風等の気象条件による各社の運行状況の情報収集 地下鉄・地下街等への情報提供 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水予報【氾濫注意情報(治水橋)】等の伝達	82	災害対策本部会議	招集は館内放送
			83	避難指示の検討・発令	避難指示の検討・発令の決定
			84		避難指示の伝達 (区民に避難実施の呼びかけ)
			85		避難所への避難指示の伝達
			86		家屋倒壊危険ゾーン居住者に屋外避難の呼びかけ(広報車も)
			87		区民に資源・ごみ収集実施の中止を呼びかけ
			88		避難所の開設状況・避難者数の確認
			89	避難行動要支援者の避難状況の把握	
			90	避難所派遣職員入替えの検討・決定	避難所派遣職員入替えの検討・決定
			91		職員への情報共有
			92		避難所に移動するための車両を手配
			93	本庁舎止水板(区道側)の設置及び職員への情報提供	
94	一時避難施設(立体駐車場)の開設完了	開設状況の確認			
95	車両の退避開始 (避難所派遣職員入替え後)	公用車をニトリ(梅島店)へ退避させる			
5-2 避難の徹底 -6	足立区が暴風域に入る6時間前 岩淵水門(上)の水位が避難判断水位に達すると予想 氾濫警戒情報(治水橋) 氾濫警戒情報(岩淵) 氾濫危険情報(治水橋)	治水橋で避難判断水位を越えたことを踏まえた区外への避難指示の発表・伝達	96	災害対策本部会議	
			97	避難所の開設状況・避難者数の確認	各避難所からの情報を福祉管理課へ報告 福祉管理課は災害対策本部会議で報告
			98		避難行動要支援者の避難状況の把握
			99	区民に避難徹底の呼びかけ	
			100	重要備品・書類等の退避開始	退避場所の確保
			101		職員への情報共有 (各部で必要に応じ退避させる)
			102		一時避難施設(立体駐車場、高架駅)の予告
			103	本庁舎止水板(国道側)の設置及び情報提供	車両の退避完了次第、止水板の設置 (以降、庁舎内への車両の出入り不可)
6 避難の継続 0	足立区に台風最接近、通過 氾濫危険情報(岩淵) 氾濫発生情報	浸水危険地域内の住民等へ垂直避難の伝達 域内垂直避難指示(緊急)の発表	104	災害対策本部会議	
			105	緊急安全確保の検討・発令	緊急安全確保の検討・発令の決定
			106		区民に避難実施・継続の呼びかけ
			107		要配慮者利用施設に避難の徹底を呼びかけ
			108		応急対策従事者等(避難所運営従事者)の上層階避難の伝達
			109	避難所の開設状況・避難者数の確認	各避難所からの情報を福祉管理課へ報告 福祉管理課は災害対策本部会議で報告
			110		避難行動要支援者の避難状況の把握
			111	職員の安全確保(随時)	安全場所の確保
112	職員の上層階への避難				

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

防災行動の実施部署(★=決定、◎=行動の主体、○=行動の支援)															
区長 (本部長)	政策経営 部	総務部	危機管理 部 (情報収集 指令室)	施設営繕 部	区民部	地域のち から推進 部	産業経済 部	福祉部	衛生部	環境部	都市建設 部	会計管理 室	教育委員会		
													教育指導 部	学校運営 部	子ども 家庭部
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎		◎												
	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎														
	○									◎					
	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
					○	○		◎							○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				◎											
		○			○		○	◎	○	○	○		○	○	
	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
					○	○		◎							○
	◎														
		◎		○											
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○		○					◎							
				◎											
○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎														
	○		○					◎	◎						
	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
					○	○		◎							○
		◎		◎											
		◎		◎	◎			◎							

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第1章 水害応急対策の活動体制
第7節 区の水防活動計画

第7節 区の水防活動計画

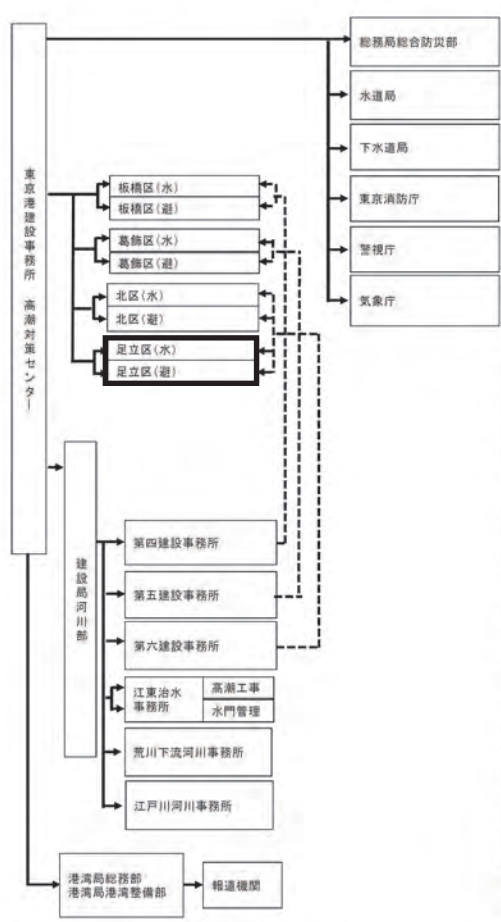
第1 警戒、情報の周知

- 1 水防本部長は、警戒員を配置し、管内の河川・堤防等を巡視させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 2 水防本部長は、気象状況、水位、潮位に応じて水害のおそれがあるときは、警戒員を配置し、監視・警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講じる。
- 3 水防本部長は、国土交通省・気象庁等が提供する洪水予報、水防警報等の情報を把握し、水害のおそれがあるときは、必要に応じ、危機管理部を通じて報道機関等により、一般区民等への周知を図る。

4. 水位周知伝達系統図（都管理海岸）

各実施区間の高潮氾濫発生情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。

●東京湾沿岸(東京都区間)(A.P.+4.3m区間) 高潮氾濫発生情報 伝達系統図



関係機関	無番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
東京港建設事務所高潮対策センター	76111	76101	03-3521-3013	03-3521-2969
総務局総合防災部	昼 70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜 70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1968
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-8313	03-5388-1875
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311	76301	03-3581-4321 内5541~4	03-3502-1450
	夜		内55151~3	
気象庁	79671	79670	03-6758-3900	03-3434-9103
板橋区(水)	-	-	03-3578-2520	03-3579-5435
板橋区(潮)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
葛飾区(水)	-	-	03-3695-1197	03-3697-1680
葛飾区(潮)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
北区(水)	-	-	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(潮)	74611	74601	03-3908-8164	03-3908-4016
足立区(水)	-	-	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(潮)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
報道機関	報道機関の一覧は資5.13			
港湾局総務部	70581~2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
港湾局港湾整備部	-	-	03-5320-5608	03-5388-1578
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
第五建設事務所	75811	75801	03-3692-4709	03-3692-4582
第六建設事務所	75911	75901	03-5845-8149	03-3887-3083
江東治水事務所	高潮工事 77112	-	03-5875-1543	03-3637-1592
	水門管理 72211	72201	03-5620-2490	03-5620-2491
荒川下流河川事務所	733-591~4	733-562	03-3903-6821~3	03-3902-6676
災害対策室江戸川河川事務所	731-591	731-598	04-7125-7332	04-7123-6741

※1 水…水防担当部署/潮…避難情報発令担当部署
※2 昼夜の区分はP2-10参照

凡 例

基本系 ——— 情報伝達の第1系統
補助系 - - - - 確実な伝達を図るための第2系統

常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。

この凡例は、以下の伝達系統図すべてに共通である。

第2 水門、陸閘等の操作

水門、陸閘等の管理者（操作担当者含む）は、気象状況、情報により、水位の変動を十分に監視し、遅滞なく門扉の開閉を行う。

区が行っている水門の操作としては都から委託されている花畑水門、国土交通省江戸川河川事務所より委託されている六木水門がある。陸閘としては都から委託されている綾瀬新橋陸閘（足立区弘道二丁目 30 番から綾瀬四丁目 29 番先）、千住曙町陸閘（足立区千住曙町 38 番先）がある。

第3 水防作業

- 1 都市建設部は、水防作業に必要な資器材の調達を行う。

（資料編風水害編 資料 12「水防倉庫及び備蓄資機材一覧」P.300、資料 13「土砂・土嚢保有量一覧」P.301、資料 14「土取場一覧」P.301）

- 2 都市建設部は、水防体制により必要な水防作業を実施する。
- 3 区は、災害の程度に応じて、水防体制から災害対策本部体制に切替えを行い、応急対策を実施する。
- 4 水防管理者（区長）は、次の場合に、直ちに消防機関の出動を求める。
 - （1）水防警報が発表されたとき。
 - （2）水位または潮位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。
 - （3）水位が氾濫注意水位に達しなくとも、気象状況により危険のおそれがあるとき。
- 5 水防管理者（区長）は、水防作業において必要がある場合は、都または他の水防管理者に対し応援を求める。
- 6 水防作業のために必要がある場合は、水防管理者（区長）及び消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、立ち入りを禁止若しくは制限し、またはその当該区域からの退去を命ずることができる。
- 7 水防管理者（区長）若しくは消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要のあるときは、居住者または水防の現場にいる者を水防に従事させることができる。
- 8 水防管理者（区長）は、水防のため必要があると認める場合は、現場の秩序あるいは保全確認のため、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。
- 9 堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準じる事態が発生したときは、水防管理者（区長）は、直ちに都水防本部（建設局）に通報するとともに、国土交通省関東地方整備局関係河川事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互に連絡をとり、消防機関の長とともに、できるかぎり氾濫による被害拡大をしないように努める。

第4 公用負担

- 1 水防法第 28 条の規定により水防上緊急の必要があるとき、水防管理者（区長）若しくは消防機関の長は、現場において土地及び器具・資材を使用し、若しくは収用し、または障害物を処分する等の公用負担を命じる権限を行使する。

第1章 水害応急対策の活動体制
第7節 区の水防活動計画

2 水防管理者（区長）または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

<p>公用負担権限委任証明書</p> <p>第 号 身分 氏名</p> <p>上記の者に足立区域における、水防法第 28 条第 1 項の権限の執行を委任したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 氏名 (または消防機関の長) 印</p>	
--	--

3 水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡す。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において速やかに処理する。

<p>公用負担命令票</p> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 負担者氏名</p>				
物 件	数 量	負担者（使用 収用 処分等）	期 間	摘 要
<p>水防法第 28 条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">命令者身分 氏名 印</p>				

4 水防管理者（区長）は、水防作業完了後、使用若しくは収用等の公用負担における損失について補償しなければならない。（水防法第 28 条第 3 項）

第8節 消防機関の活動

水防活動は、東京消防庁の活動方針によるほか、次による。

- 第1 消防機関の長は水防管理者との情報共有と意志決定の迅速化を図るため、必要な要員を派遣する。
- 第2 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡し必要な措置を求める。
- 第3 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命じることができる。
- 第4 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 第5 堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に周知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- 第6 消防機関の長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出場し、水防作業を行う。
- 第7 水防のため緊急の必要があるときは、消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時借用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収容し、車馬その他の運搬器具を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

第9節 消防団の活動

署隊本部のもとに団本部を開設するとともに、災害の状況に応じ、参集した団員をもって消火班、情報収集班、監視警戒班、避難誘導班、水防工法班及び支援班の各任務班を編成して活動する。

第1 消火班

- 1 浸水地火災における消火活動を行う。
- 2 排水作業等、可搬ポンプを活用した活動を行う。
- 3 上記の活動事象がない場合は、水防工法活動を行う。

第2 情報収集班

河川の状況、被害の発生状況等を把握し、分団本部等へ報告する。

第3 監視警戒班

河川の水位、潮位、水防施設物、水災発生危険箇所等の監視警戒を行い、分団本部等

第1章 水害応急対策の活動体制

第9節 消防団の活動／第10節 警察署の活動

へ報告する。

第4 避難誘導班

- 1 高齢者等避難、避難指示に基づき、当該地域住民の避難誘導及び必要な広報を行う。
- 2 被害発生危険が極めて高い地域の住民に対して、避難の呼びかけを行う。

第5 水防工法班

- 1 分団本部の指示または命令により出場し、水防工法活動を行う。
- 2 必要により、水防資器材の搬送を行う。

第6 支援班

- 1 分団員等の給食、給水等を行う。
- 2 現場救護所の支援を行う。
- 3 分団本部の運営支援を行う。

第10節 警察署の活動

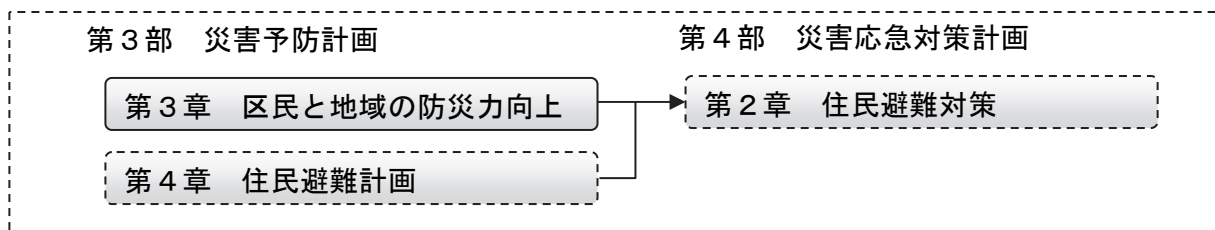
第1 警察の任務

- 1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- 2 災害地における災害関係情報の収集
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出救護
- 5 避難者の誘導
- 6 危険物の保安
- 7 交通秩序の確保
- 8 犯罪の予防及び取締まり
- 9 行方不明者の調査
- 10 遺体の見分（検視）

第2 区に対する協力

- 1 水防管理者（区長）から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。
なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。
- 2 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行するものとする。

第2章 住民避難対策



第1節 避難誘導計画

第1 対策の方針

災害時における人的被害の絶無を期することを目的として、区及び警察署、消防署が一体となって、住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協調を密にし、その任務を明確にしておく。

第2 避難のための立退き指示等

1 基準

避難のための立退きの指示の基準は、原則として、次のような事態になったとき発する。

- (1) 河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (2) 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (3) 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
- (4) その他区民の生命または身体を保護するために必要と認めたとき。

2 高齢者等避難、避難指示

- (1) 区長は、水害が発生し、または発生するおそれがある場合には、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第60条第1項）。
- (2) 警察官若しくは海上保安官は、区長が避難を指示することができないと認められるとき、または区長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる。なお、指示したときは、直ちに区長に通知しなければならない（災害対策基本法第61条第1項、第2項、第3項）。
- (3) 区長は、避難指示に先立ち、高齢者等避難を発することができる。
- (4) 区長は、避難のための立退きを指示したときは、速やかに都知事に報告しなければならない（災害対策基本法第60条第4項）。
また、区長は、高齢者等避難を発したときは、都知事に連絡するものとする。
- (5) 区長は、避難の必要がなくなったときには、直ちにその旨を公示しなければならない（災害対策基本法第60条第5項）。
- (6) 洪水若しくは高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事（都知事）、その命を受けた都道府県の職員（都職員）または水防管理者（区長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる（水防法第29条）。水防管理者（区長）が指示をする場合においては、

第2章 住民避難対策
第1節 避難誘導計画

当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（水防法第29条）。

- (7) 消防署は、高齢者等避難、避難の指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。
- (8) 消防署は、避難経路等についての安全確保に努める。
- (9) 広報・伝達については、直ちに防災行政無線及び防災無線テレホン案内、区HP、A-メール、SNS、あだち安心電話、広報車、災害用デジタルサイネージ等で行う。

3 対象河川における避難指示等の具体的判断基準

(1) 判断基準点と洪水予報発表基準

区で対象とする河川は、荒川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川、旧綾瀬川、毛長川、隅田川であり、水位観測を行う水位計が設置されている。各観測地点における水位をもとに、洪水予報が発表される。具体的な各河川の基準水位は、第4部 第1章第5節第6「洪水予報」（P.105）を参照する。

(2) 避難指示等の判断基準

中川、綾瀬川における判断基準等を下表に示す。なお、荒川については、第4部 第1章第6節「水害時庁内タイムライン」（P.116）に基づき判断する。

判断基準点	避難情報	判断状況	避難対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・中川： 吉川観測所（埼玉県吉川市平沼） 	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位が避難判断水位（レベル3）に達したとき ・大雨特別警報等が発令され、避難指示が発令が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者 ・避難所への避難を希望する人 ※ 避難情報の発令にあわせて避難所開設を実施
<ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川： 谷古宇観測所（埼玉県草加市松江町） 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき ・大雨特別警報等、建物等への被害が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の出された地域住民

4 避難誘導

(1) 自主避難

区は、風水害時に避難が必要な場合、その地域の住民に対しては、「〇〇川氾濫警戒情報」発表時には自主避難をするよう周知するほか、避難所の指定及び連絡体制を確立しておく。また、積極的に自主避難するよう指導する。

警察署、消防署、消防団及び防災区民組織は、区と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に指定された避難所に避難誘導を行う。特に、避難行動要支援者については、十分な配慮を行う。

(2) 避難誘導

風水害時における人的被害を根絶することを目的とし、区及び警視庁、東京消防庁が一体となって、住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協力を密にし、その任務を明確にしておく。

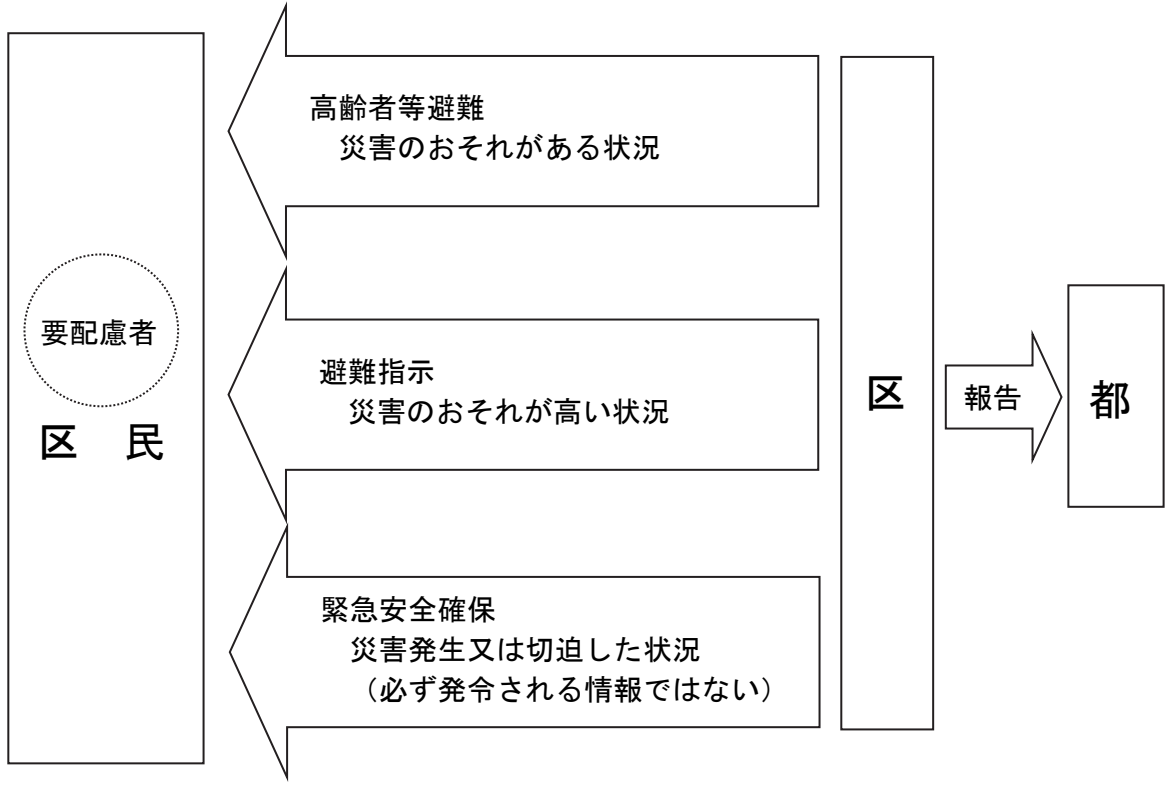
ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、 危機管理部、区民 部、福祉部）	(1)避難指示 (2)避難誘導 (3)水防法に基づく避難指示
防災区民組織 (町会・自治会等)	(1)地域住民を避難誘導
集客施設の 施設管理者	(1)利用者を避難誘導
病院、社会福祉施 設等の施設管理者	(1)状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を避 難誘導
都（本部）	(1)災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村の代行 （避難指示、応急措置）） (2)区からの要請に関する都関係各局との連絡調整（本部）
都（関係局）	(1)区からの要請対応
都（建設局）	(1)水防法に基づく避難指示
警視庁	(1)（区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 (2)住民の避難誘導
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への 通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連 携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3)被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 (4)避難指示の伝達

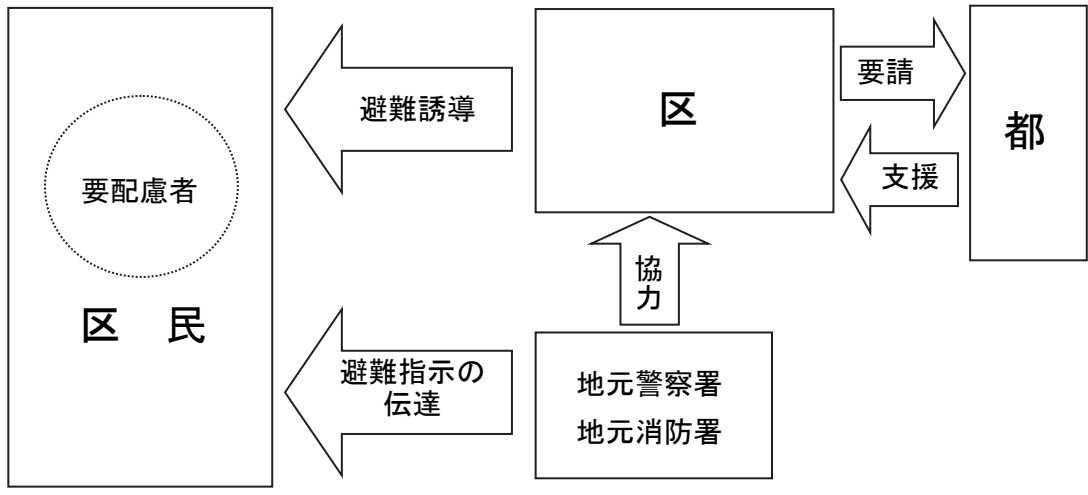
第2章 住民避難対策
第1節 避難誘導計画

イ 業務手順

【避難情報】



【避難誘導】



第3 避難指示等の解除

区長は、浸水等水害による危険性が解消された場合、高齢者等避難、避難指示を解除する。解除の伝達は、区HP、A-メール、SNS、広報車等により行う。また、伝達にあたっては、継続する情報の有無や全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達することに留意する。

第2章 住民避難対策

第2節 江東5区大規模水害広域避難計画

第2節 江東5区大規模水害広域避難計画

第1 計画の考え方

今までに経験したことがないような巨大台風による高潮氾濫や、長期間の豪雨による荒川及び江戸川の大規模洪水氾濫が発生するおそれがある場合、適切に避難誘導を行う。

第2 広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）等の発令

自主的広域避難情報の発信と広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）の発令基準は、以下のとおりである。

発令段階	想定時間	発令基準
I. 共同検討開始（江東5区による検討）	72時間前を想定	(1) 気象庁が72時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合、または、 (2) 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量が概ね400mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合、または、 (3) 江東5区の区長いずれかからの発議があった場合
II. 自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）	72～24時間前を想定	(1) 気象庁が48時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測した場合、または、 (2) 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（1日間降雨実績と48時間降水量予測の和）が概ね500mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合、または、 (3) 江東5区の区長の判断
III. 広域避難勧告	24～9時間前を想定	(1) 気象庁が、930hPa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測し、高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、または、江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合、または、 (2) 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（2日間降雨実績と24時間降水量予測の和）が概ね600mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合、または、 (3) 江東5区の区長の判断
IV. 域内垂直避難指示（緊急）	9～0時間前を想定	(1) IIIの状態が高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合、または、 (2) 荒川下流河川事務所より、氾濫危険水位（A. P. +7.70m）に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が通知された場合、または、 (3) 江東5区の区長の判断

※江東5区広域避難推進協議会により法改正に係わる修正を検討中

第2章 住民避難対策

第2節 江東5区大規模水害広域避難計画

第3 大規模水害時における活動の流れ

災害対策本部は、水害発生前の事前防災行動から発生直後の応急対策業務、発生後の復旧・復興業務など、水害時に優先する業務の種類や量の変化に対応できるよう、段階的に通常業務の縮小、休止、再開を検討する。

本部活動全体について、時間の経過を水害発生前と発生後に大別したうえで、水害時に優先する業務の変化と、通常業務の縮小、休止、再開時期の目安を整理する。

	想定時間	想定される活動
水害発生前	72時間前	(1)江東5区の広域避難の共同検討開始に対応して、災害対策本部の設置を準備（災害対策本部準備会議の実施）
	72～24時間前	(1)江東5区の自主広域避難情報（広域避難の呼びかけ）の発信を決定した段階で、災害対策本部を設置し、窓口等の一部通常業務を縮小 (2)水害対策と業務継続計画における各部の業務を調整する必要がある場合は、災害対策本部または水害時に優先する業務の関係者による業務継続調整会議を実施（随時実施） (3)広域避難を様々な媒体で呼びかけるほか、区民からの問い合わせに対応 (4)本庁舎等では、浸水しないフロアへの文書等の移動や公用車の退避を検討、順次実施 (5)広域避難対策や水害発生等に備えて防災関係機関に支援を要請
	24～9時間前	(1)江東5区の広域避難勧告発令後は、広域避難のさらなる呼びかけや、自力で避難できない避難行動要支援者等に対する避難支援対策、残留者の確認等を実施 (2)原則として通常業務を休止 (3)暴風雨等により屋外での避難行動が困難になるため、広域避難から垂直避難に切り替えるための準備として、区内の水害緊急避難建物（近隣住民等が高台などの安全な場所へ避難する時間的余裕がない場合に避難する施設）を開錠
	9～0時間前	(1)域内垂直避難指示（緊急）が発令後は、垂直避難の呼びかけや戸別訪問も含む残留者の確認等を実施 (2)屋外で活動している職員に避難を指示
水害発生		
水害発生後	氾濫～終息	(1)応急対策活動及び復旧・復興活動を行う防災関係機関の応援の受入 (2)国、東京都、他自治体、自衛隊など防災関係機関の支援のもとでの救出・救助活動が中心 (3)区民の生活支援のための窓口業務等は、平常時に使用していた施設が使用不能の場合、代替施設での再開を検討 (4)長期避難者の発生に備えて、物資や医療福祉サービスを確保
	氾濫終息後	(1)救出・救助活動が徐々に終息 (2)復旧・復興に向けた排水作業を実施 (3)排水完了地域では、土砂・汚泥の除去を含む災害廃棄物処理や被災した区民の生活支援、衛生環境の維持対策を実施 (4)窓口業務や応急対策業務の活動拠点、避難所等の施設の利用需要に対応するため活用可能な区有施設の再開を検討

※江東5区広域避難推進協議会により法改正に係わる修正を検討中

第3節 避難所の指定

区は、住居が浸水または突風等による破損・倒壊のおそれがある住民等の避難、及びライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、避難所を開設する。

区は、区立小・中学校、都立高校等の中から、安全が確認された所を避難所として指定する（資料編風水害編 資料23「水害時避難施設一覧」P.359）。

避難所は、次の機能を果たすものとする。

第1 避難所としての機能

- 1 災害対策本部との情報連絡
- 2 被災者への情報提供
- 3 宿所の提供
- 4 食料・生活物資等の配付

第4節 避難所の開設

第1 風水害時における避難所の選定及び開設

- 1 災害対策本部長は、浸水、洪水等により避難所を必要とする場合は、被害状況を勘案して、避難所として指定されている区立小・中学校及び都立高校等の中から選定する。避難所を選定した場合には、警察署、消防署に連絡する。
- 2 開設する避難所の選定については、以下のとおりとする。
 - (1) 荒川の氾濫が危ぶまれる場合、全ての避難所を可能な限り一斉に開設する。
 - (2) 荒川以外の河川氾濫が危ぶまれる場合、気象情報などをもとに、災害対策本部で開設避難所を決定する。
- 3 避難所の開設に関する検討基準は、以下に基づき、必要な地域の避難所の開設を進める。避難所開設の決定は、台風最接近の48時間前に行い、避難所開設は、概ね24時間前に行う。なお、夜間に発災が見込まれる場合には、避難の安全性に考慮して日中に開設する。

【避難所開設の検討基準】

950hPa以下で東京直撃の可能性がある場合、または瞬間最大風速50mを超える可能性がある場合などにおいて

- (1) 埼玉県秩父周辺で48時間予想雨量が600mmを超える場合
 - (2) 足立区が暴風域に入ることが予想された場合は、暴風域に入る前に開設
 - (3) 足立区が暴風域に入らないと予想された場合は、荒川下流タイムラインで運用
- 4 各部は、災害対策本部長の指示を受け、各々の部に割り当てられた避難所を開設する。
 - 5 避難所へは、あらかじめ指定している職員を派遣する。
 - 6 災害対策本部長は、避難所を開設した場合、危機管理部長に指示し、東京都総務局総合防災部及び警察署、消防署等、防災関係機関に連絡する。

第2章 住民避難対策

第5節 避難所の管理・運営

第5節 避難所の管理・運営

第1 避難所の管理・運営

- 1 避難所の管理・運営は、配置された職員の管理責任者が中心となる。ただし、震災に対応した「避難所運営会議」を組織している避難所については、この組織の協力を得る。
- 2 避難所に派遣される職員は、管理責任者であるが、避難所運営本部の本部長（町会・自治会長等）の指揮のもと、避難所運営会議の庶務部に所属し、庶務部の業務を補助しながら、避難所全体に目配りし、災害対策本部との連絡調整を行う。
- 3 施設管理者（学校長等）は、避難所の管理・運営について必要な協力・支援を行う。
- 4 職員等は、避難所運営に必要な体制を確立し、水害時避難所運営手順書や、国や都のガイドライン等を参考に、管理・運営を行う。
（第3部 第4章第2節「避難所の管理運営対策」P.63を参照）
- 5 避難所の運営においては、水害時避難所運営手順書に基づき、三密（密閉・密集・密接）を避ける等の感染症防止対策を徹底する。

第2 避難所職員の任務

- 1 避難所を開設した場合、「足立区〇〇避難所」の標示をする。
- 2 避難所日誌を備えて、管理状況その他必要な事項を記録する。
- 3 避難所施設内に必要な表示を掲示する（避難者居室、避難者用トイレ、立入禁止等）。
- 4 各部は割り当てられた避難所について、避難者数等の状況を集約し、一定時間毎に福祉部に報告する。
- 5 避難所の入所、退所及び食料その他物資の受け払いを記録する。
- 6 避難所内の保健衛生管理について充分配慮し、特に火災、盗難の予防に努める。
- 7 避難者に災害の状況とその見通しについて伝達する。
- 8 避難者に食料等の物資を配給する。

第3 避難所に備え付ける簿冊

- 1 避難者カード
- 2 避難所日誌
- 3 各種物資受払簿
- 4 避難所運営従事者・避難者数報告書
- 5 ペット登録カード

第4 避難所関連物資

- 1 避難所の開設にあたっては、広報資器材、夜間照明器具、毛布等を配置する。
- 2 食料、生活物資等の避難所関連物資の調達について、管理責任者は所属する部に報告し、各部は集約したものを福祉部に報告する。
- 3 福祉部は、調達要請を取りまとめ、危機管理部に調達依頼する。危機管理部のみで調達要請に対応できない場合は、震災時の対応により行う。

第2章 住民避難対策

第6節 第二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営／第7節 要配慮者に対する避難行動支援

第6節 第二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営

第1 福祉関連施設への収容

- 1 災害対策本部長は、障がい者、高齢者等の要配慮者用避難所を設ける必要があると認めるときは、福祉部長に命じ、あらかじめ指定した施設に事前に職員を派遣して、第二次避難所（福祉避難所）を開設する。
- 2 災害対策本部長は、第二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都（福祉保健局）及び警視庁、東京消防庁等関係機関に連絡する。
- 3 福祉部は、福祉関連施設の受入可能状況を必要に応じて確認する。
- 4 各部は割り当てられた施設に職員を派遣し、避難所の管理運営を行う。施設管理者は、可能な限り避難所運営に協力する。
- 5 派遣職員等は施設管理者と連携調整して、人材・物資等を把握する。各部は割り当てられた施設について不足が生じた場合は、取りまとめて福祉部に連絡する。

第7節 要配慮者に対する避難行動支援

第1 対策内容と役割分担

災害が発生するおそれがある場合または災害が発生した際に、自力での安全確保が困難な要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等）に対し、特に次ページの5つの支援区分に該当する者を避難行動要支援者として位置づけ、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を活用し、区、民生・児童委員、地域住民、防災関係機関等は、避難行動等の支援を実施する。

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、救出部、避難行動要支援者担当）	(1)避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認 (2)避難行動要支援者の避難支援等対策 (3)個別避難計画に基づく支援
民生・児童委員	(1)避難行動要支援者の安否確認等
防災区民組織（町会・自治会等）	(1)要配慮者の安否確認・避難の支援
病院、要配慮者施設等の施設管理者	(1)状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を避難誘導
都（福祉保健局）	(1)要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整（要配慮者対策統括部を設置）
警視庁	(1)（区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 (2)住民の避難誘導

第2章 住民避難対策

第7節 要配慮者に対する避難行動支援

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3)被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 (4)避難指示の伝達

2 避難行動要支援者の支援区分

	支 援 区 分	備 考
1	要介護3～5	
2	身体障害者手帳1～2級	
3	身体障害者手帳3級	福祉タクシー券等受給
4	愛の手帳1～2級	知的障がい者
5	障害支援区分4～6	区市町村で認定

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、救出部、避難行動要支援者担当）》

1 情報収集及び安否確認

- (1) 災害発生時には、区及び防災関係機関は、病院、特別養護老人ホーム、福祉施設等の要配慮者施設の被害、被災状況等、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、要配慮者対策を進めるうえで必要な情報収集に努める。
- (2) 災害対策本部は、関係者の協力を得て、第一次避難所における要配慮者の状況及び居宅の要配慮者の状況について把握するよう努める。

2 避難支援

- (1) 区、各防災関係機関、防災区民組織（町会・自治会等）及び事業所等は、警視庁、東京消防庁と協力し、要配慮者の避難誘導、介護支援等の救援活動を積極的に行う。
- (2) 日常、高齢者や障がい者と接している区関係部や区民、事業者、民間団体等の力を結集し、それぞれが分担して避難の支援を行う。

3 救出救助活動

- (1) 救出部、防災区民組織（町会、自治会等）、事業所自衛消防隊は、要配慮者施設管理者の行う救出救助活動を支援する。

4 災害時広報

- (1) 区及び防災関係機関は、被災者への広報について、障がい者毎の障がいに配慮した伝達手段を選択する等、要配慮者の特性に応じた手段・内容となるよう努める。

第2章 住民避難対策

第7節 要配慮者に対する避難行動支援／第8節 長期化への対応

5 災害対策本部の体制

- (1) 災害対策本部は、被災者のうち、特に弱い立場となる要配慮者に関する支援を優先的かつ総合的に実施する。
- (2) 前項の目的を達成するため、災害対策本部は、民生・児童委員、消防団、関係福祉団体、ボランティア団体等との連携を図り、その活動に必要な拠点の確保、整備にあたるものとする。
- (3) 避難行動要支援者に関する情報の収集、提供、支援を一元的に管理する体制をつくるため、災害対策本部内に「避難行動要支援者担当」を設置する。
- (4) 「避難行動要支援者担当」の構成は、避難行動要支援者の避難支援に必要な体制とし、関係部署で組織する。
- (5) 災害対策本部は、都災害対策本部における「要配慮者対策統括部（都（福祉保健局）」との連携により、支援策を実施する。

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 防災区民組織（町会・自治会等）は、自助・共助の精神に基づき、町の人達の協力のもと、要介護高齢者・障がい者・病院入院患者等の要配慮者を保護し、警視庁、東京消防庁の協力を得て、避難誘導及び避難支援を行う。

《病院、要配慮者施設等の施設管理者》

- 1 病院、施設等の管理者は、高齢者等避難の発令等状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に患者・入所者を速やかに避難させる。
- 2 施設管理職員、防災区民組織（町会・自治会等）、その他住民は、協力して避難介護を行う。

第8節 長期化への対応

第1 プライバシーの確保

避難所におけるプライバシーを確保するため、できる限り早い段階で、男女別の更衣室の設置やパーテーションで区切る等の対策を実施する。

第2 相談体制の確立

相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。また、区民から問い合わせの多い相談内容については、HP上等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を開設するとともに、その周知を図る。

外国人からの問い合わせ対応として、語学の知識をもった専門ボランティアと連携し、避難所等での通訳・翻訳を行う。

第3 健康管理

避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態の定期的な確認に努め、避難生活の長期化に伴う心身の課題に対応する。

特に、保健予防活動、健康相談、ストレス等に関する対応、暑さ寒さ対策、食環境の

第2章 住民避難対策

第8節 長期化への対応／第9節 避難所の閉鎖

整備等に留意する。

第4 衛生管理

トイレの清掃やごみの処理状況等、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。

第9節 避難所の閉鎖

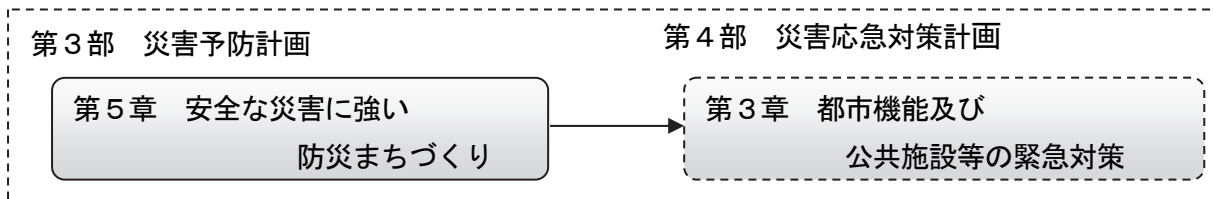
第1 避難情報の解除と避難所の閉鎖

1 災害対策本部長は、台風の進路、水位の状況等により、避難情報の解除と避難所閉鎖の決定を行う。

学校施設における避難所については、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。

2 各部署は、割り当てられた第一・第二次避難所について、避難者が全員退去した施設を取りまとめ、速やかに福祉部長に報告し、災害対策本部長は避難所を閉鎖する。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策



第1節 道路の障害物除去及び交通規制

第1 道路・橋梁

1 対策内容と役割分担

第一次・第二次交通規制の実施、緊急通行車両等の確認、道路・橋梁の情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図る等、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

(1) 道路交通規制等

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1)発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施 (2)その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施 (3)緊急通行車両等の確認
都（交通局、水道局、 下水道局） 東京消防庁	(1)緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

(2) 緊急道路障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部） 都（建設局） 警視庁 関東地方整備局 首都高速道路株式会社	(1)災害初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 (2)必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握 (3)道路上の障害物の除去等を実施
関係建設業協会	(1)区の要請により出動態勢をとる。
NTT東日本 東京電力パワーグリッド 株式会社 東京ガス株式会社都 都（水道局、下水道局）	(1)所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について、都（建設局）に報告

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

(3) その他応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 (建設局)	(1) 発災時における通行止め等の措置等に係わる通行者の安全対策の実施 (2) 被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施
関東地方整備局	(1) パトロール等を兼ねた広報を実施 (2) 緊急輸送道路の確保
警視庁	(1) 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置等に係わる通行者の安全対策の実施 (2) パトロール等を兼ねた広報を実施
首都高速道路株式会社	(1) 都公安委員会が実施する交通規制への協力、規制状況等の広報 (2) 被災の状況の把握、消防等関係機関への情報伝達、出動・協力要請 (3) 道路構造物、管理施設等被害状況の点検、復旧の実施

2 詳細な取組内容

(1) 道路交通規制等

《警視庁》

ア 被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

(ア) 交通規制

a 被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

(イ) 緊急通行車両等の確認

a 交通規制実施時には、災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

b 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

(ウ) 緊急通行車両等の種類

a 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

b 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両

c 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両

d 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両

e 患者等搬送車両（特別な構造または装置があるものに限る。）

f 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両

g 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車

h 災害応急対策に従事する者が参集または当該目的のために使用中の自転車

i 緊急の手当を要する負傷者または病院の搬送のため使用中の車両

j 歩行が困難な者または介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

- k 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
 - l 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
 - m 交通対策本部長または警察署長が必要と認めた車両
- (エ) 広域応援の車両
- a 事前届出済証を所持しているライフライン復旧等の広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。
- (オ) 交通規制除外車両
- a 災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。
- (カ) 緊急交通路等の実態把握
- a 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。
- (キ) 交通規制の実行性を確保する手段・手法
- a 主要交差点への規制要員の配置
 - (a) 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。
 - b 特別派遣部隊(交通部隊)の配置運用
 - (a) 道府県公安委員会から特別派遣部隊(交通部隊)の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。
 - c 警備員、ボランティア等の協力の受入れ
 - (a) 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。
 - d 装備資器(機)材等の効果的な活用
 - (a) 交通規制の実施にあたっては、後方に大型表示版を搭載したサインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。
 - e 交通管制システム等の効果的な運用
 - (a) 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

(2) 緊急道路障害物除去

都（建設局）が主担当、区（都市建設部）が区主担当、東京国道事務所が国道担当、首都高速道路株式会社が首都高速道路担当、その他機関は支援機関として対応する。

機 関 名	対 策 内 容
都（建設局）	(1)緊急道路障害物除去の作業計画 (2)道路状況調査及び情報収集 (3)全体調査 (4)緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施
区（都市建設部）	(1)道路障害物除去の活動計画 (2)道路状況調査及び情報収集・調整 (3)ドローンを活用した撮影やリアルタイムの映像による状況把握 (4)緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去
東京国道事務所	(1)国道4号線の道路障害物除去
首都高速道路株式会社	(1)首都高速道路の道路障害物除去
災害時における応急対策業務に関する協定締結団体	(1)道路障害物除去作業
日本道路建設業協会加盟の事業者	(1)道路障害物除去作業
東京建設業協会加盟の事業者	(1)道路障害物除去作業
第六建設事務所と協力承諾書を取り交わした業者	(1)道路障害物除去作業
足立建設業協会	(1)道路障害物除去作業
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)道路障害物除去作業
NTT東日本	(1)道路障害物除去作業（柱、ケーブル等の移設で協力する）
自衛隊	(1)道路障害物除去作業（柱、ケーブル等の移設で協力する）

《区（都市建設部）》

ア 災害発生初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検、ドローン等により、迅速・的確に集約して行う。

イ 応急対策のための物資、人員の輸送が円滑に行われるよう、道路の障害物の除去（道路啓開）と災害時交通規制を、ただちに実施する。

ウ 原則として、緊急道路障害物除去路線（広域的幹線道路及び避難場所への救援活動道路を対象として選んだ道路）を優先させる。

ただし、災害対策本部、警視庁、東京消防庁から緊急に要請があった場合は、これら指定以外の道路でも優先的に障害物除去を行う。

エ 緊急道路障害物除去路線以外に道路障害物除去が必要になった場合、または区指定の緊急道路障害物除去路線については、区は独自に道路障害物除去を実施する（資料編震災編 第13「足立区緊急道路障害物除去路線図」P.46）。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

《都（建設局）》

- ア 災害発生初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。
- イ 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
- ウ 障害物除去用資機材の整備
 - (ア) 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行う等平素から資器材の確保に努める。

《関東地方整備局》

- ア 災害発生後速やかに緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。
- イ 直轄国道以外の緊急輸送道路も含め、関係機関と連携し、緊急道路障害物の除去を実施する。
- ウ 障害物除去用資機材の整備
 - (ア) 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

《首都高速道路株式会社》

- ア 災害発生後、直ちに状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。
- イ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。
- ウ 緊急道路障害物除去等作業態勢
 - (ア) 緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。
 - (イ) 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
 - (ウ) 作業マニュアルを作成する等体制の充実を図る。
- エ 障害物除去用資機材の整備
 - (ア) 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

《NTT東日本》《東京電力パワーグリッド株式会社》《東京ガス株式会社》《都（水道局、下水道局）》

- ア 所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について、都（建設局）に報告する。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

(3) その他応急措置

《都（建設局）》

ア 都道や緊急障害物除去路線に指定された区道については、東京都建設防災ボランティア等と連携して緊急点検を行う。

イ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。

《関東地方整備局》

ア 緊急道路パトロール及びヘリコプターや関係機関等からの道路情報の収集に努める。

イ 道路被災情報を把握し、応急復旧並びに必要なに応じて迂回道路の選定等を行い、緊急輸送路の確保に努める。

《首都高速道路株式会社》

ア 大規模災害が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

イ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

ウ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じて応急復旧に努める。

エ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

《警視庁》

ア 交通規制の内容等を区民に対して、以下のとおり周知する。

(ア) 報道機関への広報要請：新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

(イ) 運転者等に対する広報

イ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者の取るべき措置について広報を行う。

第2節 道路除雪対策

第1 道路除雪の責任及び機構等

- 1 道路管理者である区は、その行政区域内にある特別区道等の道路交通を確保し、降雪による区民生活の影響を最小限に防がなければならない。
- 2 道路管理者である区は、降雪により交通機関等への影響が生じるおそれのある場合は、交通管理者及び交通事業者へ除雪体制並びに除雪状況等を通知し、交通規制及び交通運行変更等の協力を求めることができる。

第2 道路除雪計画

1 計画の目的

この計画は、足立区地域防災計画の一環として、東京地方気象台が発表する積雪情報等を参考に、道路除雪作業の円滑かつ適切な実施を行い道路交通を確保し、区民の道路利用の利便性を図ることを目的に、除雪活動に必要な計画を示したものである。

第3 除雪本部体制

1 除雪本部の設置

都市建設部長は、次の設置基準により、除雪本部を設置する。

- (1) 東京都23区に大雪警報が発表されたとき。
- (2) 凍結防止作業態勢を取ったとき。
- (3) 第一次除雪作業態勢を取ったとき。
- (4) 都市建設部長が必要と認めたとき。

2 体制の連絡

都市建設部長は、除雪本部体制を取ったときは、危機管理部へ連絡する。

3 除雪本部の解散

都市建設部長（除雪本部長）は、除雪活動が概ね完了したと認めたときは、除雪本部を解散する。

4 除雪本部の統合

災害対策本部が設置された場合、除雪本部は、その構成部の一つとして統合される。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第2節 道路除雪対策

5 除雪本部の職員配備

(1) 職員配備態勢

種 別	基 準 及 び 内 容	人 員
警戒態勢	異常気象情報・大雪注意報等により必要があると認めるとき。 連絡要員を情報の収集及び連絡に従事させる。工事課は連絡要員から得た情報をもとに、契約業者等と連絡をとり、時間外等の対応について適切な指示を行う。	若干名
準備態勢	気象情報により除雪が必要と予想される場合、直ちに態勢を整えるのに必要な職員を配置する。勤務時間外にあつては、その他の職員と連絡がとれる態勢とする。	企画調整課及び工事課の必要数
凍結防止作業態勢	大雪警報等により積雪が予想されるとき。立体横断施設（階段、スロープ）及び橋梁等に凍結防止剤を散布する。	企画調整課及び工事課の必要数
第一次除雪作業態勢	大雪注意報等が発令され、概ね5～15cm程度の積雪が予想されるとき。 駅及び公共施設周辺の歩道、立体横断施設並びに橋梁の除雪を行う。	企画調整課及び工事課の必要数
第二次除雪作業態勢	大雪注意報等が発令され、概ね15cm以上の積雪が予想されるとき。 駅及び公共施設周辺の歩道、立体横断施設並びに橋梁の除雪を行う。	都市建設部班員 全員

(2) 除雪本部の組織

足立区水防本部組織を準用する。

(3) その他

積雪が予想されるときは、住民等の安全を確保するため、除雪本部とは別に、区（関係部）は所管する公共施設等について、除雪作業を行う。

第3節 公共建造物等応急対策

第1 社会公共施設等の応急対策

1 対策内容と役割分担

(1) 社会公共施設等の応急的な被災状況確認

ア 応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうか応急的な確認作業を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部、子ども家庭部）	(1)区立の公共建築物が被災した場合、施設管理者等により、必要に応じて応急的な被災状況の確認作業を実施
社会公共施設の管理者	(1)所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急的な被災状況の確認作業を実施

(2) 社会公共施設等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
各施設管理者	(1)状況に応じて必要な措置を講じる。

(3) 高層建築物

機 関 名	対 策 内 容
建造物管理者	(1)消防計画の策定、自衛消防隊の活動による被害の発生抑制 (2)関係機関との連携による被害の軽減化
警視庁	(1)被災者の救助、混乱防止、災害に関する情報収集・伝達 (2)人命の救助、避難誘導 (3)救急、救助活動等の障害排除 (4)緊急自動車の道路の確保、交通渋滞の防止
東京消防庁	(1)高層建築物等に対する防火安全対策に基づく指導 (2)関係事業所に対する対策の指導

(4) 電気施設

機 関 名	対 策 内 容
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)災害、二次災害の発生防止及び早期復旧のための諸対策の実施

(5) ガス施設

機 関 名	対 策 内 容
東京ガス株式会社	(1)二次災害の発生防止、災害発生原因の除去及び早期復旧のための諸対策の実施

2 詳細な取組内容

(1) 社会公共施設等の応急的な被災状況の確認作業

ア 区立の公共建築物が被災した場合

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第3節 公共建造物等応急対策

(ア) 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急的な被災状況の確認作業を実施する。

(イ) 応急的な被災状況の確認作業を実施した後、その状況に基づき、それぞれの機能を維持するため、迅速に応急修理を行う。

(ウ) 避難所として指定されている区立小中学校は、被災したときは直ちに応急修理を実施する。

イ その他の社会公共施設が被災した場合

(ア) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急的な被災状況の確認作業を実施する。

(2) 社会公共施設等の応急対策

ア 社会公共施設等の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期する。

イ 責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれ分担に基づいて行動する。

ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

(ア) 各医療機関

a 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

b 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を講じる等万全を期する。

(イ) 社会福祉施設等

a 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

b 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

c 施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「避難行動要支援者担当」等関係機関に連絡し援助を要請する。

d 被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(ウ) 学校施設

a 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。

b 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

c 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

d 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、二次災害の予防についても十分な措置を講じる。

e 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(エ) 文化財施設

a 災害等で文化財に被害が発生した場合には、その所有者または管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。

b 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(3) 高層建築物の応急対策

ア 高層建築物の建造物管理者は、共同防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に消防計画を策定し、自衛消防隊の円滑な活動により、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

(ア) 災害時におけるパニックの防止措置

(イ) 出火防止及び初期消火活動

(ウ) 人命の救護

(エ) 安全な避難誘導措置

(オ) 防災機関や防災区民組織（町会・自治会等）との連絡、及び災害に関する情報収集並びに伝達

(カ) 備蓄の確保

イ 警視庁は、被災者の救助及び混乱防止に努めるとともに、関係機関、自衛防災組織等の協力を得て避難誘導にあたる。

ウ 東京消防庁は、高層建物等特殊対象物に対する消防機関の災害活動を、第4部第1章第9節「消防機関の活動」により行う。

(4) 電気施設の応急対策

ア 東京電力パワーグリッド株式会社は、災害による電力施設の被害を最小限にするため、耐震性の強化等の諸対策を実施し、万全の予防措置を講じる。

イ 電力施設の保安対策は以下のとおり。

(ア) 変電施設

a 機器基礎及び屋外鉄構は、耐震性を考慮して設計を行っている。

b 洪水には、既往の浸水実績等を踏まえた浸水対策を行っている。

c 塩害等に対しても、活線洗浄装置を施設する等の保安対策を実施している。

(イ) 電気設備に関する技術基準に適合するよう定期的に送電配電線路の巡視、点検、パトロール（特に必要と認めた場合は随時）を行い、不良箇所を早期に発見し、人身及び設備事故の未然防止を図り、設備保全に努めている。

(ウ) 特殊行事や非常災害時（台風、雷雨、雪害）等に随時パトロールを実施している。

(エ) 送配電設備等において、工事施工中あるいは仮工事のものは速やかに本工事を完了するほか、補強または応急処置を講じる。

(オ) 非常災害時における特別組織の構成及び動員態勢を確立すると同時に、連絡方法も明確にしておく。

(カ) 災害の状況により、他支社へ応援を求める場合の連絡態勢を確立する。

(キ) 工具、車両等を整備して、応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。

(ク) 電力施設の早期復旧を図るため、次の対策を実施している。

a 復旧要員の動向に従った緊急動員体制の随時整備

b 工事請負会社との緊急動員連絡体制の整備、及び社員、請負会社の連動による復旧体制の確立

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第3節 公共建造物等応急対策

c 防災資器材の定期的点検、整備の実施

(5) ガス施設の応急対策

ア 東京ガス株式会社は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

イ 監視・調査・点検

多くの設備が埋設されているため、風水害の影響は少ないが、被害の予想される設備に関しては、平常業務の中で、現場状況に応じ防護、修理取替などにより保全業務を行っている。非常の際には、次のとおり重点巡視、警戒を行う。

(ア) 見回り巡回の重点実施

(イ) 情報、連絡による場所別の調査

(ウ) 水害、冠水地域の制圧器の監視

(エ) 河川の増水状況の調査

(オ) 河川の増水による架管に対する遮断バルブの調査及び流出防止措置

(カ) 他工事現場の特別見回りと防護強化打合わせ

(キ) 地盤沈下地域の調査警戒

(ク) 防護及び応急機材の点検整備

以上のほか、本部との情報連絡と災害状況により、本部指令に基づき行動する。また、関係諸機関との連絡及び情報交換を行う。

ウ 危険防止対策

危険防止については、監視・調査・点検時に対策をたて、災害情報、特異危険、現場状況及び本部指令に基づき、次のとおり巡視員による応急実施にあたる。

(ア) ガス供給施設（バルブ、整圧器）周囲の危険物撤去

(イ) ガス導管の折損等、危険を予想される箇所への供給遮断

(ウ) ガス導管内への流水防止のためのガス供給遮断

(エ) 他工事関係の危険箇所への防護及びガス供給遮断

(オ) 災害による事故発生の場合、火災などを考慮し、付近住民の避難の要請を行う。

(カ) その他、現場の状況に応じて適切な処置を行う。

第4節 危険物応急対策

第1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

1 対策内容と役割分担

(1) 石油等危険物施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 避難所の開設等
東京消防庁等	(1) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 (2) 必要に応じて、応急措置命令等を実施
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 火災の場合の消防活動、施設内救出を実施 (3) 避難所の開設等
都（環境局）	(1) 危険防止措置を指導 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
関東東北産業保安監督部	(1) 危険防止措置の監督または指導 (2) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施 (3) 緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示 (4) 実情を把握し、適切な指示、命令等を実施
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 避難所の開設等
都（環境局）	(1) 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第4節 危険物応急対策

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 事故時の広報活動、警戒区域に対する規制を実施 (3) 関係機関との間の情報連絡を実施 (4) 避難所の開設等
都（総務局）	(1) 都区市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
都（環境局）	(1) 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
警視庁	(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 (2) 区長からの要求等により、避難を指示 (3) 避難区域内への車両の交通規制 (4) 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、区へ通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容通報 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (4) 災害応急対策の実施
関東東北産業保安監督部	(1) 都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講ずるよう指導
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京都高圧ガス地域防災協議会	(1) 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	(1) 出動要請を受けて応援出動

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 (3) 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 (4) 災害情報の収集、伝達 (5) 避難所の開設等
都（下水道局）	(1) 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 (2) 災害情報の収集、伝達
都（教育庁）	(1) あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1) 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 (2) 区長からの要求等により、避難を指示 (3) 避難区域内への車両の交通規制 (4) 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (4) 災害応急対策の実施
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(6) 化学物質関連施設の応急措置

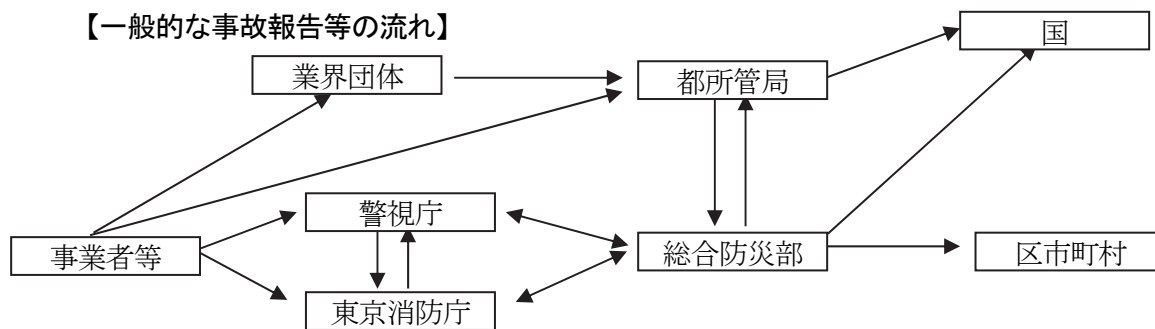
機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ事業者に応急措置を指示 (2) 避難所の開設等
都（環境局）	(1) 化学物質対策 区と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 (2) PCB対策 区との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は区等関係機関に連絡、応急措置を実施

(7) 放射線等使用施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難等の措置を実施
東京消防庁	(1) 事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都（福祉保健局）	(1) RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を実施

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第4節 危険物応急対策

2 業務手順及び詳細な取組内容



(1) 石油等危険物施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《東京消防庁等》

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- (ア) 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンク破壊等による流出、並びに異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(3) 火薬類保管施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

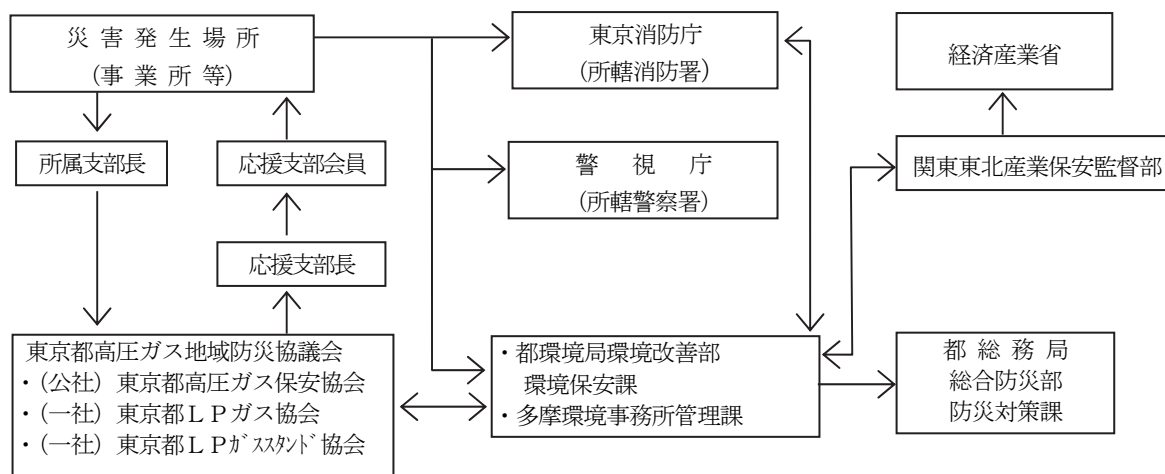
イ 火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置

【高圧ガス災害時応援連絡体制】



ア 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。

イ 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢を取ることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

ウ 高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越える等広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他縣市との間に広域情報連絡体制を定めている。

エ 高圧ガス大規模漏えい時に係わる連絡通報窓口

オ 関係機関は高圧ガス大規模漏えい等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第4節 危険物応急対策

カ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

キ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《警視庁》

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

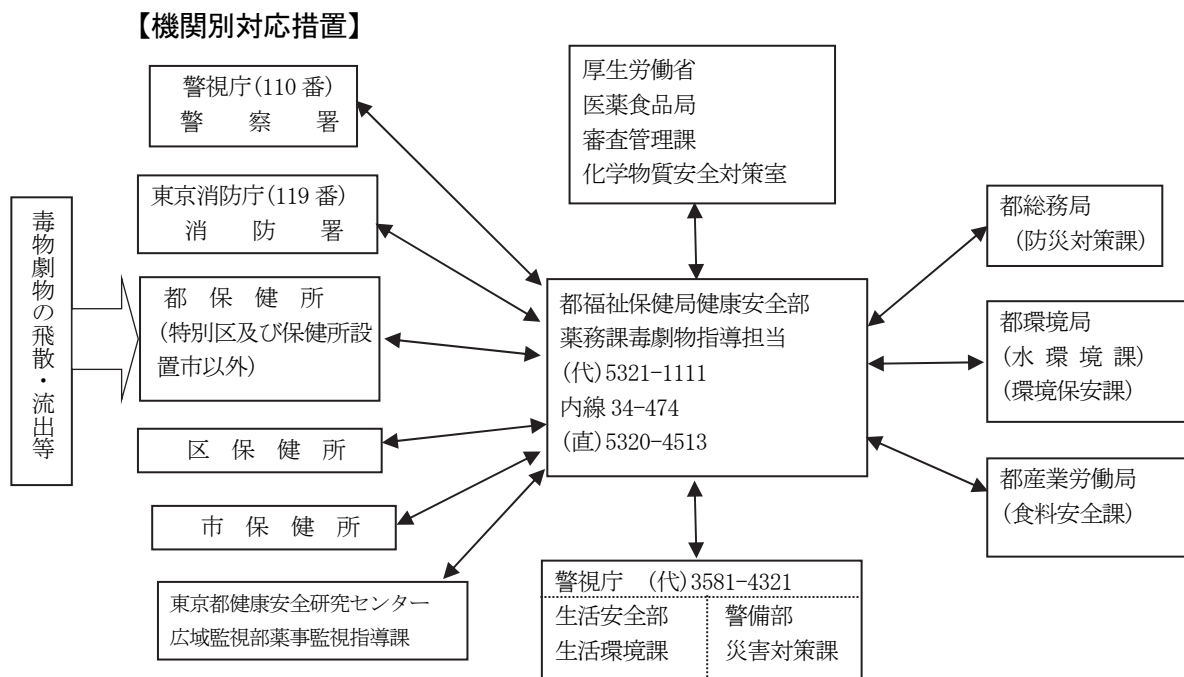
《東京消防庁》

- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置



《区（関係部）》

- ア 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- イ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- ウ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係わる災害情報の収集、伝達に努める。

《警視庁》

- ア 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 区長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、または区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《東京消防庁》

- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制

《都（下水道）》

- ア 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。
- イ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係わる災害情報の収集、伝達に努める。

《事業者等》

- ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(6) 化学物質関連施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ PCB対策

PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

《都（環境局）》

ア 化学物質対策

被災状況により、区と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第4節 危険物応急対策

集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

イ PCB対策

被災状況により、区と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。

《事業者等》

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ PCB対策

発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(7) 放射線等使用施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

(ア) 住民の避難誘導

(イ) 情報提供、関係機関との連絡

イ 放射線源の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置がとれるよう使用者を指導する。

(ア) 施設の破壊による放射線の露出、流失の防止を図る点検要領と緊急措置

(イ) 放射線の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命の安全確保に関する応急措置

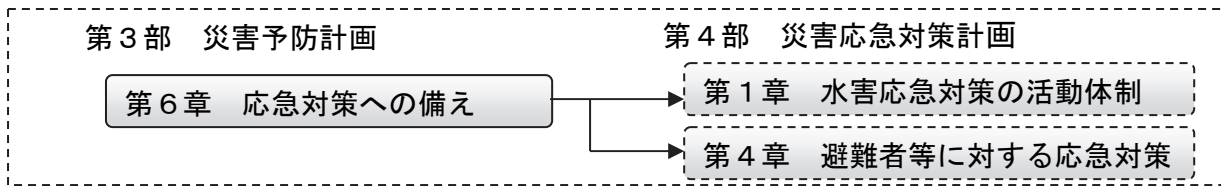
《東京消防庁》

ア 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置を講じるよう要請する。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

(イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

第4章 被災者等に対する応急対策



第1節 救出・救助活動

第1 対策内容と役割分担

救出・救助は、迅速に行うことが肝要であり、防災関係機関・防災区民組織（町会・自治会等）等は相互に連携し、全力をあげて被災者を救助する。その際、要配慮者の救出・救助活動を重視する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、都市建設部）	<p>(1) 区は、都、他区、指定地方行政機関等、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。</p> <p>(2) 災害対策本部は、被害状況と防災関係機関の動きを把握し、優先順位に応じた資源配分のコントロールと防災関係機関の全体調整を実施し、区内の防災関係機関だけで対応しきれないときは、自衛隊（都知事を通じて要請）、周辺自治体、ボランティア等に対し、速やかに応援を依頼</p> <p>(3) 被災情報については、情報収集指令室にて収集分析等を行う。</p> <p>(4) 必要に応じてドローンを活用し、リアルタイムの映像や画像により状況を把握</p> <p>(5) 救出・救助については区（救出部）を設置し、対策にあたる。</p> <p>(6) 救急については区（救急部）を設置し、対策にあたる。</p>
都本部	<p>(1) 救出・救助活動及び応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出・救助活動調整会議（仮称）を開催し、調整を図る。</p>
警視庁	<p>(1) 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</p> <p>(2) 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。</p> <p>(3) 救出・救助活動にあたっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。</p> <p>(4) 救出・救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。</p> <p>(5) 東京消防庁、自衛隊、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携協力し、救出・救助に万全を期する。</p>
東京消防庁	<p>(1) 災害の規模等に応じ、所定の計画に基づき部隊を運用する。</p> <p>(2) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携・協力し、救出・救助に万全を期する。</p>

第4章 被災者等に対する応急対策

第1節 救出・救助活動

機 関 名	対 策 内 容
	(3) 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行う。
消防団	(1) 情報収集、消防署隊への応援、救出・救助、避難場所の防護など
東京消防庁災害時支援ボランティア	(1) 消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施
防災機関	(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係わる災害応急対策を実施 (2) 必要な組織を整備、職員の配置及びサービスの基準を定める。
自衛隊	(1) 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣 主な活動は次のとおり ・空地からの被害状況の把握と関係機関への情報提供 ・被災者の救出・救助活動 ・行方不明者等の搜索援助 ・人員及び物資の緊急搬送 ・応急医療、救護及び防疫 など
防災区民組織（町会・自治会等）	(1) 発災直後から自主的に救出・救助活動を実施 (2) 要配慮者の救出・救助活動を重視
区民、自衛消防隊	(1) 救出・救助活動の実施等
足立建設業協会 東京土建足立支部	(1) 災害対策本部の要請に基づき、救出・救助活動を支援

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、救出部）・防災関係機関等》

1 区（救出部）の活動

- (1) 災害発生後、速やかに救出部を設置し、関係各機関の救出・救助活動の調整を行う。
区の主担当は都市建設部とし、救出部の管理・運営、関係機関との連絡調整にあたる。

【救出・救助実施主体】

区（救出部）	救 出 活 動 の 全 体 調 整	
区主担当	区（都市建設部）	(1) 区（救出部）の管理・運営 (2) 情報収集 (3) 全体調整 (4) 救出活動計画 (5) 救出・救助活動行方不明者の搜索
主 担 当	警視庁	(1) 救出・救助活動 (2) 行方不明者の搜索
	東京消防庁	(1) 救出・救助活動、搬送
担 当	自衛隊	(1) 救出・救助活動、搬送 (2) 行方不明者の搜索

区（救出部）	救出活動の全体調整	
支援機関	東京都災害対策本部	(1)救出・救助活動調整支援
	消防団	(1)救出・救助活動 (2)負傷者等搬送支援 (3)行方不明者の捜索
	防災区民組織（町会・自治会等） 事業所自衛消防隊	(1)自主的な救出・救助活動、搬送 (2)要配慮者の救出・救助を重視（要配慮者施設における支援等） (3)行方不明者の捜索
	足立建設業協会 東京土建足立支部	(1)救出・救助活動支援

- ア 区（救出部）は、発災後の初期段階において、警視庁、東京消防庁、区民事務所、区民等から情報収集指令室に集められた救出・救助要請情報を集約する。
- イ 災害対策本部長は、区の救出能力を超えると判断したときは、速やかに都知事を通じ、自衛隊等の応援を要請する。
- ウ 緊急を要し、都知事を経由するいとまがない場合は、直接自衛隊に対して被災状況等の通報を行い、事後速やかにこれを都知事に要請する。
- エ 区（都市建設部）は、区（救出部）の活動方針及び部別行動計画に基づき、区民との協働のもと救出・救助活動を実施・支援する。
- オ 警視庁、東京消防庁及び消防団は、通報及び警戒活動によって覚知した救出現場において、救出・救助活動を行う。また、救出した者を、医療機関または医療救護所へ搬送する。
- カ 警視庁及び東京消防庁は、救出・救助活動等で得た情報について、本部派遣員等を通じて区（救出部）に連絡する。
- キ 各救出部隊は、災害現場において救出した負傷者に対し、応急救護処置を行った後、病院・医療救護所等へ速やかに搬送する。
- ク ヘリコプター・船舶による搬送基地は、資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」、第21「舟艇等の接岸可能地点一覧」（P.65）を参照とする。
- ケ 各救助隊は、災害現場における周辺住民及び事業所等に対し、行方が確認できない者に関する聞き込み調査など捜索活動を継続して行い、行方不明者の発見に努める。

《警視庁》

- 1 警視庁は、警視庁管内に災害が発生した場合、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 2 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 3 機動隊、及び警察災害派遣隊は、最高警備本部長（警視総監）の指揮のもと、被害状況等に応じた活動を実施する。

第4章 被災者等に対する応急対策

第1節 救出・救助活動

- 4 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- 5 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備にあたる。
- 6 災害により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - (2) 交通規制
 - (3) 被災者の救出・救助及び避難誘導
 - (4) 行方不明者の搜索及び調査
 - (5) 遺体の調査等及び検視
 - (6) 公共の安全と秩序の維持
- 7 災害が発生した場合、被災地の治安維持に万全を期するため、総力をあげて必要な装備資器材の整備を図る。

《東京消防庁》

- 1 救助体制の整備
 - (1) 災害発生時、迅速に救助活動を行うため、特殊車両や重機等の資器材を備えた消防救助機動部隊等を整備し、救助体制の強化を図る。
 - (2) 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を確立する。
 - (3) 災害現場において東京DMA Tと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。
- 2 救急体制の整備
 - (1) 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
 - (2) 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
 - (3) 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。
 - (4) 東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者(サポートCab)等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制を確立する。
- 3 救助・救急資器材等の整備
 - (1) 多種多様な救助・救急事象に対応するため、救助車、資材搬送車、高規格救急車等の整備など、計画的に消防機動力の整備増強を図る。
 - (2) 災害が予想される地域の消防署、消防出張所を優先的に、救助・救急及び消防活動を行うための資器材等について整備増強を図る。
 - (3) 現場救護所等における救急活動を充実させるため、高度救急資器材、非常用救急資器材等の整備増強を図る。

第4章 被災者等に対する応急対策

第1節 救出・救助活動／第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

《消防団》

- 1 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に情報を伝達する。
- 2 所轄消防署の消防署隊応援要員として、活動障害排除等の活動を行う。
- 3 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 4 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

《東京消防庁災害時支援ボランティア》

- 1 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、活動できる準備をしたうえで、あらかじめ登録した部署へ自発的に参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施する。

《自衛隊》

- 1 区（救出部）と調整のうえ、救出・救助活動を実施する。

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 災害発生直後から自主的に救出・救助活動を行う。
- 2 要配慮者施設の救出・救助活動を支援する。

《区民》《自衛消防隊》

- 1 救出・救助活動を行う。

《足立建設業協会》《東京土建足立支部》

- 1 災害対策本部の要請に基づき、救出・救助活動を支援する。

第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

第1 医療情報の収集伝達体制

1 対策内容と役割分担

区は、医療機関の被害状況や活動状況、必要に応じて設置する緊急医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

機 関 名	活 動 内 容
区（危機管理部、衛生部）	(1) 災害対策本部下に区（医療部）を設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整を行う。 (2) 情報収集指令室の情報をもとに、区内の関係機関負傷者集中状況把握 (3) 医師会等の協力を得て、医療機関の応急救護実施状況、対応能力、人的・物的被害状況を把握し、東京都医療対策拠点等へ報告 (4) 区（医療部）は、足立区医師会及び区災害医療コーディネーター（※7 資料編震災編 第71「用語解説」（P.215）を参照。本章において、以下同様。）等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

機 関 名	活 動 内 容
	<p>療所及び薬局)の被災状況や活動状況等を把握し、区東北部二次保健医療圏の医療対策拠点(東京都地域災害医療コーディネーター※6)に報告</p> <p>(5)緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知</p> <p>(6)地域住民に対する相談窓口の設置</p>
都(福祉保健局)	<p>(1)区、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会等関係機関と連携し、都災害医療コーディネーター(※5)を中心に被害状況及び活動状況等を集約</p> <p>(2)都地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点において各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、都災害医療コーディネーターと情報を共有化</p> <p>(3)医療機関の被害状況及び活動状況等について、医療対策拠点や区と情報共有</p> <p>(4)各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報</p>
東京都医師会 東京都歯科医師会 東京都薬剤師会	<p>(1)被害状況及び活動状況等を把握し、都へ報告</p>
避難所	<p>(1)避難所において傷病者を把握し、必要に応じて、区災害対策本部等へ報告</p>

2 詳細な取組内容

《区(危機管理部、医療部)》

- (1) 衛生部は発災後速やかに区(医療部)を、衛生部指定場所に設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整等の運営にあたる。
- (2) 東京都、日本赤十字社等の医療救護班の活動拠点及び災害薬事センターは、区(医療部)におく。
- (3) 区医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、また、情報収集指令室の情報をもとに速やかに人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況、区内の主要病院、避難場所、災害現場等への負傷者集中状況等を把握する。区災害医療コーディネーターは、足立保健所長及び区長(災害対策本部長)が指定する医師とする。
- (4) 足立区医師会等の協力を得て、医療機関の応急救護実施状況、対応能力、人的・物的被害状況について把握する。
- (5) 収集・把握した医療情報を関係機関に提供する。
- (6) 各関係機関でも上記情報について、情報収集・把握を行い、区(医療部)と情報共有する。
- (7) 上記情報について、区医療部から区東北部の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- (8) 緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を区民に周知する。

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

第2 医療救護活動

1 対策内容と役割分担

機 関 名	活 動 内 容
区（衛生部）	<p>(1)区（衛生部）は、部別行動及び区（医療部）の管理・運営、情報収集、全体調整を実施</p> <p>(2)区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)災害拠点病院（※2）等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営</p> <p>(4)医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整</p> <p>(5)足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会、東京都柔道整復師会足立支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請</p> <p>(6)医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請</p>
都（福祉保健局）	<p>(1)医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整</p> <p>(2)都災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</p> <p>(4)災害現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMAT（※1）を派遣</p> <p>(5)医療対策拠点を通じて区から要請があった場合、または都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字東京都支部、災害拠点病院などが編成する都医療救護班等を派遣</p> <p>(6)九都県市相互応援協定等に基づいて、医療救護班や他県DMATなど医療チームの派遣を要請し、受入体制を確立 （二次保健医療圏）</p> <p>(1)基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置</p> <p>(2)東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整</p> <p>(4)都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援</p>
東京消防庁	<p>(1)可能な範囲で救急隊を派遣</p> <p>(2)東京DMATと連携して、救命処置等を実施</p>
足立区医師会	<p>(1)区から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班としての活動等を実施</p> <p>(2)災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施することが出来る。</p>

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

機 関 名	活 動 内 容
足立区歯科医師会	(1)区から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班としての活動等を実施
足立区薬剤師会	(1)区から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、区薬剤師班としての活動等を実施 (2)救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (3)救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
日本赤十字社	(1)都からの要請または自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力 (2)医療救護班は、都と締結した「災害救助またはその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を実施 (3)血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施
東京都柔道整復師会足立支部	(1)区から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等医療救護活動等に協力 (2)救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施
自衛隊	(1)医療活動実施・支援
医療ボランティア	(1)ボランティアの資格等によって部門ごとに各業務に協力

2 詳細な取組内容

(1) 区（医療部）及び区災害医療コーディネーターの活動

ア 区（医療部）は、区災害医療コーディネーターの助言を受け、緊急医療救護所の開設支援、医療救護班の編成・派遣、応援医療機関受け入れ、調整、医薬品の調達、運搬等、医療救護活動等を統括・調整する。

イ 多数負傷者の発生を確認した場合は、災害対策本部長の決定により、速やかに足立区医師会へ出動要請を行い、医療救護班を多数負傷者の発生箇所へ派遣する。

ウ 災害対策本部長の決定により、必要に応じて足立区薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

エ 災害対策本部長の決定により、必要に応じて東京都柔道整復師会足立支部に柔道整復師の派遣を要請する。

オ 災害救護の必要があると認めたときは、災害対策本部長の決定により、東京都災害対策本部（福祉保健局）に、医療救護について、迅速にその出動を要請する。

カ 応援医療関係者の受け入れ、医療救護班の再編成、医薬品の供与、派遣先の割り振り、地理案内等の活動調整を実施する。

キ 災害対策本部長は必要に応じ、都以外の区協定自治体及び東京都災害対策本部を通じ自衛隊に医療救護について出動を要請する。

(2) 緊急医療救護所及び医療救護所の設置

ア 災害対策本部長は、超急性期（6～72時間）においては、災害拠点連携病院（※

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

3)、災害拠点病院等の近接地等に主に傷病者のトリアージを行うための緊急医療救護所を設置する。

(3) 医療救護班等の編成及び対応

- ア 応援医療救護班の活動拠点は、区医療部におく。
- イ 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等または負傷者が殺到する病院等の近接地等に設置する緊急医療救護所を中心とする。
- ウ 足立区医師会は、災害対策本部長からの要請に基づき、医療救護班を編成・派遣する。医療救護班の編成は、原則として医師1名、看護師1名、補助その他若干名を1班とする。また、災害対策本部長は、必要に応じて足立区歯科医師会に歯科医療救護班の派遣を要請する。
- エ 足立区薬剤師会は、区から要請があったときは、迅速に緊急医療救護所に出勤し、足立区医師会医療救護班の編成下に入り、応急薬剤支援を実施する。
- オ 東京都柔道整復師会足立支部は、区から要請があったときは、迅速に緊急医療救護所に出勤し、足立区医師会医療救護班の編成下に入り、応急救護を実施する。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医療救護班	(1) 傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 (4) 助産救護 (5) 死亡の確認 (6) 以上のほか、状況に応じて医療活動や遺体の検案に協力する。
歯科医療救護班	(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	(1) 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 (3) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

第3 負傷者等の搬送体制

1 対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
区(関係部、衛生部)	(1) 被災現場から緊急医療救護所まで搬送。ただし、傷病者が集中し、緊急医療救護所の搬送が困難な場合、関係機関と協議し、適宜別の搬送先へ搬送する。

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

機 関 名	内 容
	(2)区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 (3)搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 (4)区(医療部)は、搬送活動及び情報収集、全体調整を実施
都(総務局)	(1)災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都(福祉保健局)	(1)東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 (2)その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 (3)災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市災害時相互応援協定」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
警視庁	(1)ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等へ搬送
東京消防庁	(1)搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 (2)負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、関係機関と連携して行う。
自衛隊	(1)ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等へ搬送
足立区医師会	(1)患者搬送
足立区民間業者 民間輸送業者 医療ボランティア	(1)患者搬送

2 業務手順

- (1)搬送は、原則として被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、緊急医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都と連携し対応する。
- (2)緊急医療救護所の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区等に搬送を要請する。

3 詳細な取組内容

(1)負傷者の搬送

- ア 都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- イ 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都(福祉保健局)及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。
- ウ 都本部に集まる道路障害物除去情報及び警視庁並びに東京消防庁のヘリコプター

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

が収集した道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

エ 医療救護所等におけるトリアージの結果、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、東京消防庁の救急車、民間救急車等による陸路での搬送や、警察、消防、自衛隊及び民間のヘリコプター等による空路での搬送を、緊急に実施する。災害対策本部は、速やかに使用可能なヘリポートの位置を確認し、関係機関に周知する。なお、搬送が必要だが、救急車によらなくても対応可能な負傷者については、協定等に基づき確保するバス・タクシー事業者の車両等により搬送する。

オ 患者の搬送先は、東京都内、埼玉県、千葉県等の広域に及ぶ可能性が高いので、区（医療部）は、東京都災害対策本部（福祉保健局）、都災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター、東京消防庁等と密接な連絡を取りつつ、搬送先を決定する。

(2) 医療スタッフの搬送

ア 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。

イ 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

ウ 都医療救護班等の搬送にあたって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。

第4 保健衛生体制

1 対策内容と役割分担

医療・保健・福祉等関係機関と連携し、被災生活を支える広域的なネットワーク体制を確立する等、地域住民の生活全体を視野に入れ、心身ともに健康な生活が営まれるように、中長期にわたる予測性を考慮した継続的な活動を行う。また、住民自身が復旧・復興への意欲を高める働きかけを目指す。

ライフラインが寸断された場合、飲料水や食品の衛生を保つことが困難となるため、被災地や避難所での飲料水の消毒や食品の取扱い等、衛生状態を確保するための巡回指導及び周知を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部）	(1)保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を実施 (2)都（福祉保健局）と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他縣市に保健活動班の派遣を要請 (3)派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保 (4)「食品環境衛生指導・消毒班」（以下「衛生・消毒班」という。）を必要に応じて編成 (5)東京都獣医師会との連携による動物救護所の設置 (6)飼い主の不明な飼養動物や負傷動物の一時保護 (7)避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言 (8)被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都（福祉保健局）	(1)区における保健活動班の活動を支援 (2)区が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

機 関 名	対 策 内 容
	(3)関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 (4)区と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他縣市に保健活動班の派遣を要請 (5)「環境衛生指導班」を必要に応じて編成し、区の要請に基づき派遣 (6)「食品衛生指導班」を必要に応じて編成し、区の要請に基づき派遣 (7)関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 (8)負傷または放し飼い状態の被災動物の保護

2 業務手順

(1) 区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。また、衛生監視職の職員による衛生・消毒班を編成し、衛生管理指導にあたる。

3 詳細な取組内容

(1) 保健活動

《区（衛生部）》

ア 保健所は、保健活動班を編成し、避難所、被災地内住居等を巡回し、区民の健康状況を把握し、妊産婦・乳幼児の救護、要配慮者相談等を実施する。

なお、保健活動班の編成は、状況にあわせて保健所長が必要とする職種、職員をもって構成する。

イ 保健活動班は、衛生・消毒班と連携し、避難所等の健康管理、感染症予防、栄養対策、口腔ケア対策、衛生管理に関する活動を行う。

ウ 保健活動班は、災害活動の方針決定に向けて情報を収集する。

エ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(2) こころのケア

《区（衛生部）》

ア 避難所における健康相談、家庭訪問等でこころのケアについての情報を収集し、対策を検討する。

イ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

ウ 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

エ 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

《都（福祉保健局）》

ア 避難所や住宅等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。

イ 都全体の精神保健に関する情報を収集し、速やかに区へ提供する。

ウ 東京都全域及び区間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。

(3) 在宅難病患者への対応

ア 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び他縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

《区（衛生部）》

ア 区等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」をもとに「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 人工呼吸器使用者及び家族に地域被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

《都（福祉保健局）》

ア 区からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他縣市等と調整に努める。

(5) 透析患者等への対応

ア 医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、必要に応じて搬送手段を構築する。

(6) 要配慮者への支援

ア 妊産婦、乳幼児、精神障がい者等要配慮者の支援に努める。

(7) 被災動物の保護

《区（衛生部）》

ア 東京都獣医師会と連携し動物救護体制を検討する。

イ 東京都獣医師会と協働し動物救護所を設置する。

ウ 飼い主の不明な飼養動物や負傷動物の一時保護を行う。

エ 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。

オ 被災動物の保護に関し、都、関係団体等に協力する。

《都（福祉保健局）》

ア 負傷または放し飼い状態の被災動物を保護する。

イ 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

ウ 浄水場（所）・給水所の給水拠点において、都（水道局）は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、災害時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。

エ 車両輸送を必要とする後方医療体制に含まれる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、都（水道局）保有車両及び雇上車両等によって輸送する。

第4章 被災者等に対する応急対策

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第1 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

【実施主体】

全体主担当	区（救出部）	全体調整
主 担 当	警視庁	(1)遺体搬送 (2)検視 (3)身元確認
区 主 担 当	区（地域のちから推進部）	(1)連絡調整統括 (2)遺体搬送の調整 (3)遺体安置所の設置 (4)遺体収容所の設置準備・開設
支 援	区（都市建設部）	(1)救出現場からの遺体搬送
	自衛隊	(1)遺体搬送
支 援 機 関	都（福祉保健局）、 監察医務院	(1)検案班派遣 (2)検案
	区（総務部）	(1)ドライアイス及び柩等の調達
	区（区民部）	(1)ドライアイス及び柩等の輸送 (2)死体火葬許可証の発行
	区（福祉部）	(1)身元不明遺骨・遺留品の引取調査及び保管
	足立区医師会 一般社団法人全国霊柩自動車協会	(1)検視・検案の協力 (1)遺体搬送

1 行方不明者の捜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括及び遺体の収容を実施
都（総務局）	(1)関係機関と連絡調整を行う。
警視庁	(1)救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 (2)区と協力し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。 (3)各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施 (4)身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
自衛隊	(1)都の要請に基づき、行方不明者等の救出・救助を実施、救出・救助活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

第4章 被災者等に対する応急対策

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

- ※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者も含む。
- ※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

2 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送に関する調整 (2) 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 (3) 都及び警視庁と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案体制を整備 (4) 遺体の腐敗防止の対策を徹底
区（関係部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区は、都（総務局）と協議し、都（各部局）、警視庁、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の捜索を実施 (2) 捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期限内（10日以内）に次の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ア 延長の期間 イ 期間の延長を要する地域 ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） エ その他（延長することによって捜索されるべき遺体数等） (3) 救出隊は、発見した遺体を遺体安置所に搬送 (4) 避難所等に安置されている遺体は、区（地域のちから推進部）が遺体安置所に搬送 (5) 区（地域のちから推進部）は、遺体安置所に搬送された遺体の氏名等を区（救出部）に報告 (6) 区（総務部）は、区（地域のちから推進部）の要請に基づき、遺体収容のためのドライアイス及び柩を調達し、区（区民部）は、これを遺体安置所に搬送 (7) 輸送手段等の確保に際し、必要に応じて一般社団法人全国霊柩自動車協会に要請 (8) 区（地域のちから推進部）は、遺体処理票及び遺留品処理票（資料編震災編 第41「遺体処理関係様式」P.116）を作成し、整備する。
都	<ul style="list-style-type: none"> (1) 遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2) 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区及び関係機関等との連絡調整を実施 (2) 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。 (3) 区からの協議に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整にあたりるとともに、捜索作業が円滑に実施できるよう支援

第4章 被災者等に対する応急対策

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1) 都本部のもと、遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2) 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等の編成及び派遣命令 (3) 救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 (4) 区と協力し、遺体の捜索・収容を実施 (5) 各警察署において、行方不明者の届出受理の適正を期すとともに、情報の入手に努め、調査を実施 (6) 身元不明遺体については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

3 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1) 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施し、順次開設 (2) 都及び警視庁に開設状況を報告するとともに、住民等へ周知 (3) 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 (4) 遺体収容所に管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施したうえで、遺体収容所における検視・検案体制を整備 (5) 遺体の腐敗防止の対策を徹底
都	(1) 区から遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集 (2) 区長からの要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
警視庁	(1) 都本部のもと、遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2) 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等の編成及び派遣命令

4 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(1) 都・区等が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1) 遺体収容所における検視・検案を含めた運営態勢の準備 (2) 区（地域のちから推進部）は、災害対策本部の指示に基づき、公共施設等に遺体安置所を開設 (3) 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定 (4) 警視庁及び都（福祉保健局）に対し、検視・検案班の遺体収容所への出動を要請
都（福祉保健局）	(1) 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を講ずる。 (2) 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、東京都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 (3) 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
監察医務院	(1) 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣

第4章 被災者等に対する応急対策
第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	対 策 内 容
	(2) 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 (3) 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 (4) 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁	(1) 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 (2) 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 (3) 検視班は、検視規則、死体取扱規則及び「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

(2) 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都（福祉保健局（監察医務院））の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動する。

機 関 名	対 策 内 容
東京都医師会	(1) 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
東京都歯科医師会	(1) 都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日本赤十字社	(1) 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	(1) 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

(3) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1) 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 (2) 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 (3) 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
警視庁	(1) 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 (2) 身元が判明したときは、遺体を着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」へ引き継ぐ。 (3) おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ。
東京都歯科医師会	(1) 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 (2) 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事

第4章 被災者等に対する応急対策

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

5 区民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部、関係部）	(1)大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携し、区庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設、地域住民等への情報提供等を行う体制を準備する。
都	(1)大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区及び関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、区民に速やかに提供する。

6 遺族への遺体の引き渡しについての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1)警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従い、遺族への遺体の引渡しを実施
警視庁	(1)区や関係機関と連携し、遺族への遺体の引渡しを実施

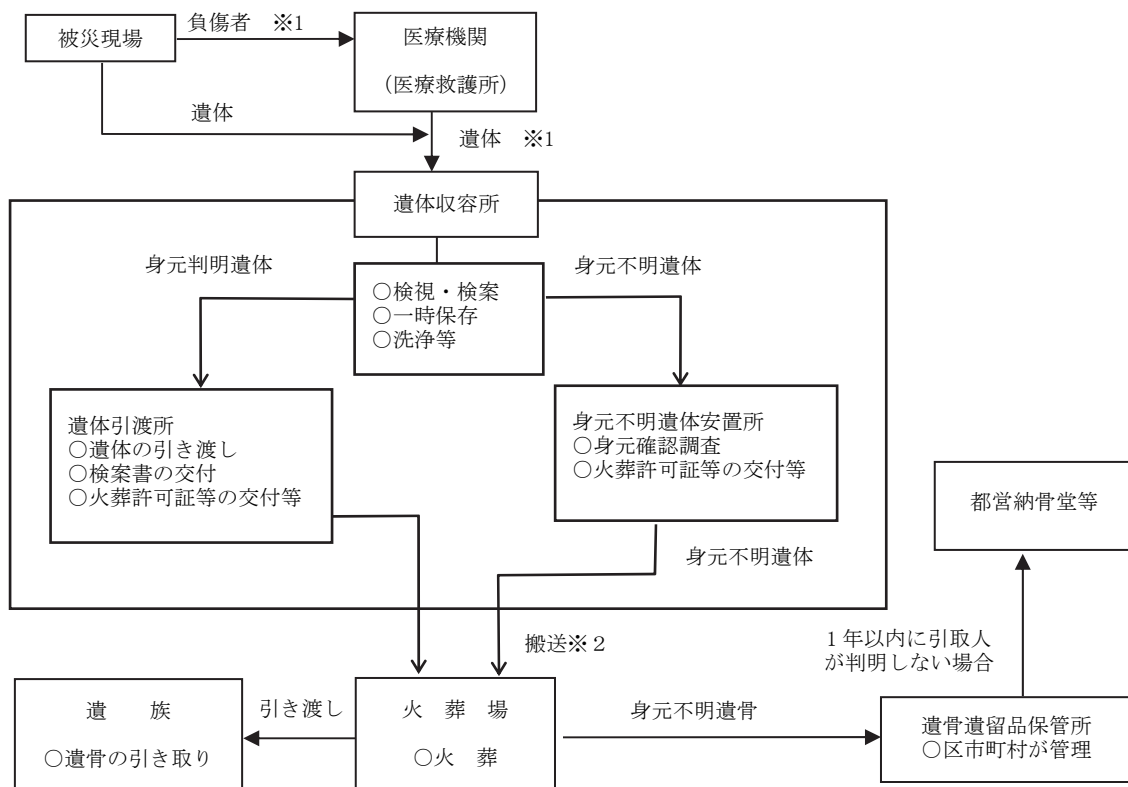
7 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（区民部）	(1)遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 (2)死亡届を受理後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。
都	(1)区に対して、必要な支援措置を講ずる。

第4章 被災者等に対する応急対策
 第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第2 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



- ※1 警視庁は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力
 自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助活動を行い、遺体については関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区の要請に基づき、都（福祉保健局）が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区分	内容
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区長の場合は知事)に申請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)

第4章 被災者等に対する応急対策
第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

区 分		内 容
国庫負担	対象となる経費	(1) 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費または購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費または購入費 (2) 搜索のために使用した機械器具の修繕費 (3) 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	(1) 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	(1) 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 (2) いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

区 分	内 容
遺体処理の期間	(1) 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	(1) 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	(1) 遺体の一時保存のための経費 (2) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第4節 食料・生活必需品等の供給

第1 対策の方針

区は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。

【消防署】

〔人材、車両、舟艇、資器材の配達・配分の実施主体〕

消防署は、水防資器材、舟車等、水災時に調達可能なものについては、それぞれ権限を有する者と協議し、迅速円滑な調達を行う。

第2 備蓄物資の供給

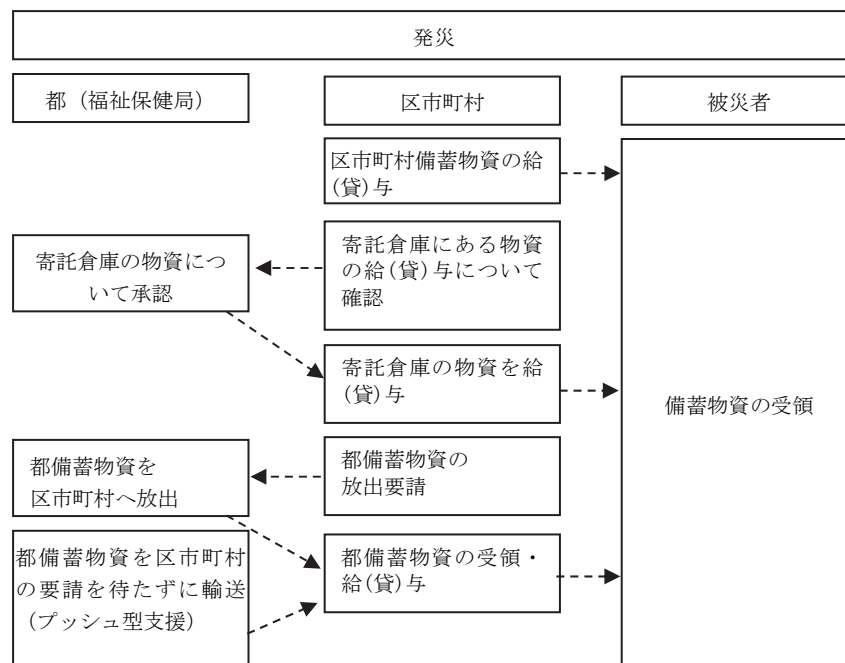
1 対策内容と役割分担

区は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部、福祉部、環境部)	(1)備蓄物資を被災者へ給(貸)与
都(福祉保健局)	(1)都備蓄物資を区へ放出

2 業務手順

【備蓄物資供給の流れ】



<配布基準>

- (1) 配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (2) ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む)を得て定める。

第4章 被災者等に対する応急対策

第4節 食料・生活必需品等の供給

3 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、福祉部、環境部）》

【食料・生活必需品等供給の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1)人材、資器材等の調達・配分計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)調達・配分担当
支援機関	区（区民部）	(1)物資輸送
	日本通運株式会社 東京東支店	
	東京都トラック協会 足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立区商店街振興組合連合会	
	足立貨物運送事業協同組合	
	ボランティア	

※ 避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。

(1) 食料の給与

ア 災害時における被災者への食料等の給与を実施する。

イ 災害救助法適用前の食料給与は、区がその責任において実施する。

「被災者」に対する食料等の給与の基準は、災害救助法に定める給与基準に準じて行う。

ウ 災害救助法適用後は、都知事（都災害対策本部長）の指示する給与基準による。

（資料編震災編 第58「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」P.192）

エ 被災者に対する食料の給与は、区が開設する避難所等において行う。

また、避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。

オ 「被災者」に対する給食は、主として避難所に収容した者を対象に実施するが、自宅残留被災者にも及ぶように努める。

カ 被災者に食料等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

キ 給食の順位は、原則として、①アルファ化米、クラッカー、②生パン、③米飯の順に行う。災害発生直後は、備蓄してあるアルファ化米、クラッカー等を供出する。

次いで、協定業者等から生パンを配給し、漸次可能な限り米飯の給食を行う。

ク 発災後一定程度時間が経過した段階で、米飯（弁当を含む）等を極力給与する。

ケ 備蓄物資（クラッカー等）として都（福祉保健局）が区に事前に配置してあるものは、都（福祉保健局）の承認を得て区が輸送し被災者に給与する。

ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。

コ 必要に応じて、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都（福祉

第4章 被災者等に対する応急対策

第4節 食料・生活必需品等の供給

保健局)に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

(2) 食料等必要量の予測

ア 区(総務部)は、災害対策本部がまとめた被災人口に基づき、区(衛生部)と協議のうえ、区内の応急食料給与が必要な被災者及び粉ミルクを必要とする乳児、特別食を必要とする要介護高齢者・病人等の食料必要量を予測する。

(3) 食料調達配分及び輸送計画

ア 総務部長は、上記予測及び福祉部長等の要請に基づき、区(衛生部)と協議のうえ、食料の調達・配分計画を定める。

イ 総務部長は、配分計画に基づき、輸送計画を定め、配分、輸送を実施する。また、その状況を区民部長に通知する。

(4) 食料供給広域応援の要請

ア 総務部長は、区内の備蓄等の飲食業だけでは不足すると判断した場合、災害対策本部を通じて、都及び周辺地方自治体等へ広域応援を要請する。ただし、発災後72間は、物流による道路混雑等で救出・救助活動に支障が出ないように十分注意する。

(5) 備蓄食料の輸送・配分

ア 区(区民部)は、備蓄倉庫内の備蓄食料及び調達した食料を、必要とする避難場所、または避難所等へ輸送する。

イ 避難所運営本部は、避難所内に備蓄、または搬入された食料を管理し、被災者に分配する。

(6) 生活必需品の給(貸)与

ア 被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与を実施する。なお、要配慮者が日常生活を営むうえで緊急に必要な物資は、優先して供給する。

イ 被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。

ウ 被災した区において給(貸)与の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。

エ 備蓄物資(毛布、敷物等)として、都(福祉保健局)が区に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

オ 必要に応じて、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都(福祉保健局)に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

(7) プッシュ型支援

都(福祉保健局)は、区の被災状況を鑑みて緊急を要し、区等の要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、要請または要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置(プッシュ型支援)を講じる。

第4章 被災者等に対する応急対策
第5節 人材・資器材等の調達、配分

第5節 人材、資器材等の調達、配分

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、総務部）	(1)人材、資器材等の調達・配分

【人材、資器材等の調達・配分主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1)人材、資器材等の調達・配分計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)調達・配分担当
支援機関	区（区民部）	(1)人材、資器材等の輸送
	日本通運株式会社 東京東支店	
	東京都トラック協会 足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立区商店街振興組合連合会	
	足立貨物運送事業協同組合	
	ボランティア	

1 人材

(1) 労務に不足を生じる場合は、

ア 災害対策基本法第29条の定めるところにより、指定地方行政機関の長に対し、職員
の派遣を要請する。

イ 災害対策基本法第67条、地方自治法第252条の17により、他の市町村に応援を
求める。

ウ 労働者を雇用する。

(ア) 労働者の雇い上げは、公共職業安定所（労働出張所）と協力し、雑務や土木工
事の類似労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇い上げる。

(イ) 区は、雇用人員を一括して、財団法人城北労働・福祉センターに要請する。

(ウ) 区（区民部）は、労務確保の通報受理後、労働者輸送等の配車措置を行い、待
機場所において引渡しを受ける。

作業終了後は、待機所または適宜交通機関までの労働者の輸送について協力する。

(エ) 労働者の賃金は、区（政策経営部）があらかじめ予算措置を講じ、就労現場で、
作業終了後直ちに支払う。

(2) 区（各部）は、労力を必要とするときは、請求書（資料編震災編 第29「労働者供
給請求書様式」P.72）により、総務部長に要請する。

第6節 輸送車両の調達

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部)	(1)車両・舟艇の調達、配分 (2)独自に調達計画を立てる。所要車両が調達不能になった場合は、都(財務局)へ調達あっ旋を要請
都(財務局)	(1)物資等の輸送に必要な車両を調達
都(交通局、水道局、下水道局) 警視庁 東京消防庁	(1)独自に輸送手段の調達計画を立てる。
関東運輸局	(1)都(財務局)の要請に基づき、車両の調達あっ旋を行う。

第2 詳細な取組内容

《区(総務部、区民部)》

車両・舟艇等の調達・配分

- 区(総務部)は、災害応急対策活動に必要な人材、車両・舟艇等の調達、配分を行う。ただし、発災後72時間は、物流による道路混雑等で救出・救助活動に支障が出ないように十分注意する。

【車両・舟艇等の調達・配分主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区(総務部)	(1)人材、資器材等の調達・配分計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)調達・配分担当
支援機関	区(区民部)	(1)人材、資器材等の輸送
	日本通運株式会社 東京東支店	
	東京都トラック協会 足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立区商店街振興組合連合会	
	足立貨物運送事業協同組合 ボランティア	

(1) 車両

ア 必要な車両は、区保有車と緊急輸送業務に関する協定に基づき、東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部・足立貨物運送事業協同組合より調達する。また、自動車販売会社、レンタカー会社等の民間からも調達する。

イ 区の所要車両が調達不能になった場合、都(財務局)へ調達あっ旋を要請する。

第4章 被災者等に対する応急対策

第6節 輸送車両の調達／第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

ウ 輸送する内容に関し、次のように優先度を設ける。

- (ア) 消防、救出、医療活動
- (イ) 避難者等の輸送
- (ウ) 遺体の搬送
- (エ) 災害対策関係の資材、人員輸送
- (オ) 食料、飲料水、日用品等の物資輸送
- (カ) 復旧用資材、人員輸送
- (キ) その他

エ 区（各部）において車両を必要とするときは、請求書（資料編震災編 第28「車両調達請求書様式」P.71）により、車種、引渡場所、日時を明示のうえ、総務部長に請求する。

（注）災害時に交通規制が実施されたときは、最寄りの警察署から緊急車両の指定を受け、災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章のマークを掲示して運行すること。

(2) 舟艇

ア 舟艇調達・配分については、区所有舟艇及び都からの受託舟艇により行う。また、民間からの調達も可能な限り行う。

【舟艇の保有数】

ローボート 36 艇（内訳：区所有 30 艇、都よりの受託 6 艇）

《東京消防庁》

- 1 東京消防庁は、資器材、舟車等、応急活動対策活動時に調達可能なものについては、それぞれの権限を有する者と協議し、迅速円滑な調達を行う。

第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部、都市建設部）	(1) 備蓄物資の輸送 (2) 救援物資の輸送 (3) 物資集積所、地域内輸送拠点や防災倉庫での物資管理 (4) 物資の受領・仕分け・配分 (5) 輸送拠点の管理運営
区（関係部）	(1) 都（都災害対策本部）との連絡調整 (2) 他自治体との連絡調整
都（本部）	(1) 国（現地対策本部）、他道府県との連絡調整 (2) あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資調達を要請 (3) 広域輸送基地の開設 (4) 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等

第4章 被災者等に対する応急対策
第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局、 港湾局）	(1) 広域輸送基地の開設 (2) 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷捌き等作業 (3) 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、都市建設部）》

- 1 情報収集指令室は、都（都災害対策本部）及び他自治体との連絡調整を行い、区（総務部）は支援物資等について、食料・生活必需品等の供給体制に準じた配分等の計画を立てる。
- 2 避難所等における救援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行う。
- 3 区（区民部）は、備蓄倉庫及び物資集積所から避難所等への輸送を、東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部、足立貨物運送事業協同組合、ボランティア等の協力を得て行う。

【輸送の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1) 人材、資器材等の調達・配分計画 (2) 管理・運営統轄 (3) 連絡調整 (4) 調達・配分担当
支援機関	区（区民部）	(1) 物資輸送
	東京都トラック協会足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立貨物運送事業協同組合	
	都災害対策本部	(1) 大量避難者の輸送
	ボランティア	(1) 物資輸送支援

(1) 備蓄物資の輸送

ア 区（区民部）は、区（総務部）の配分計画により、備蓄物資を輸送する。

(2) 救援物資の輸送

ア 救援物資については、原則として、個人等からの個々の救援物資は受け付けない。
企業・団体からの救援物資については、品目、数量がまとまっており、必要と認められるものについて受け付けを行い、区内への輸送を依頼する。

イ 集積所における物資の受入れ・配送

(ア) 区（区民部）は、物資を受領し、仕分け・配送を行う。

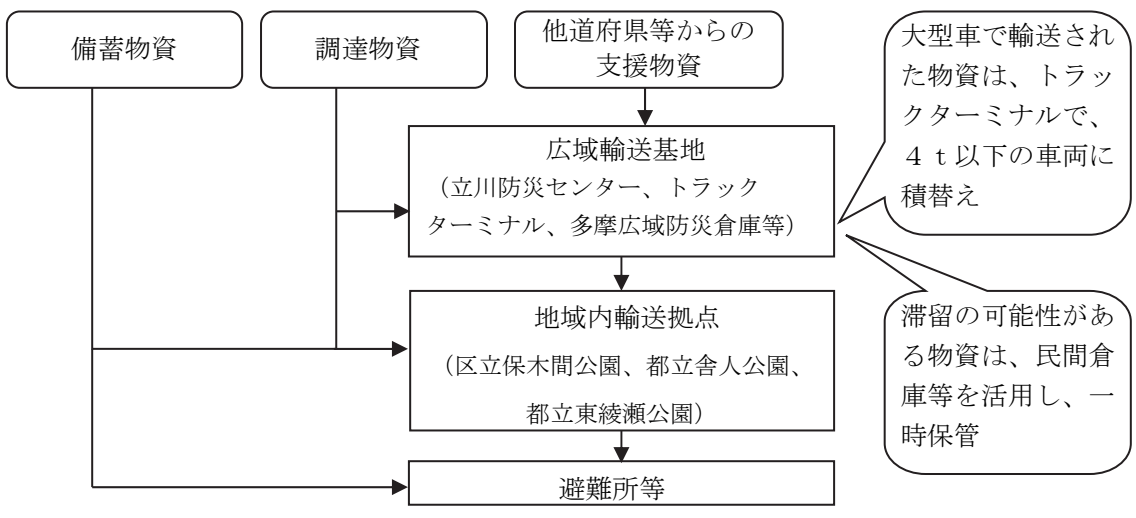
ウ 避難所等への輸送

(ア) 配送先：区指定避難所等

(イ) 区（区民部）は、配送先を指示し、輸送車に直接配送させる。その際、地理案内が必要な場合は、案内を行う。

第4章 被災者等に対する応急対策
第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

【陸上搬送概念図】



(3) 都調達物資輸送の考え方

ア 調達時のオペレーション等

(ア) 都は、災害時において、物資の調達、保管、搬送等物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは都庁各局、関係団体、事業者等で構成し、道路の被災状況等の情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。

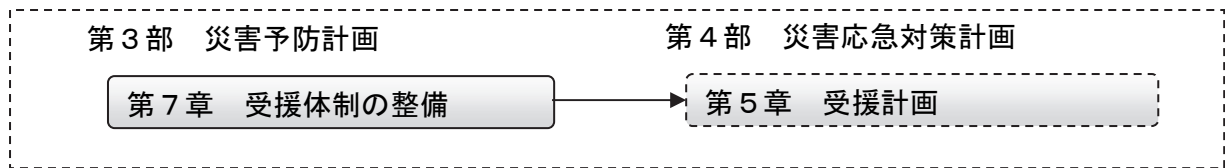
イ 調達物資の輸送

(ア) 調達した食料及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、区が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
(イ) 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

ウ 他道府県等からの応援物資の輸送

(ア) 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都が運送事業者等の協力を得て区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
(イ) 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

第5章 受援計画



第1節 受援体制

区は、受援に係わる発動基準、受援体制、活動手順（連絡・要請、受入、受入・調整）について定める。

第1 受援体制

1 受援計画の発動の基準

災害対策本部長は、以下の場合において、受援計画を発動する。

- (1) 災害対策本部が、区内で相当の被害が発生、または発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると判断した場合
- (2) 各部が、所管の業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
- (3) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合

2 本部体制

- (1) 受援活動の拠点を、災害対策本部長室に設置する。名称は受援対策本部とする。
- (2) 受援対策本部の構成及び職務代行の方針は災害対策本部に準じる。
- (3) 情報収集指令室の受援班は、応援側からの受入れ調整、受援状況の管理など、受援に係わる事務を担う。
- (4) 各部は、受援ニーズに関する状況把握・取りまとめを行い、情報収集指令室（受援班）に報告する。

第5章 受援計画

第1節 受援体制

第2 受援活動の流れ

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1)受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置
区（危機管理部 [情報収集指令 室]、総務部）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめ (2)応援資源の調達・管理 (3)庁内調整 (4)調整会議の開催 (5)応援の要請 (6)先遣隊等の受入 (7)応援部隊との連絡調整 (8)応援部隊の待機場所等の確保 (9)関係機関相互の連携
区（各部）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめ (2)協定先等との連絡調整 (3)応援資源の調達・管理 (4)情報収集指令室への報告、応援要請（受援シートの作成、提出） (5)調整会議への参加 (6)応援職員への支援 (7)関係機関相互の連携

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

(1) 災害対策本部長室に受援対策本部を設置する。

《区（危機管理部[情報収集指令室]、総務部）》

(1) 受援に関する状況把握・取りまとめ

ア 庁内における人的・物的資源ニーズの取りまとめを行う。

イ 庁内における人的・物的応援の受入れ状況の取りまとめを行う。

(2) 資源の調達・管理

ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況の分析をもとに資源の過不足の整理を行う。

イ 被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。

ウ 応援受援管理台帳票に基づく資源管理を行う。

(3) 庁内調整

ア (1)で取りまとめた結果について、庁内の各部の受援窓口と共有する。

イ 庁内での調整の必要性を検討する。

(4) 調整会議の開催

ア 必要に応じて各部の受援窓口が参加する調整会議を開催・運営する。

- イ 必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。
- (5) 災害対策本部、各部署が協定等に基づき応援要請を実施する。
- (6) 他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊も含む）への対応を実施する。
- (7) 応援部隊への受援本部の指示の伝達、応援部隊の活動の報告等を実施する。
- (8) 応援部隊が円滑に活動できるような環境整備（待機場所の確保等）に努める。
- (9) 災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。

【応援受援管理帳票】

応援・受援の人的資源・物的資源を管理するため、応援受援管理帳票を作成する。

また、応援受援管理帳票は、電子データとして管理し、入力に際しての注意事項を関係者で共有する（資料編震災編 第66「応援受援管理帳」P.208）。

《区（各部）》

- (1) 受援に関する状況把握
 - ア 業務における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。
 - イ 業務における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。
- (2) 応援要請、協定先との連絡調整を実施する。業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各部が受援活動を実施する場合、情報収集指令室（受援班）に活動内容を報告する。
- (3) 資源の調達・管理
 - ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - イ 業務担当班・課の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
 - ウ 業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。
 - エ 受援シート（資料編震災編 第67「受援関連様式例」P.211）を作成し、情報収集指令室（受援班）へ報告するとともに、配置の計画を行う。
- (4) (1) で取りまとめた結果を、情報収集指令室（受援班）へ報告する。
- (5) 情報収集指令室（受援班）が実施する調整会議に参加する。
- (6) 応援職員への支援
 - ア 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。
 - イ 情報収集指令室（受援班）と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。
- (7) 災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。

第5章 受援計画

第1節 受援体制

第3 連絡・要請体制

1 連絡・要請の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]）	(1) 応援機関の受入活動の実施
区（各部）	(1) 区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡

(2) 詳細な取組内容

《区（危機管理部[情報収集指令室]）》

ア 受援班は、各部からの報告を集約し、受援対策本部（災害対策本部本部長室）へ報告する。また、本部からの指示を各機関へ伝達する。

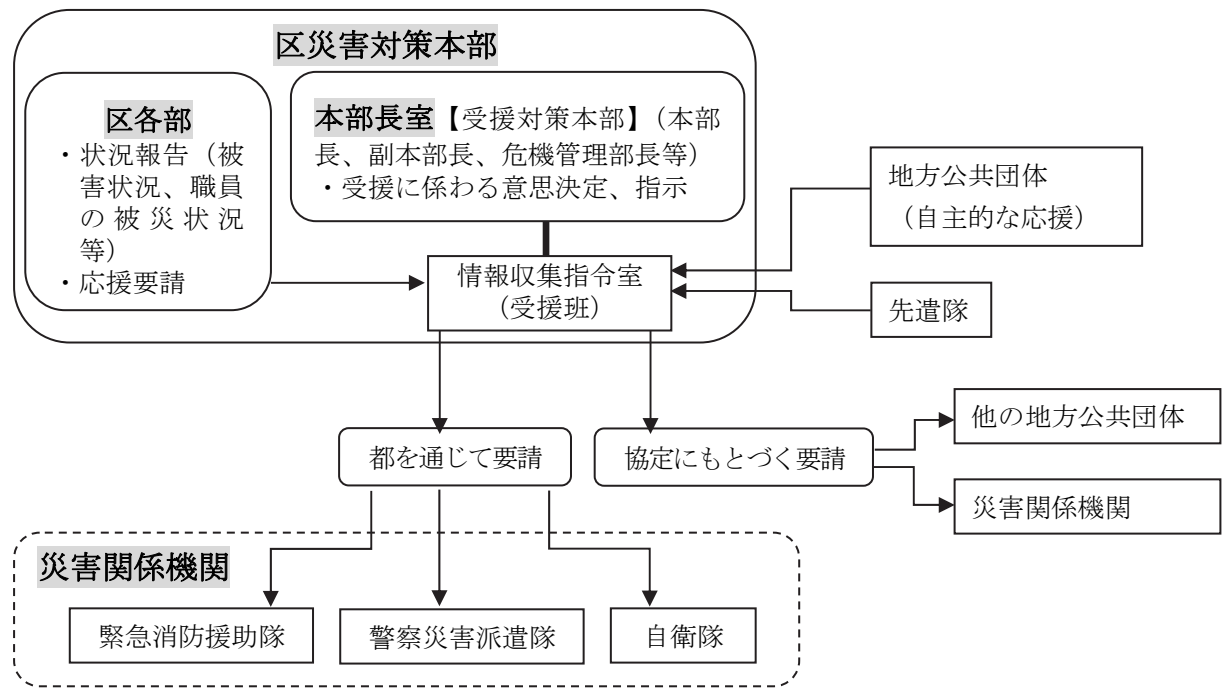
イ 会議、引き継ぎ等により、応援側と受援側の情報共有を確立する。

《区各部》

ア 区各部は、協定先への応援要請を実施し、適宜受援班へ状況を報告する。

イ 区各部は、各部署が収集した被害状況及び職員の被害状況等を受援班に報告する。

【応援要請の流れ】



第4 受入・連絡調整

1 受入活動

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）	(1)受入対応の実施（受付） (2)関係機関との連絡調整

(2) 詳細な取組内容

≪区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部≫

ア 受援班は、応援隊を受入れるときに、団体名、氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿リストを作成する（資料編震災編 第68「応援職員等名簿」P.212）。

イ 業務ごとの個々の協定や応援制度に基づき、担当する各部が応援隊を受入れる場合、名簿リストを作成し、受援班に報告する。

ウ 各部は、応援隊の業務状況を受援班に報告する。

エ 受援班は、各部の報告に基づき、受入に関する情報を集約する。また、応援隊による業務の実施状況について、受援対策本部長に報告する。

オ 受援班は、各部の報告及び応援機関の応援情報に基づき、受入調整を実施する。また、必要に応じ、応援隊の追加要請や業務内容の変更を検討する。

カ 業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。

キ 自治体以外の応援主体である社会福祉協議会、区内や区外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置する。

第2節 その他の自治体からの受援

区は、応援協定自治体以外については、国や都、ないしは自治体に直接支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 計画の方針

区は、相互応援協定を締結している自治体のほか、災害対策基本法第67条、地方自治法第252条の17により、他の市町村に応援を求める。

第2 災害時の受援（災害対策本部）

1 初動

応援協定自治体以外における災害時の応援派遣は、基本的に国や都、または自治体からの直接の支援要請に基づいて行う。

2 受入体制の整備

(1) 応援を受ける際は、宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等、活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。

(2) 受入体制の整備として挙げられるものは以下のとおり。

第5章 受援計画

第2節 その他自治体からの受援／第3節 都への応援要請

- ア 各部長及び各機関の長は、応援者の活動計画、活動拠点を定める。
- イ 災害対策本部長は、応援者の宿泊地を決定する。
- ウ 各部長は、応援者のために地理案内に必要な要員を派遣する。要員が不足する場合は、ボランティアの協力を得る。
- エ 各部署は、派遣職員が短期間で入れ替わることも想定し、業務の継続性を確保するための、引継の方法や業務の体制に留意する。

3 経費の負担

他の区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

第3節 都への応援要請

区は、都に支援を要請する際は、下記の必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。

第1 都への応援要請（災害対策本部）

1 計画の方針

区長は、知事に応援または応援のあっ旋を求める等、災害対策に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、または災害応急対策の実施を要請された知事は、正当な理由がない限り、応援または災害応急対策の実施を拒んではならない。

知事は、災害を受けた区が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、または防災機関の応援をあっ旋する。

区長が知事に応援または応援のあっ旋を求める場合、都（総務局総合防災部防災対策課）に対し、まず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

応援要請の際の必要な手続きは下記のとおり。

(1) 災害救助法の適用の要領

- ア 災害発生の時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既に行った救助措置、また、行おうとする救助措置
- カ その他必要事項

(2) り災者の他地区への移送要請の要領

- ア 移送を要請する理由
- イ 移送を必要とするり災者の数
- ウ 希望する移送先
- エ り災者の収容に要する期間
- オ その他必要事項

(3) 都各機関への応援要請または応急措置実施要請の要領

- ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- イ 応援を希望する物資、機材、機械、器具等の品名及び数量

第5章 受援計画

第3節 都への応援要請／第4節 防災関係機関との連携

- ウ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- エ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- オ その他必要事項

(4) 日本放送協会及び民間放送局に放送を要請する要領

- ア 放送要請事項
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。

第4節 防災関係機関との連携

区は、防災関係機関に支援を要請する際は、以下の必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。

第1 防災関係機関との連携

1 計画の方針

区は、防災関係機関の長または代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。

各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。

- (1) 各機関の協力業務の内容は、第1部第2章第6節「区及び防災関係機関の役割」(P. 7)に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
- (2) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を調える。
- (3) 都総務局は、各機関の間にあつて相互協力のあつ旋をする。

第2 警察災害派遣隊への派遣要請（東京都公安委員会）

1 計画の方針

都が行う警察災害派遣隊への派遣要請については以下のとおり。

- (1) 大規模な災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。
- (2) 前項により東京都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求を行おうとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。
- (3) 東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁または道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理のもとに、職権を行うことができる。

第5章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携

第3 緊急消防援助隊に対する応援

1 計画の方針

都が行う緊急消防援助隊への派遣要請については以下のとおり。

(1) 消防総監等は、大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2) 知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

※ 消防総監等とは、消防総監（東京消防庁が管轄する区域）、市長（稲城市）及び町村長（島しょ地域）を指す。

【消防相互応援協力】

項目	内容
協力体制	(1)地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手続	(1)消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 (2)緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応が取れないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受援に係わる体制の整備	(1)緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係わる体制を整備する。 ア 指揮、連絡体制の整備 イ 燃料、食料等の補給体制の整備 ウ 受入れ体制・施設の整備 エ 応援航空機の活動拠点の整備

第4 自衛隊への災害派遣要請（災害対策本部）

1 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害対策本部長（区長）は、地震災害が発生し、区内の防災関係機関による対応のみでは人命または財産の保護が十分にできないと判断した場合には、知事（総務局総合防災部防災対策課）に対して電話または口頭で自衛隊の派遣を要請し、事後、速やかに所定の手続きをとる。

(2) 知事に自衛隊の派遣の要請をする場合には、可能な限り以下の事項を明らかにする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する地域及び活動内容

第5章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携

- エ 活動拠点となる場所の候補、その他参考になる事項
- (3) 上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。
 - (4) 災害対策本部長（区長）は、知事に対して連絡が不能である場合等災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。
 - (5) 災害対策本部長（区長）は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。
 - (6) 災害派遣の対象となる事態が発生し、災害対策本部長（区長）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話または口頭をもって知事（総務局総合防災部防災対策課）に依頼する。
 - (7) 知事の派遣要請または自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

第5 自衛隊との連絡

- 1 自衛隊との連絡については、都または自衛隊の本部派遣員を通じて行うこととする。

第6 災害派遣部隊の受入体制（災害対策本部）

1 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 災害対策本部長（区長）は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- (2) 知事及び災害対策本部長（区長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都の域内を担当する組織	(1)陸上自衛隊 第1師団司令部 災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 (2)海上自衛隊 横須賀地方総監部 (3)航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	(1)車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	(1)避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索援助	(1)行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	(1)堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

第5章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携

区 分	活 動 内 容
消火活動	(1)火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路または水路の障害物除去	(1)道路若しくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	(1)被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	(1)緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	(1)被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	(1)「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	(1)能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1)その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2)災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

※ 実施内容は、災害の様相や要請内容によって異なる。

第5節 民間団体との協力

区は、応援協定を締結している民間団体等に支援を要請する際は、協定に基づく手続きに努め、迅速な受入を可能とする。

第1 民間協定機関からの支援（各部）

1 計画の方針

区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する（資料編 第74「協定・連絡先一覧」P.254）。

第2 区民と地域からの協力（地域のちから推進部）

1 計画の方針

区は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対して、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、区地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

2 防災組織からの支援

機 関 名	支 援 内 容
防災区民組織 (町会・自治会 等)	(1)避難誘導、避難所収容業務等に関すること。 (2)被災者に対する炊き出し、救護物資の配付等に関すること。 (3)被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関するこ と。 (4)避難所運営会議への参加
避難所運営会議	(1)避難所の運営管理に関すること。

第6節 ボランティアの受入

区は、足立区災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 ボランティア受入体制の確立

区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備する。

【災害ボランティアの種類】

種 類	内 容
一般ボランティア	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う者
専門ボランティア	専門的な資格・知識を必要とする被災者ニーズへの支援活動を希望する者

第5章 受援計画

第6節 ボランティアの受入

1 設置場所

区災害ボランティアセンターは、災害による損害や二次災害のおそれの少ない施設の中から、可能な限り、以下に示す基準で確保する。また、災害の規模や建物の被害状況、区災害ボランティアセンターの運営に必要な機能確保等のため、分散して設置することがある。

- (1) できるだけ本庁舎近くで確保を検討すること。
- (2) 交通の便が確保されていること。
- (3) ある程度の期間利用が可能であること。
- (4) 事務スペース、打合せスペース、広い駐車場があること。

2 ボランティアの受入

- (1) 遠方からの申し入れに関しては、宿泊・食事等自立したボランティア活動が可能な諸団体からのものを優先して受入れる。
- (2) 事前に登録された専門ボランティアに関しては、専門領域ごとに、受入れ窓口を設置して、必要となる業務に応じて受入れを図る。

3 足立区災害ボランティアセンターによる支援

足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。

- (1) 派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与
- (2) ボランティア活動に必要な情報と資器材の提供
- (3) ボランティア活動終了者に対する参加証の交付

4 活動に必要な資機材

災害ボランティアセンターの運営にかかる資機材は、改訂足立区災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき備蓄する。災害時に資機材の不足が生じた場合は、区が協定先等から調達し、災害ボランティアセンターに提供する。また、ボランティアの受付開始など段階ごとに必要となる資機材については、改訂足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル（各班ごとに必要な資機材のリスト）を活用する。

5 災害対策本部との連携

足立区災害ボランティアセンターは、必要に応じ職員を情報収集指令室へ派遣し、受援対策本部と総合調整等を行う。

6 国による支援

自然災害の頻発・激甚化により、ボランティア活動が活発化し、災害ボランティアセンターの負担が増えている。このため、災害ボランティアセンターの職員の人件費など、一部費用は、災害救助法の国庫負担の対象となる。

第7節 医療救援の支援受入

区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係わる応援隊の受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 医療体制の確立

大規模災害発生時には、医師や看護師等の人的資源や、病床等の物的資源が不足するため、限られた医療資源を最大限活用できるよう、災害時の医療体制の整備を行う必要がある。

東京都及び都内各区市町村では、限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、それぞれ災害医療コーディネーターを設置し、各コーディネーターを中心とする情報連絡体制に基づき、医療資源の配分や負傷者の受入先の確保と搬送、並びに他の自治体等からの民間の医療機関の受入等の調整を行う。なお、区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は、区（医療部）で行う。

- 1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成等医療救護活動体制について、足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会及び東京都柔道整復師会足立支部等と協議し、連絡体制を強化する。
- 2 災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近接地等、区があらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- 3 緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

第2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、関係機関との協定等を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

- 1 足立区薬剤師会等関係機関との連携・協力体制を整備する。
- 2 足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会等と協議のうえ、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 3 足立区薬剤師会と連携して、災害薬事センター（医薬品の集積場所）の設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、センター長や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議する。卸売販売業者は、協定に基づき、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ優先的に納品する。
- 4 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長は足立区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は足立区薬剤師会と区が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターのセンター長は、その他の災害薬事センターを統括する）。

第1部
総則

第5章 受援計画
第7節 医療救援の支援受入

第2部
防災に関する組織と活動内容

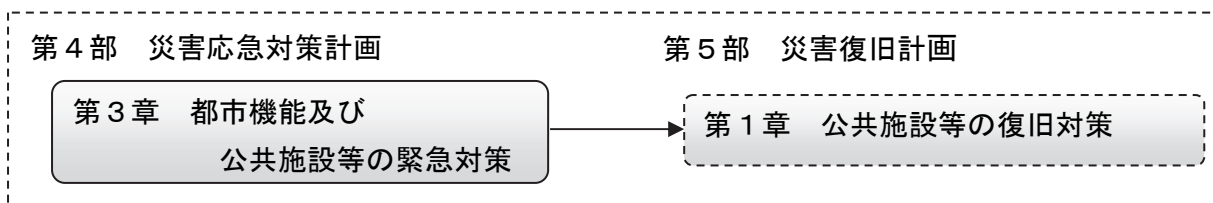
第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第5部 災害復旧計画

第1章 公共施設等の復旧対策



第1節 対策の方針

災害が発生した場合、各公共施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のため、復旧措置を講じる。

第2節 道路、橋梁

第1 対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	（1）区道上の障害物除去及び応急復旧の実施
都（建設局）	（1）道路の被災箇所、被害がある箇所の復旧 （2）都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
関東地方整備局	（1）応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
首都高速道路株式会社	（1）災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る

第2 詳細な取組内容

《都（建設局）》 《関東地方整備局》

- 1 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

《首都高速道路株式会社》

- 1 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- 2 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第3節 河川、水路、排水溝

第1 対策内容と役割分担

洪水等により河川管理施設が被害を受けたときは、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

- 1 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	（1）区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策

第1章 公共施設等の復旧対策
第3節 河川、水路、排水溝

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的な巡視と、被害箇所の都への報告とともに必要な措置の実施
都（建設局）	(1)破損等の被害を受けた場合の復旧対策 (2)江東地区の河川を始めとした23区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援する
都（下水道局）	(1)管路、水再生センター、ポンプ所等の排水施設の復旧対策
関東地方整備局	(1)区及び都等の行う応急対策に対し、要請に応じて支援

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- 1 排水場施設等に被害が生じた場合は、直ちに国等に報告し、復旧対策を実施するとともに、必要に応じ移動排水ポンプ車の派遣を求める。
- 2 区内河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

《都（建設局）》

- 1 破損等の被害を受けた場合は特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的助言を行う。
- 2 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 3 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- 4 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

《都（下水道局）》

- 1 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区（関係部）及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- 2 復旧活動にあたっては、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

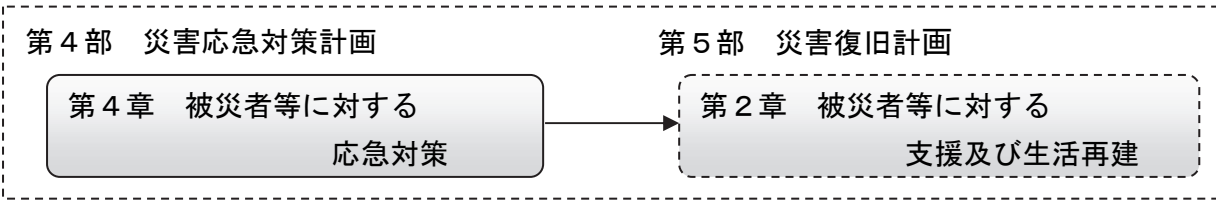
《関東地方整備局》

- 1 破損等の被害を受けた場合は特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- 2 都及び区等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。
- 3 緊急に復旧すべき施設は、以下のとおり。
 - (1) 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

- (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで流水の疎通または船舶の航行を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床止、水門、樋門、樋管、天然河岸の全壊または決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- (6) 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第1節 臨時災害相談所の設置

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建



第1節 臨時災害相談所の設置

第1 対策内容と役割分担

区及び区内各防災関係機関は相互に連携し、災害により被災した住民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、災害規模が大きく長期に及ぶ場合は、臨時の災害相談窓口を設け、被災者等に対するきめ細かな相談業務の充実に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、各部）	(1)臨時災害相談所の設置 (2)各種相談窓口の仕分け・案内 (3)各部及び関係機関による各種相談
警視庁	(1)警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁	(1)消防相談所を設置し、各種相談及び指導等を実施 (2)区が実施する発行窓口業務において、火災のり災証明書申請者への説明対応等について支援を行う。

第2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、各部）》

- 1 区（政策経営部、各部）及び区内防災機関は、相互に連携して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期の解決に努める。
- 2 区（政策経営部）は、各種相談の仕分け及び案内を行い、専門的な相談については、各部から相談員を動員し、臨時災害相談所を設置する。
- 3 臨時災害相談所の設置場所は、区役所及び区民事務所、避難所等の中から、できるだけ被災者が集まりやすい場所とし、災害規模や被災現地の状況等を勘案しながら、災害対策本部長が決定する。
- 4 臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害規模や被災現地の状況等を勘案しながら、災害対策本部長が決定するが、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐または専門員との電話相談により、各種相談に応じる。
- 5 臨時災害相談所においては、直接面談による相談に応じるとともに、被災者の疎開先からの郵便、電気・通信が回復した後は、電話、ファクシミリ、電子メール等による相談や要望に対しても応じる。
- 6 被災者の多くの要望に応えるため、災害対策本部長はNTT東日本に対し、避難所に臨時公衆電話を設置するよう要請する。

- 7 り災証明発行時に確定した情報をもとに、被災者台帳を構築する。
- 8 相談業務の内容は以下のとおり。
 - (1) 各種相談窓口の仕分け・案内
 - (2) 行方不明者の捜索・安否受付
 - (3) り災証明の発行及び苦情受付
 - (4) 被災住宅の修理及び応急仮設住宅等のあつ旋に関すること。
 - (5) がれき処理の受付
 - (6) 各種融資、税関係
 - (7) 女性相談
 - (8) その他被災生活全般

【臨時災害相談所の設置】

	機 関 名	対 策 内 容
主 担 当	区（政策経営部）	(1) 臨時災害相談所の企画・運営
支 援 機 関	区（各部）	(1) 相談業務
	区内防災機関	

《警視庁》

- 1 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

《東京消防庁》

- 1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。
- 2 出火防止として、次のような指導を行う。
 - (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧における出火防止対策の徹底
 - (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化
 - (4) 区が実施する発行窓口業務における、火災り災証明書の申請者に対する説明等の支援

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第2節 り災証明

第2節 り災証明

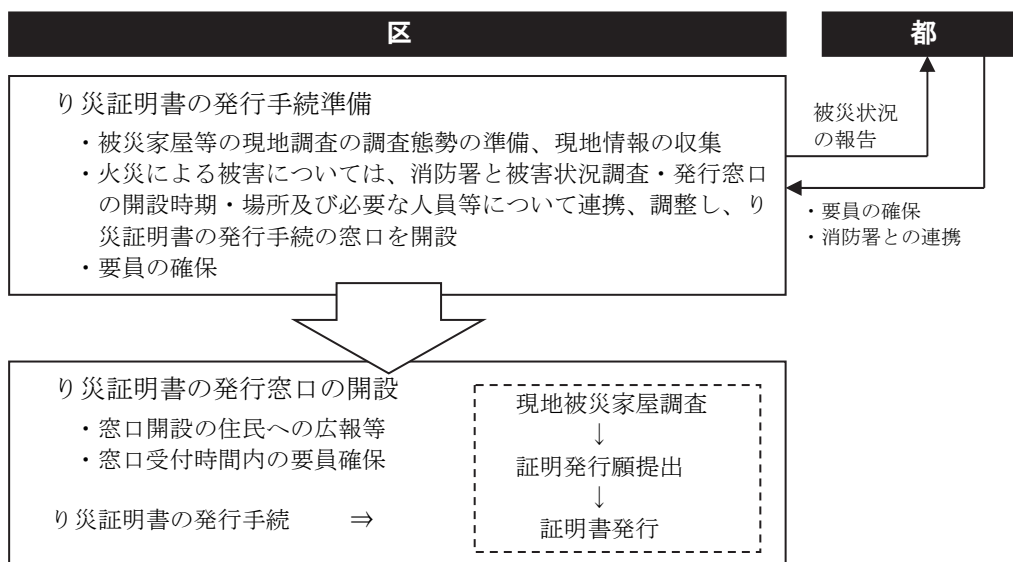
第1 対策内容と役割分担

住宅の応急修理、住宅の供給、り災証明発行等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。り災証明は、災害による被災世帯に対し、区、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、地域のちから推進部）	(1)住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 (2)被災者台帳の統括 (3)倒壊家屋の調査の実施 (4)倒壊家屋のり災証明の発行
都	(1)区で行う調査への職員の応援体制を整備 (2)必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援
東京消防庁	(1)風水害が原因で発生した火災による被害状況調査体制の充実 (2)発行者である区との協定締結や事前協議による風水害が原因で発生した火災のり災証明の発行手続の支援を実施

第2 業務手順

【り災証明書発行の流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、地域のちから推進部）、東京消防庁》

1 被害事実の調査

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法等を定める。
- (2) 東京消防庁と区は協定締結や事前協議等を行い、風水害が原因で発生した火災のり災証明の発行手続の支援を実施

災証明書発行に係る連絡体制を確立する。

- (3) 災害現場に立ち入れない状況において、明らかな全壊、半壊などの認定はドローンで確認することができる。
- (4) 区（情報収集指令室）は住家被害認定調査結果について、都本部へ報告する。
- (5) 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- (6) 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び区内の関係部署と共有したうえで、住家被害認定調査を実施する。
- (7) 住家被害認定調査には特に多くの職員の動員が必要になると考えられるため、区災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。
- (8) 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

2 被災者台帳の作成・保管

- (1) 区（地域のちから推進部）は、それぞれの調査結果に基づき「被災者台帳」を作成保管する。

3 証明

- (1) 証明の対象：「り災証明書」の対象は、住家とする。非住家や動産等に対する被害の証明については、原則として被災者からの届出に基づき「被災届出証明書」により対応する。
- (2) 証明の区分：証明の区分は、以下の5区分を基本とする。
 - ア 全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

4 証明者

- (1) 災害対策基本法第90条の2に基づき、証明者は区長とする。

5 発行手続

- (1) り災証明書の申請受付及び交付：り災証明書の申請受付及び交付は、あらかじめ区と消防署が協議し、対象地域、受付時間等を定めて、区民に広報等で周知のうえ、指定した公共施設で行う。

（資料編震災編 第60「足立区発行り災証明交付申請書」P.202）

(2) り災証明書発行手順

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、以下の手順でり災証明書を発行する。

- ア 本人確認、住民基本台帳情報等に基づき、被災者情報を確認する。
- イ 住家被害認定調査・調査済証、家屋課税台帳等に基づき、家屋情報を確認する。
- ウ 住家被害認定調査結果を被災者に示し、被災者本人の同意を確認する。
- エ り災証明書を交付する。
- オ 調査結果に同意が得られない被災者に対して、第2次調査要望の有無を確認し、第2次調査の申込を受け付ける。

6 手数料

- (1) 手数料は無料とする。

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第2節 被災証明／第3節 義援金・義援品の受領・配分

7 被災証明書様式

- (1) 被災証明書は、物件居住者用と物件所有者用の様式を用いる。
 (資料編震災編 第61、第62「足立区発行被災証明書」P.203～204)

第3節 義援金・義援品の受領・配分

第1 対策内容と役割分担

義援金品の募集から受付、一次保管から配分まで事前に定めた内容により、迅速・適切に対応する。

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室)	<p>1 義援金の募集・受付 区の受付窓口は、地域のちから推進部とし、受付場所は指定箇所とする。また、振込みによるものも受け付ける。</p> <p>2 義援金の配分・受入れ (1)受け付けの後、義援金品受領書を寄託者に発行する。 (2)受け付けた義援金は預金保管する。 (3)都を通じて配分された義援金については、東京都義援金配分委員会(以下、都委員会という。)の配分計画に基づき受け入れ、被災者への配分計画を策定する。</p> <p>3 義援金の配付 (1)都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に配布する。 (2)被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。</p> <p>4 義援品の募集・受け入れ・配布 (1)募集は総務部が行い、区民部が備蓄倉庫及び集積所等の指定箇所を受け入れる。総務部が配分等の計画をたて、区民部が関係機関と連携して配布する。</p>
都(福祉保健局)	<p>1 都委員会の設置 (1)義援金の募集を決定次第、あらかじめ選定された委員により、都本部に都委員会を設置する。</p> <p>2 義援金の管理 (1)都(福祉保健局)は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、「預り金」として都委員会が指定する方法で管理する。</p> <p>3 義援金の配分 (1)都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 イ 義援金の受付・配分に係わる広報活動 ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (2)義援金の送付 決定した配分計画に基づき義援金を、区に送金する。</p>

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	4 義援金の広報 (1)義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、HPに掲載する等により、広く周知を図る。
日本赤十字社	(1)受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。 (2)義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室）》

【義援金】

- 1 義援金は、都、区及び日本赤十字社が受け付ける。区が受け付けた義援金は、都委員会に報告するものとし、都委員会に送付、または指定する口座に送金する。ただし、寄託者が用途を明確にしたものについてはこの限りではない。
- 2 区の受付窓口は地域のちから推進部とし、受付場所は指定箇所とする。また、会計管理室と連携して区長名の口座を開設し、振込みによるものも受け付ける。
- 3 都委員会へ送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
- 4 受付状況について、都委員会へ報告を行う。
- 5 地域のちから推進部長は、都委員会から配分される義援金を受入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。また、送金された義援金は預金保管をする。
- 6 地域のちから推進部は、都委員会が策定した配分計画等を踏まえて、被災世帯に対し義援金（見舞金・激励金等）の配付を行う（資料編震災編 第65「兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の義援金配分計画」P.207）。この際、配付にあたっては、区長名をもって行う。
- 7 配付状況については、都委員会に報告する。

【義援品】

- 1 被害の状況等を勘案し、必要な物資（義援品）について総務部が募集し、区民部が集積所及び備蓄倉庫等指定場所で受け付ける。ただし、原則として個人からの義援品は受け付けない。
- 2 受領した義援品の保管は、区民部が区の備蓄倉庫または集積地に保管する。ただし、災害の状況によっては、別途保管場所を定めて保管する。
- 3 義援品及び救援物資の配分は、第4部第4章第7節「備蓄・物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分」（P.186）に準拠して行う。

【義援金品共通】

- 1 義援金品の受領については、義援金品受領書（資料編震災編 第63「義援金品受領書様式」P.205）を寄託者に発行する。ただし、口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって、受領書に代えることができる。

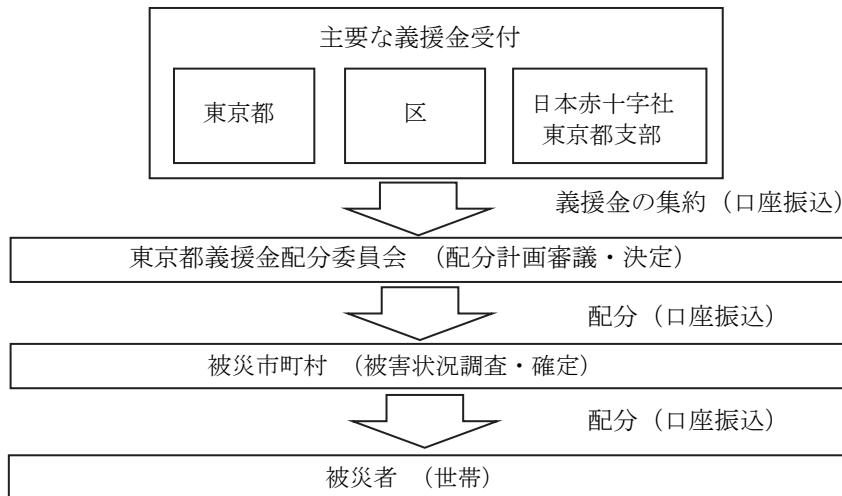
第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第3節 義援金・義援品の受領・配分／第4節 応急仮設住宅の供給

《日本赤十字社》

- 1 日本赤十字社東京都支部の担当課、都内日本赤十字社施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。
- 2 災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。
- 3 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

【義援金受付・配分の流れ】



第4節 応急仮設住宅の供給

第1 対策内容と役割分担

都（住宅政策本部）は、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

区は建設用地の協議や入居手続の統括等により都と連携する。

機 関 名	対 策 内 容
都（住宅政策本部）	(1) 応急仮設住宅の確保、あつ旋及び建設 (2) 被災住宅の応急修理
区（都市建設部、施設 営繕部、産業経済部）	(1) 応急仮設住宅用地計画
区（都市建設部）	(1) 入居手続統括 (2) 住宅管理全般 (3) 被災住宅の手続
区（地域のちから推 進部）	(1) 申請受付の支援
ボランティア	(1) 生活相談員

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部、施設営繕部、産業経済部）》

1 公的住宅の確保とあっ旋

(1) 災害救助法が適用され、かつ災害の規模が大きく、応急仮設住宅の建設が間に合わない場合、または被災者の生命の安全確保のため、緊急の必要性が生じた場合等、区（都市建設部）は、広域的な公的住宅を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。

ア 入居資格：原則として、建設する応急仮設住宅の入居資格により行う。

イ 入居者の募集・選定：原則として、建設する応急仮設住宅の入居者の募集、選定により行う。

(2) 都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き家の提供を求め、被災者に提供する。

2 民間賃貸住宅の供給

(1) 区（都市建設部）は、都が行う借上げによる民間賃貸住宅の提供に協力し、入居者の募集・選定及び入居者の管理を行う。区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。

ア 対象世帯：資力が無く、自力で応急住宅が確保できない世帯

イ 募集する住宅：都が、家主との間で賃貸借契約等の手続きを行い、借上げる。

ウ 借上げのために支出できる費用：家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額

エ 入居資格：原則として、建設する応急仮設住宅の入居資格により行う。

オ 入居者の募集・選定：原則として、建設する応急仮設住宅の入居者の募集、選定により行う。

カ 帳票の整備：応急仮設住宅の供給に伴い、区（都市建設部）は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

キ 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

3 建設する仮設住宅の供給

【建設する仮設住宅】

事 項	内 容
建設予定地の確保	<p>(1)区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。</p> <p>ア 接道及び用地の整備状況</p> <p>イ ライフラインの状況</p> <p>ウ 避難場所等の利用の有無</p> <p>(2)都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区へ報告を求める。</p> <p>(3)都は、区から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p>
建設地	(1)都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設にあたっては、

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第4節 応急仮設住宅の供給

事 項	内 容
	<p>二次災害の危険がないよう配慮する。</p> <p>(2)選定にあたり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。</p> <p>(3)都は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p>
構造及び規模等	<p>(1)平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</p> <p>(2)1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</p> <p>(3)1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。</p> <p>(4)都は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。</p>
建設工事	<p>(1)災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p>(2)都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。</p> <p>(3)必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p>(4)工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区等に委任する。</p> <p>(5)都は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</p>
その他	<p>(1)区は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。</p>

(1) 設置主体

- ア 災害救助法が適用された場合、都は、区の要請に基づき応急仮設住宅を設置する。
- イ 区（都市建設部）は、都の委任により、入居受付、入居者選定、入居者管理にあたる。
- ウ 区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。
- エ 区（施設営繕部、産業経済部）は、区（都市建設部）の活動の応援に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設需要予測・都への要請

- ア 災害対策本部長は、住家の全壊、全焼状況の概要を区（地域のちから推進部）に調査報告させる。
- イ 区（都市建設部）は、この報告をもとに、設置戸数を直ちに都災害対策本部長に要請する。

(3) 建設用地の選定

- ア 都は、区が予定している建設候補地の中から、災害の規模や被災地域の広がりやを考慮し、区（都市建設部）と協議のうえ、建設用地を決定する。
- イ 都は、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合等は、区市町村間の用地について調整を行う。

ウ 区（都市建設部）は、上記2項目によっても建設用地に不足を生じる場合は、災害対策本部を通じて、協定自治体及びJ Aスマイル等に用地提供を要請する。

エ 区（都市建設部）は、都に、応急仮設住宅建設予定地の最新状況について、災害対策課を通じて、年1回報告する。

（資料編震災編 第64「応急仮設住宅建設予定地一覧」P.206）

(4) 応急仮設住宅の規模

ア 応急仮設住宅の規模及び費用：一戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

(5) 着工時期：災害発生の日から20日以内とする。

(6) 住宅の種類：入居を希望する被災世帯の段階的入居を図るため、設置数の確保を優先するが、併せて区（都市建設部）は、都との協議により以下の点に配慮する。

ア 各応急仮設住宅団地に、必要に応じて集会施設等（ふれあいセンター・支援センター）を設ける。

イ 各応急仮設住宅等は、バリアフリーを基本に建築し、必要に応じて車椅子利用者世帯には洋室を設ける。

ウ 応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる要配慮者と一般世帯との適正な混住とし、入居者間のコミュニティづくりに配慮する。

(7) 入居資格：入居資格は、次の各号をすべて満たすほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊、または流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住居を確保できない者

エ 使用申し込みは1世帯1箇所限りとする。

(8) 入居申請

ア 区（都市建設部）は、区民事務所等の公共施設において、入居申請を受付ける。

イ 区（都市建設部）は、仮設住宅申請台帳を作成し、管理する。

(9) 入居者の募集・選定

ア 都は、入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割あてるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割あてに際しては、原則として区内の住宅を割あてるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。

イ 入居者の募集の実施は、区（都市建設部）が行う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区（都市建設部）が入居の選定を行う。

エ 応急仮設住宅の供給に伴い、区（都市建設部）は、入居者管理のため、必要な帳票を整備する。

オ 入居にあたっては、要配慮者と一般世帯との適正な混住となるよう配慮する。

(10) 管理及び入居期間

ア 単身高齢者世帯等には生活相談員を巡回させ、夜間においても連絡可能な設備を

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第4節 応急仮設住宅の供給／第5節 被災住宅の障害物除去及び応急修理

施す。

イ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣の定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

ウ 応急仮設住宅への被災者の入居は、住民票の異動として扱わないことができる。

第5節 被災住宅の障害物除去及び応急修理

第1 対策の方針

り災者が当面の日常生活を営むことができるようにするために、被災住宅の障害物の除去及び応急修理を行う。

第2 障害物の撤去計画

1 活動方針

住家に流れ込んだ土石、竹木等の障害物の除去は、災害救助法施行規則の定めるところにより、次の基準により早急に行う。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるとき。
- (2) 障害物が日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれたとき。
- (3) 自らの資力をもってしても、障害物を除去できないとき。
- (4) 原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けたものであるとき。

2 実施方法

- (1) 災害救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として、都市建設部が実施する。ただし、都市建設部のみで対応ができないと予測される場合は、震災対策編を準用する。
- (2) 災害救助法適用後は、前記(1)により、除去対象戸数及び所在を調査し、都(建設局)に報告する。都は、この報告に基づき、実施対象、実施順位、除去物の集積地を定め、実施する。

第3 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(都市建設部)	(1)被災住宅の障害物除去 (2)応急修理をする住宅の募集及び選定事務 (3)修理需要の予測をし、都に要請 (4)都のリストより、応急修理を行う業者を指定 (5)帳票の整備

第4 詳細な取組内容

《区(都市建設部)》

1 住宅の応急修理

- (1) 応急修理の目的：災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半焼または半壊し、自己の資力によっては応急修理のできない者等に対して、居室、トイレ、台所等、日常生活に欠くことのできない部分の必要最小限の応急修理を行う。住宅の

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第5節 被災住宅の障害物除去及び応急修理／第6節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

応急修理を実施した場合、区は、必要な帳票を整備する。

- (2) 実施主体：災害救助法が適用された場合、都は区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行う。都は、この協力をする。
- (3) 修理需要の予測、都への要請：災害対策本部長は、住家の半壊、半焼状況の概要を区（地域のちから推進部）に調査報告させる。区（都市建設部）は、この報告をもとに、修理戸数を直ちに都災害対策本部長に要請する。
- (4) 修理対象：災害救助法が適用された地域内において、住家が半壊し、または半焼し、自らの資力では応急修理ができないもの及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したもの。ただし、既に修理の終えた住家、公的住宅は除く。借家人については、家主が修復できず、そのままでは日常生活が困難な場合は、家主の同意があれば対象とする。
- (5) 対象者の調査及び選定：区による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区が募集・選定事務を行う。
- (6) 対象戸数：修理対象戸数は、知事が決定する。

2 応急修理の方法

- (1) 修理の基準：都が、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定する。修理は、日常生活に必要欠くことのできない居室、炊事場、トイレ等（書斎、子供部屋を除く）生活上欠くことのできない部分に対して、最小限の応急修理を行うものとし、災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理基準で行う。
- (2) 応急修理の方法：応急修理は、都が定める応急修理実施要綱により、区が行う。
- (3) 経費：1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。
- (4) 修理の期間：応急修理の期間は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。
- (5) 帳票の整備：住宅の応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

第6節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理

第1 対策内容と役割分担

復旧を円滑に実施するため、被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ、廃家電及び被災家屋等の解体・撤去に伴うがれきを処理する。なお、がれき、粗大ごみ、廃家電の処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（がれき部）	(1)災害対策本部の下に「がれき部」を設置 (2)区内の被災状況等を把握 (3)災害対策本部と連携し、「緊急仮置場」の開設及び管理運営 (4)がれき等の発生推定量を算出し、災害廃棄物処理方針・実行計画の

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第6節 がれき・粗大ごみ・廃家電の処理

機 関 名	対 策 内 容
	策定及び広報 (5)「粗大ごみ・廃家電仮置場」の開設及び管理運営 (6)被災家屋の解体・撤去申請の受付窓口の開設 (7)民間業者と解体・撤去の委託契約の締結 (8)「がれき仮置場」の開設及び管理運営 (9)有害物質の対応及び環境保全対策の実施 (10)車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請

第2 詳細な取組内容

《区（がれき部）》

- 1 がれきの処理にあたっては、最終処分量の削減を図るため、家屋の倒壊及び解体により発生するコンクリートがら、木くず、金属くず、その他可燃・不燃の種類に応じた分別・資源化及び適正処理を基本とする。
- 2 発災後の様々な情報を収集・整理し、基本的な区の方針を明らかにした災害廃棄物処方針及び実行計画を策定し、区民・事業者へ周知徹底のうえ、がれき等の処理を行う。
 - (1) 災害対策本部の下に「がれき部」を設置する。
 - (2) 道路啓開による「緊急道路障害物除去がれき」を速やかに搬入させるため、「緊急仮置場」を開設し、管理する。
 - (3) 優先解体（倒壊危険な建物）によるがれき及び応急対策や復旧・復興活動を円滑に行うため、緊急道路障害物除去作業により収集したがれきを搬入する「がれき仮置場」を開設し、管理する。
 - (4) 被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ・廃家電は、主に区民が持ち込むことを想定し、「粗大ごみ・廃家電仮置場」を開設し、管理する。
 - (5) 被災家屋等の解体及びがれきの撤去は、私有財産の処分に該当するため、所有者自身の責任において行うことを原則とする。ただし、国が、個人住宅や中小事業者等に関して特別措置を講じた場合、被災家屋の解体・撤去申請の受付窓口を開設する。
 - (6) 被災家屋の解体・撤去申請内容について、建物の所有者、面積等権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。解体・撤去することが適当と認められた建物について、民間業者と委託契約等により、被災家屋の危険度等に応じて、随時、解体・撤去を行う。なお、委託業者等には、アスベスト等の有害物質を適正に取り扱うよう、指導を徹底する。
 - (7) 委託業者等が行う被災家屋の解体・撤去によるがれきを搬入させる「がれき仮置場」を開設し、管理する。
 - (8) 「緊急仮置場」、「粗大ごみ・廃家電仮置場」、「がれき仮置場」の一次仮置場では、安全管理を徹底する。また、被災家屋の解体・撤去、収集運搬、一次仮置場の各段階において、環境モニタリングを実施し環境保全対策を行う。
 - (9) 家電製品等の法令に定めのある廃棄物は、関連法令に基づく処理を徹底する。ただし、通常のルートによる処理が困難な場合は、関係機関と協議し、別途方策を講じる。
 - (10) がれき等の発生量や仮置場管理運営等について、適宜、災害対策本部へ報告し、災

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第6節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理／第7節 保健衛生・防疫活動

害が大きく現有能力のみで対処できないと判断した場合は、臨時の車両、人員、機材等の応援を受けて処理にあたる。

第7節 保健衛生・防疫活動

第1 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及び蔓延を防止する。

機 関 名	活 動 内 容
区（衛生部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の発生防除等を行う。 (2) 「食品環境衛生指導・消毒班（以下「衛生・消毒班」という）」を編成し、保健衛生活動のほか生活環境の衛生確保や食品の安全確保を図る。 (3) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都（福祉保健局）に対し、迅速に連絡 (4) 防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないとする場合は、都（福祉保健局）または足立区医師会に協力を要請 (5) 都が活動支援や指導、区調整を行う場合、協力する。 (6) 被災地や避難所における感染症発生状況の把握 (7) 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 (8) 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及び蔓延防止対策の実施 (9) 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 (10) 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 (11) 飼い主の不明な飼養動物や負傷動物の一時保護 (12) 避難所における適正飼養の指導・助言 (13) 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都（福祉保健局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区の防疫活動を支援・指導 (2) 東京都医師会、東京都薬剤師会等に区の防疫活動に対する協力要請 (3) 他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 (4) 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 (5) 感染症の流行状況等を踏まえて区が実施する予防接種に関する指導・調整 (6) 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 (7) 区が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都（福祉保健局）において調達

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第7節 保健衛生・防疫活動

機 関 名	活 動 内 容
	(8) 区の衛生管理対策を支援・指導 (9) 「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保
都（福祉保健局）	(10) 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 (11) 区における保健活動班の活動を支援 (12) 動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 (13) 負傷または放し飼い状態の被災動物の保護
東京都医師会	(1) 都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 (2) 都（福祉保健局（都保健所を含む））または区と協議のうえ、防疫活動を実施

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと。

第2 業務手順

《区（衛生部）》

- 1 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「保健活動班」、「衛生・消毒班」を編成して、保健衛生・防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班 名	役 割
保健活動班	(1) 感染症予防のための啓発及び保健指導 (2) 健康調査及び健康相談 (3) 避難所等の感染症発生状況の把握
衛生・消毒班	(1) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 (2) 食品集積所の衛生確保 (3) 避難所の食品衛生指導 (4) その他食品に起因する危害発生の防止 (5) 食中毒発生時の対応 (6) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 (7) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 (8) 手洗いの励行 (9) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 (10) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 (11) 情報提供 (12) 殺菌、消毒剤の調整 (13) 飲料水の塩素による消毒の確認 (14) 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 (15) 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 (16) 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 (17) 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 (18) 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 (19) 患者発生時の消毒（指導） (20) 避難所の消毒の実施及び指導 (21) 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

第3 詳細な取組内容

1 各班の役割

(1) 保健活動班

- ア 被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- イ 健康調査及び健康相談の実施と平行して、衛生・消毒班等の協力を得て、啓発及び保健指導、衛生指導を行う。
- ウ 感染症の急速な蔓延を防止するため、感染症患者及び感染のおそれのある者を早期に発見・処置することを主眼として業務を行う。

(2) 衛生・消毒班

- 食品衛生監視員2名、環境衛生監視員1名を1班とし、最大編成7班とする。
- ア 保健所長の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- イ 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ウ 保健活動班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒を実施及び指導を行う。

2 感染症対策

- (1) 一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合等には、都(福祉保健局)と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所(以下「都区市保健所」という。)が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (2) 都(福祉保健局)及び都区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (3) 区は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- (4) 都(福祉保健局)は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- (5) 保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、疫病調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

3 被災動物の保護

《区(衛生部)》

- (1) 飼い主の不明な飼養動物や負傷動物の一時保護を継続する。
- (2) 避難所における飼養動物の適正飼養の指導・助言を継続する。
- (3) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。
- (4) 被災動物の保護に関し、都、関係団体等へ協力する。

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第7節 保健衛生・防疫活動／第8節 し尿処理

《都（福祉保健局）》

(1) 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

第8節 し尿処理

第1 対策内容と役割分担

風水害によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレが使用できなくなった場合、被災地の衛生環境を保持するため、避難場所・避難所等のし尿を迅速かつ適切に処理する。

区は、各避難所等の避難人数、仮設トイレ設置状況等を把握し、協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者へ応援要請をしたうえで、都（下水道局）と連携して、下水道施設（水再生センター及び指定マンホール）への搬入処理を実施する。なお、し尿処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、環境部）	(1) 仮設トイレの設置状況等の把握 (2) 協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者へ応援要請 (3) し尿処理に関する災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (4) 収集運搬体制の確保及びし尿の搬入処理 (5) 車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請
都（下水道局）	(1) 水再生センターや指定マンホールでの、し尿の受入れ・処理

第2 詳細な取組内容

《区（環境部）》

- 1 区は、災害対策本部としてまとめた避難情報に基づき、協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者にし尿処理に必要な車両（バキュームカー）、人員、機材等の応援要請を行い、し尿処理に関する災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定する。
- 2 し尿収集車両（バキュームカー）により収集したし尿は、都（下水道局）との覚書の締結により、水再生センター及び指定マンホールへ搬入・処理する。
- 3 区は、車両、作業員に不足を生じるおそれのある場合、都や他自治体等に必要な指示と応援を求め、災害対策本部は、協定自治体等に車両、作業員、機材等の提供を求める。

第9節 避難所ごみ・生活ごみの処理

第1 対策内容と役割分担

生活環境の保全及び公衆衛生の保持のため、避難所ごみ及び生活ごみを迅速かつ適正に処理する。なお、避難所ごみ及び生活ごみの処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1)区内の被害状況、避難所開設状況等を把握 (2)ごみの発生推定量を算出、必要に応じて臨時集積所の決定 (3)災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (4)収集運搬体制の確保 (5)車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請

第2 詳細な取組内容

《区（環境部）》

- 1 ごみ（可燃、不燃、資源）発生状況の把握と予測及び集積所・収集運搬ルート・中間処理施設、避難所等の状況を把握し、災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定する。
- 2 災害廃棄物処理方針及び実行計画は、分別・資源化・適正処理等によるごみの減量のため、区民・事業者に周知徹底する。
- 3 収集可能な状態になった時点から、収集にあたる。
- 4 避難所も含めた可燃ごみの収集運搬を最優先し、不燃ごみ、資源は状況を見て、順次再開する。
- 5 収集については原則、平常ルートに避難場所及び避難所を追加する。
- 6 生活ごみの排出はごみ集積所を原則とし、搬入先（処理施設）の停止やごみ集積所が利用できない場合は、臨時集積所として避難所または一次仮置場への排出・保管を検討する。
- 7 一次仮置場への排出・保管の際は、ごみの種別（可燃・不燃・資源）ごとに行う。
- 8 生活ごみ・避難所ごみの発生量や状況等について、適宜、災害対策本部へ報告し災害が大きく現有能力のみで対処できないと判断した場合は、臨時の車両、人員、機材等の応援を受けて処理にあたる。

第10節 教育・保育の復旧対策

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部、都市建	(1)児童・生徒の安否確認、校舎点検整備、臨時学級編成、学用品の調達等、応急教育に関する対策の実施 (2)園児の安否確認、保育園・こども園の整備、地域ごとの実情の把握等、応急保育に関する対策の実施

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建
第10節 教育・保育の復旧対策

機 関 名	対 策 内 容
設部)	(3)学童保育児童・職員の安否確認、住区（コミュニティ）センター学童保育室等の整備、地域ごとの実情の把握等、応急学童保育に関する対策の実施

第2 詳細な取組内容

(1) 応急教育

ア 災害復旧時の体制

《学校》

- (ア) 学校長は、区（教育指導部、学校運営部）と連絡を密にし、臨時の学級編成を行う等、応急教育計画に基づき、早期に教育活動ができるよう努める。
- (イ) 学校長は、校舎の被害状況の調査結果及び避難所の現況を区（施設営繕部、教育指導部、学校運営部）に報告する。
- (ウ) 学校長は、授業再開にあたっては、校舎の点検を行い、児童・生徒の安否確認、通学路等の安全確認を行い、総合的見地から判断する。その結果を、調査資料を添えて区（教育指導部、学校運営部）に報告する。
- (エ) 学校長は、応急教育の実施にあたっては、児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (オ) 学校長は、疎開した児童・生徒について、疎開先を訪問する等し、主として「健康及び安全教育」「生活指導」に重点を置いた指導を行うよう努める。

《区（施設営繕部）》

- (ア) 区（施設営繕部）は、各学校の被害状況を把握し、全区的な被害状況を学校に提供する。
- (イ) 区（施設営繕部）は、早期に学校校舎等設備の復旧整備を図り、学校が平常授業に戻れるよう努める。

《区（教育指導部）》

- (ア) 区（教育指導部）は、応急教育計画に基づく指導の内容を、主として「健康及び安全教育」「生活指導」に重点を置き、指導主事を派遣して学校の指導にあたる。
- (イ) 区（教育指導部）は、学校が避難所として長期化した場合は、災害対策本部と協議し、必要な措置を講じて、早期に授業の再開に努める。

イ 災害救助法適用に伴う学用品の給与について

（東京都災害救助法施行細則に基づく）

- (ア) 学用品の支給は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水により、学用品を喪失または破損し、就学上支障のある児童・生徒に対し行う。
- (イ) 学用品の調達及び支給は、都の計画に基づき、区長が区（学校運営部）及び学校長の協力を得て配分する。

《区（学校運営部）》

- (ア) 区（学校運営部）は、被災状況報告書に基づき、次により学用品を調達する。
- (イ) 教科書、教材は、教育委員会届け出承認の使用教科書、教材とし、早急に再支給の手続きをとる。
- (ウ) 文具類及び通学用品は、小学校児童1人につき4,500円、中学校生徒1人につき4,800円の支給限度が設けられているため、調達にあたっては、学用品購入計画書（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.199）を作成し、可能な範囲で同一規格、同一価格の物を購入調達する。
- (エ) 区（学校運営部）は、調達した学用品を学校に配布し、学校長を通じて、児童・生徒に支給する。
- (オ) 学校長は、学用品の支給完了後、支給状況報告書を教育委員会へ提出する（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.200、201）。
- (カ) 学用品の給与できる期間は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とするが、交通、通信等の途絶により、学用品の調達輸送の困難が予想される場合は、内閣総理大臣に対して必要な期間の延長を申請する。
- (キ) 学用品の支給を実施したときは、次の関係書類を整理保存し、必要に応じ区長へ報告する。
- a 救助実施記録
 - b 学用品の支給状況報告書
 - c 学用品購入関係、支払証拠書類
 - d 備蓄物資払出証拠書類
- ※ 私立小・中学校生については、これに準じて給与する。

《学校》

- (ア) 学校長は、区（学校運営部）と連絡を取り、早急に教職員と協力し、学年別、項目別に被災状況を調査集計し、被災状況報告書（資料編震災編 第59「学用品の調達及び支給方法様式」P.198）により報告する。

(2) 応急保育

ア 災害復旧時の体制

- (ア) 子ども家庭部長は、職員を掌握して保育園・こども園の整備を行い、園児及び職員の安否を確認するとともに、施設等の被害状況を調査し、関係機関と連携し、速やかな復旧体制に努める。
- (イ) 応急保育実施計画に基づき、家庭で保育不可能な園児は、避難所または保育園・こども園において保育する。その際、登降園の安全の確保に留意する。
- (ウ) 災害により登園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。
- (エ) 子ども家庭部長は、災害の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常保育に早急に戻るよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

第2章 被災者等に対する支援及び生活再建

第10節 教育・保育の復旧対策

(3) 応急学童保育

ア 災害復旧時の体制

(ア) 地域のちから推進部長は、職員を掌握して、住区（コミュニティ）センター学童保育室等の整備を行い、学童保育児童及び職員の安否を確認するとともに、施設等の被害状況を調査し、関係機関と連携して、速やかな復旧体制に努める。

(イ) 災害により登室できない児童については、地域ごとに実情を把握する。

(ウ) 地域のちから推進部長は、災害の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常学童保育に早急に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

(4) 私立小中学校及び私立保育園等

ア 災害復旧時の体制

(ア) 各事業者は、災害発生のおそれがある場合または災害が発生した場合は、利用者、従業者等の安全確保を行う。

(イ) 区（関係部）は、各事業者への災害情報の提供等に努め、応急対策において、公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて各事業者に要請する。